評価書様式

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項									
法人名	独立行政法人自動車技術総合	独立行政法人自動車技術総合機構								
評価対象事業年	年度評価	令和元年度(第4期)								
度	中期目標期間	平成28~令和2年度								

2	2. 評価の実施者に関する事項									
主	務大臣	国土交通大臣								
	法人所管部局	自動車局	担当課、責任者	技術・環境政策課 久保田 秀暢						
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也						
主	務大臣									
	法人所管部局		担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)						
	評価点検部局		担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)						

3. 評価の実施に関する事項

令和2年7月16日に理事長・監事ヒアリング及び外部有識者からの意見聴取などを目的とする会合(令和元年度及び第1期中期目標期間における独立行政法人自動車技術総合機構の業務実績評価に 関する会合)を開催した。

4. その他評価に関する重要事項

該当なし

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定								
評定	A: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C,	得られていると認められる。	H28年度	H 2 9 年度	H30年度	R 元年度	R2年度		
D)		В	В	A				
評定に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」の規定に基評定」であること、また、下記事項を踏まえ「A評定」とする。 【項目別評定の算術平均】 (S5点×1項目+A4点×5項目+A4点×3項目×2+B3点×8項目)÷(17項目+33) → 算術平均に最も近い評定は「A」評定である。			- 項目別評定の第	- 静術平均に最もù	近い評定が「A		

2. 法人全体に対する記	2. 法人全体に対する評価									
法人全体の評価	項目別評定のとおり、評価項目全17項目のうち1項目について「中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている」、8項目について「中期計									
	画における所期の目標を上回る成果が得られている」、8項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実									
	現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。									
全体の評定を行う上で	該当なし									
特に考慮すべき事項										

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)								
課題、改善事項									
その他改善事項	該当なし								
主務大臣による改善命	該当なし								
令を検討すべき事項									

4. その他事項	
監事等からの意見	法人の自己評価について異論無し。
その他特記事項	有識者からの意見として、法人の自己評価について異論無し。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標)		4	年度評価	E		項目別	Ü
	28	29	30	令和	令和	調書No.	
	年度	年度	年度	元	2		
				年度	年度		
. 国民に対して提供するサービス	その他の	業務の質	質の向上	に関す	る事項		
自動車の審査業務		D	Ъ	Ъ		I .1.(1)①	
型式認証における基準適合性審査等	В	В	В	В			
自動車の審査業務		-		-		I .1.(1)②	
使用段階における基準適合性審査	В	В	В	В			
自動車の登録確認調査業務	В	В	В	В		I .1.(2)	
自動車のリコール技術検証業務	A	A	A	A		I .1.(3)	
研究内容の重点化・成果目標の明確化			AO	AO		I .2.(1)①	
自動車(安全分野)	AO	AO	重	重			
 研究内容の重点化・成果目標の明確化						I .2.(1)①	<u> </u>
自動車(環境分野)	AO	ВО	AO	AO		1 .2.(1)①	
			重	重			-
研究内容の重点化・成果目標の明確化	ВО	вО	ВО	AO		I .2.(1)①	
鉄道等			重	重			-
外部連携の強化・研究成果の発信、受						I .2.(1)234	
託研究等の獲得、知的財産権の活用と	В	В	В	В			
管理適正化							
自動車の審査業務の高度化	В	В	A	A		I .2.(2)①	
型式認証における基準適合性審査等			7 1	. .			
自動車の審査業務の高度化	В	В	A	A		I .2.(2)②	
使用段階における基準適合性審査		В	Λ	Λ			
自動車のリコール技術検証業務の高度		Α	Α.	Α.		I .2.(3)	
化	A	A	A	A			
自動車技術の国際標準化	A	A	A	S		I .3.(1)	
鉄道技術の国際標準化	A	В	A	В		I .3.(2)①②	
盗難車両対策、点検・整備促進への貢						I .4.(1)(2)(3)	
献等、関係機関との情報共有の促進						(.)(=)(0)	
	В	В	A	A			

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

	中期計画(中期目標)		左	F度評估		項目別	備考	
		28	29	30	令和元	令和2	調書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度		
Π.	 業務運営の効率化に関する事項							
	一般管理費及び業務経費の効率化目標等、						II.1.(1)(2)(3)	
	調達の見直し、業務運営の情報化・電子化	В	В	В	В		II .2.(1)(2)(3)	
	の取組。総員配置の見直し、その他実施体							
Ⅲ.	制の見直し、人事に関する計画 財務内容の改善に関する事項							
ш.	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有						III.(1)(2)(3)	
	資産の見直し	В	В	В	В		() () ()	
IV.	短期借入金の限度額	_	_	_	_		IV.	
V.Z	の他業務運営に関する重要事項							
	自動車の設計から使用段階までの総合的な						V.(1)(2)(3)	
	対応、施設及び設備に関する計画、人材確						(4)(5)	
	保、育成及び職員の意欲向上、広報の充実 強化を通じた国民理解の醸成、内部統制の	D.	D	D	D			
	徹底、独立行政法人自動車技術総合機構法	В	В	В	В			
	(平成 11 年法律第 218 号) 第 16 条第 1 項							
	に規定する積立金の使途							
VI.	不要財産又は不要財産となる事が見						VI.	
込ま	れる財産の処分等に関する計画	_	_	_	_			
	重要な財産を譲渡し、又は担保にす	_	_	_	_		VII.	
る計								
	剰余金の使途	_	_	_	_		VIII.	
一定	の事業等のまとまり	Г	l				(.)	
	道路運送車両法に基づく執行業務等(保安						IX.(1)	
	基準適合性の審査、登録に係る確認調査、 リコールに係る技術的検証等)(1.(1)	_	_	Α	Α			
	リュールに係る技術的検証等)(1.(1) ~(3)、2.(2)~(3)、4.)							
	自動車及び鉄道等の研究業務等(2.						IX.(2)	
	(1), 3.)	_	_	Α	A			

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I. 1. (1) ①	的確で厳正かつ公正な業務の実施									
	自動車の審査業務									
	①型式認証における基準適合性審査等									
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条							
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)								
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198							
易度		レビュー								

主要な経年ラ		マよう、よう)は中田						(の) 悪か () プロリ	(±+n /plyz/r/+	+n ¬ ¬× 1 ¬ ¬ >	明よった。		
指標等	達成目標	アウトカム)情報 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	②主要なインプット	_	1	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
審査方法等の 改善	10 件	10 件 (繁忙期を除いて毎 月実施)	10 件	10 件	10 件	10 件		予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	
								行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454	5,615	6,077	15,284	
								従事人員数	949	949	992	992	

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務	大臣による評価
					業務実績	自己評価		
	自動車が市場に	自動車が市場	自動車が市場に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	投入される前に実	に投入される前	投入される前に実	・審査方法等の改善	自動車等の保安基準適合性の審査を確実か	В	<評定に至った理由>	
	施する型式認証に	に実施する型式	施する型式認証に		つ効率的に実施するとともに、適切な審査体	業務実績のとおり着実	自己評価書の「B」と	この評価結果が妥当であると確認で
	おける基準適合性	認証における基	おける基準適合性	<その他の指標>	制の保持・整備に努めるため、以下の取り組	な実施状況にあると認	きた。	
	審査等の的確で効	準適合性審査等	審査等の的確で効	特になし。	みを実施した。	められる。		
	率的な実施に向け	の的確で効率的	率的な実施に向け					
	た取組を推進する	な実施に向けた	た取組を推進しま	<評価の視点>	(ア)業務実績	<課題と対応>		
	とともに、申請者	取組を推進しま	す。	計画通り着実に実行で	自動車認証審査を確実で効率的に実施し、	特になし。		
	である自動車メー	す。		きているか。	基準不適合箇所についても、認証審査の過程			
	カーや装置メーカ	また、地方事	また、審査方法		で改善させることにより、基準に適合しない			

一等の利便性の向|務所や海外事務|等の改善(10 件 又はおそれのある自動車が市場に出回ること を防止した。 上を図ること。 |所の創設、審査|以上)により、型 | 方 法 等 の 改 善 |式認証等の申請者| 令和元年度申請型式数及び不合格件数は以 (50 件以上) に である自動車メー 下のとおり。 より、型式認証カーや装置メーカ ▶ 車両審査件数 : 2,678 型式 等の申請者であ一等の利便性の向 ▶ 共通構造部型式審査件数 : 30型式 る自動車メーカ上を図ります。 ▶ 装置型式審査件数 : 302型式 ーや装置メーカ ▶ 不合格(基準不適合自動車等)件数 : ー等の利便性の 5 件 向上を図りま (イ)技術職員の育成・配置、技術力の蓄 認証審査を的確かつ効率的に実施すること を目的として、自動車認証審査官等の業務の 習熟度の認定及び業務に必要な知識・技能を 習得するための研修等を行っている。 令和元年度においては、新人職員を対象と した初任研修について、異動時期等を踏まえ つつ実施したほか、習熟度の高い認証審査官 を教育係として選任し、教育係を中心に必要 な指導等を行った。 認証審査官の業務に求められる業務水準、 |習熟度、必要な知識及び能力等の向上を目的 とした認定制度の下、認証審査官の試験実施 能力に関し、令和元年度においては、172件 の認定を与え、認定の取得状況をグループ横 断的に登録管理した。 認証審査官の研修においては、求められる 役割・責任、それに必要となる知識、能力等 について再確認した上で、騒音、灯火・反射 器、ブレーキ、排気ガス等に関する研修を行 い、専門性の向上を図った。また、海外にお いて認証審査実施可能な基礎語学レベルを習 得させることを目的とした基礎的な英語研修 や、語学力の向上を目的とした中・上級英語 研修を実施した。これら認証審査官の専門 性、語学力の向上を図るための研修をのべ 81 回実施した。 自動車認証審査部と関係業界で、騒音に係 |る新基準 (国連規則第 51 号改訂 4 (UNR51-04シリーズ) 令和3年3月から適

|用) についての合同勉強会を実施し、審査方| 法等についての技術水準の向上を図った。 自動車認証審査部と自動車安全研究部の 合同で、衝突被害軽減ブレーキ(Advanced Emergency Braking System: AEBS) 作動 時乗員挙動計測及び AEBS 作動時の乗員姿 勢を模擬したスレッド試験、チャイルドシ ート試験要件改定のための試験、自転車と 車両の衝突試験、ラップベルトの有効性を 確認するためフルラップ前面衝突試験、及 び大型バスの乗員安全性試験を実施した。 これらの試験に協力することにより、認証 審査官の安全性評価及び認証審査方法等に ついての技術水準の向上を図った。 (ウ) 申請者の利便性の向上 施設や審査方法等の申請者のニーズを把握 し、申請者の利便性向上を図るため改善を行 った。 自動車試験場において試験実施時等に申請 者が使用できるインターネット回線を整備し た。また、自動車認証審査部と申請者におい て、Web ミーティングを実施するための機器 を整備した。さらに、自動車の先進安全技術 の性能認定制度の係る審査について、柔軟な 対応(試験等の先行実施)のための体制整備 を整える等、10件の改善を行った。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 1. (1) ②	的確で厳正かつ公正な業務の実施	的確で厳正かつ公正な業務の実施									
	自動車の審査業務										
	②使用段階における基準適合性審査										
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条								
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198								
易度		レビュー									

. 主要な経年ラ	データ													
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度			28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		終年度値等)												
検査コース	2,000 時間		1,450 時	1,485 時	1,444 時	947時間			予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
閉鎖時間	以下		間 30 分	間 39 分	間 33 分	28分								
重大事故の 発生にかか る度数率	1.15 以下		1.12	0.23	0.68	0.69			決算額(百万円)	15,041	14,723	16,070	14,345	
街頭検査実 施台数	110,000 台		121,077 台	131,300 台	129,424 台	130,054 台			経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
									経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	
									行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454	5,615	6,077	15,284	
									従事人員数	949	949	992	992	

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及	及び主務大臣による	評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣に	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	自動車の使用段階に	自動車の使用段階に	自動車の使用段階に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	おける基準適合性審査	おける基準適合性審査	おける基準適合性審査	・ 検査コース閉鎖時	(ア)平成 27 年度に神奈川	В		
	(いわゆる車検時の審	(いわゆる車検時の審	(いわゆる車検時の審	間	事務所において、保安基準	業務実績のとおり着		
	查。以下「検査業務」	查。以下「検査業務」	查。以下「検査業務」	・ 重大事故の発生に	不適合の並行輸入自動車を	実な実施状況にある		
	という。)を的確で厳	という。)を的確で厳	という。)を的確で厳	かかる度数率	合格させたとして旧自動車	と認められる。		

正かつ公正に実施する こと。

特に、検査業務にお いて審査事務規程に則 った審査が行われず、 また、基準に適合させ るために必要な装置を 不要と判断する等の不 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推進本部を 設置し、推進本部の責 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ ないよう、審査事務規 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 確認し、検査業務の適 正化に取り組むこと。

加えて、監事を補佐 する監事監査室を設置 する等、チェック機能 の強化を図ること。

正かつ公正に実施しま | 正かつ公正に実施しま |・街頭検査実施台数 | 検査独立行政法人の職員3

った審査が行われず、 求対策の着実な推進、 正化に取り組みます。

具体的には、審査事 | 正化に取り組みます。 する要因を排除すると「進します。 ともに、検査工数の効 します。

動車の審査にあって「の軽減を検討します。 は、書面審査の徹底、 現車審査の複数名での「査への不当介入の排除

特に、検査業務にお | (ア)特に、検査業務 | <その他の指標> いて審査事務規程に則 | において審査事務規程 | 特になし。 に則った審査が行われ また、基準に適合させ | ず、また、基準に適合 | <評価の視点> 不要と判断する等の不 | 置を不要と判断したも | できているか。 適切事案が発生したこしのや、検査機器の不具 とを踏まえ、理事長及「合及び設定不備による」 び全理事からなる検査|誤判定等の不適切事案 業務適正化推進本部を一に対して、理事長及び 設置し、推進本部の責 | 全理事からなる検査業 任のもと、同種不適切|務適正化推進本部の責 事案を二度と発生させ「任のもと、同種不適切」 ないよう、審査事務規 事案を二度と発生させ 程等の見直し、不当要しないよう、審査事務規 | 程等の見直し、不当要 審査体制の整備等の必 | 求対策の着実な推進、 要な措置を確実かつ速 | 審査体制の整備等の必 やかに実施するととも | 要な措置を確実かつ速 に、その実施を不断に「やかに実施するととも 確認し、検査業務の適|に、その実施を不断に 確認し、検査業務の適

- 務規程について、不明 i . 検査機器の不具 確な補修等の規定を明 | 合及び設定不備による 確化することなどによし誤判定の再発を防止す り不当要求行為を誘発しるため、改善対策を推
- ii. 審査事務規程に 率化による検査官の過一ついて、不明確な補修 重な負担の軽減を検討「等の規定を明確化する ことなどにより不当要 さらに、受検者によ|求行為を誘発する要因 る審査への不当介入の「を排除するとともに、 排除と審査体制の整備|検査工数の効率化によ 等のため、並行輸入自しる検査官の過重な負担

| iii. 受検者による審

名が逮捕された事案(以下 <課題と対応> 「神奈川事案」という。)に|特になし。 ついて、当該事案の原因分 析及び再発防止策の提言を 求めるために設置した「神 るために必要な装置を | させるために必要な装 | 計画通り着実に実行 | 奈川事務所の不適切事案等 に関する第三者委員会」(委 員長:岩村修二弁護士)の 報告書を踏まえ、検査業務 滴正化推進本部(本部長: 理事長)の下、再発防止に 向けて取り組んでいるとこ ろである。当該本部会合に ついて、令和元年度は3回 開催し、神奈川事案や検査 機器の不具合及び設定不備 による誤判定事案の再発防 止対策の実施状況の確認、 年度内に発生した誤判定事

案の原因分析及び再発防止

対策の検討等を進め、着実

に各種対策を実施した。

i. 国土交诵省、軽自動車 検査協会及び当機構の3者 によりとりまとめた検討会 報告書に基づき、検査機器 の不具合及び設定不備によ る誤判定の再発を防止する ため、再発防止対策の継 続・改善に取り組んでいた が、2つの事務所におい て、それぞれ設定不備及び 校正不備による誤判定事案 が発覚した。前者について は、職員が検査機器の判定 値の設定方法の確認を行っ た際に異なる判定値に変更 した後、判定値を戻すこと を失念していたことが原因

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認で

<評定に至った理由>

実施の徹底等をすすめしと審査体制の整備等の て、並行輸入自動車の一ため、並行輸入自動車 外観検査を確実に行う一の審査にあっては、書 ための専用審査棟を設し面審査の徹底、現車審 置します。また、事務 所における警備員を増|徹底、警備員の活用等 員するとともに、監視しをすすめるとともに、 カメラの増設等を進め「並行輸入自動車の外観 ます。これらにより、 不当要求対策の着実なしめに設置した専用審査 推進と審査体制の整備 | 棟を適切に運用しま 等を進めます。

その他、検査後に不一応訓練の実施など、不 正改造が疑われる自動 | 当要求対策を着実に推 車の情報を国と共有す | 進することにより、厳 るとともに、これらの「正かつ公正な審査体制 取組全般を不断に点検しの維持に努めます。

する監事監査室を設置 体制を徹底します。 する等、チェック機能 の強化を図ります。

また、審査事務規程 に則った検査業務が行 えるよう、必要な機 器・設備を整備すると ともに、職員への研修 や、受検者へ検査業務 の理解を求める周知活 動等に取り組むこと。 これらの対策を推進す ることによって、コーーることによって、コーー進することによって、 ス 稼 働 率 を 年 平 均 | ス 稼 働 率 を 年 平 均 | コース稼働率を年平均

動等に取り組みます。

査の複数名での実施の | 検査等を確実に行うた す。また、不当要求対

するため、内部監査室 | iv. 検査後に不正改 | を設置し要員を増加す 造が疑われる自動車の るなど内部監査部門を|情報を国と共有すると 強化するとともに、抜しともに、これらの取組 き打ち方式の監査も導 | 全般を内部監査室が不 入するなどにより、内 | 断に点検するととも 部監督体制を強化しました、抜き打ち方式の監 査を実施するなどによ 加えて、監事を補佐|り、引き続き内部監督

また、審査事務規程 (イ)また、審査事務 に則った検査業務が行|規程に則った検査業務 えるよう、必要な機一が行えるよう、必要な 器・設備を整備すると 機器・設備を整備する ともに、職員への研修 | とともに、職員への研 や、受検者へ検査業務|修や、受検者へ検査業 の理解を求める周知活|務の理解を求める周知 活動等に取り組みま これらの対策を推進すしす。これらの対策を推

であり、当該検査機器は年 式が古く、判定値設定等に 係るパスワード設定ができ ない仕様であったため、職 員自らが判定値の変更がで きる状況にあった。また本 件では、誤った判定値で検 香を実施した事実はない様
 に職員が偽装を行っていた ことも確認された。後者に ついては、校正機関が校正 作業の終了後に作動確認を 実施するために設定を変更 し、元の状態に戻すことを 失念したことが原因であっ た。両者の誤判定に対して は、整備業界との調整のう え、自動車ユーザーにダイ レクトメールを発送し、誤 判定を行った検査項目に係 る確認検査等を実施した。 再発防止に向けては、関係 管理職に対し理事長からの 注意喚起を実施するととも に、これまでの対策に加 え、パスワード設定ができ ない仕様の検査機器につい ては、判定値の変更禁止規 定を遵守させるため制御卓 に視覚的な警告表示を行っ たほか、同検査機器の判定 値変更について、事務所、 地方検査部及び本部が連携 し、複層的なチェック体制 の強化を行った。また、校 正機関に対しても、校正終 了時における引き渡し前の 確認等の再発防止策を徹底 した。

関連規程等については、 11月29日付で検査機器の適 99.5%以上とするた め、故障を起因とする コース閉鎖時間を年平 均 2,000 時間以下とす ること。

検査業務の実施にあ たっては、受検者の安 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して いる専門案内員の拡充 や、案内表示の改善等 を実施すること。これ ら対策を推進すること によって、中期目標期 間中の重大な事故の発 生にかかる度数率を年 平均 1.15※以下とす ること。

※厚生労働省がまとめ る事業所規模が100名 以上の特掲産業別労働 災害率のうち自動車整 備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15 である ことを踏まえ、それと 同等の値とすることを 目指すもの。

社会的要請が高い街 頭検査への重点化を図 るため、街頭検査の実 施にあたっては、例え ば、特に社会的要請が 高い騒音対策につい て、これまで試行的に 実施してきた車両下部 画像確認システムの使 用を拡大するなど検査 内容の充実を図り、検

ます。

検査業務の実施にあ 重要であることから、 1.15※以下とします。 ※厚生労働省がまとめ る事業所規模が100名 める事業所規模が100 以上の特掲産業別労働 名以上の特掲産業別労 災害率のうち自動車整|働災害率のうち自動車 備業の度数率が、平成 | 整備業の度数率が、平 26 年度は 1.15 である 成 26 年度は 1.15 であ ことを踏まえ、それと「ることを踏まえ、それ 同等の値とすることを「と同等の値とすること 目指すもの。

実施してきた車両下部 内容の充実を図り、検

99.5%以上とするた | 99.5%以上とするた め、故障を起因とするしめ、故障を起因とする コース閉鎖時間を年平 | コース閉鎖時間を年間 均 2,000 時間以下とし | 延べ 2,000 時間以下と します。

検査業務の実施にあ たっては、受検者の安したっては、受検者の安 全性・利便性の向上も 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して|地方事務所に配置して いる専門案内員の拡充しいる専門案内員の拡充 や、案内表示の改善等しや、案内表示の改善等 を実施し、これら対策を実施し、これら対策 を推進することによっしを推進することによっ て、中期目標期間中の て、平成31年度期間中 重大な事故の発生にかしの重大な事故の発生に かる度数率を年平均 | かかる度数率を 1.15% 以下とします。

> ※厚生労働省がまと を目指すもの。

社会的要請が高い街 (ウ) 社会的要請が高 頭検査への重点化を図しい街頭検査への重点化 るため、街頭検査の実を図るため、街頭検査 施にあたっては、例えしの実施にあたっては、 ば、特に社会的要請が「例えば、特に社会的要 高い騒音対策につい「請が高い騒音対策につ て、これまで試行的に いて、これまで試行的 に実施してきた車両下 画像確認システムの使「部画像確認システムの 用を拡大するなど検査|使用を拡大するなど検 | 査内容の充実を図り、

正の確保に係る通達を改正 し、パスワードが設定でき ない検査機器については確 認頻度を短くし、さらに、 検査開始時には検査モード を確認する等の強化を行っ

また、検査機器の維持及 び管理を確実に行うため、 3月27日付で検査機器の管 理に係る規程を改正し、機 器責任者及び補助者それぞ れの担務を明確化した。

ii. 的確で厳正かつ公正な 審査業務を行うため、審査 事務規程を改正し、新規検 査等に事前提出する書面に ついて、新規届出において 最大安定傾斜角度、新規届 出及び改造届出において最 小回転半径に関する書類を 省略できる範囲を拡大する ことにより、不当要求行為 を誘発する要因を排除しつ つ、明確化を図るなど検査 官の負担を軽減するととも に、検査業務の効率化を実 現した。

併せて、通関証明書偽造 車両等の不審車両に対して アラートを出す機能を高度 化施設に追加することによ り疑わしい車両を即座に判 断することができるように し、検査官の負担軽減を図 った。

iii. 神奈川事案に係る第三 者委員会報告書において、 「本部の役職員と現場の検 査効果の向上に努める こと。これらの取組に あたっては国と連携し て効率的な実施に努 め、引き続き、中期目 標期間中に 55 万台以 上実施することを目指 すこと。また、所要の 構造・装置の取り外し が疑われる車両に係る 情報について、国と共 有し、街頭検査を実施 することにより、一層 の不正改造車対策を推 進すること。

さらに、国と連携 し、不正改造車対策の ための活動を行うこ

検査業務時の車両の 状態を画像等で取得す る機器及び検査業務の 結果等について電子的 に記録・保存する機器 を有効に活用すること により、業務の適正化 と不正改造車対策を推 進すること。なお、こ れらの機器の活用にあ たっては、機器の改善 により、検査業務の負 担増加を緩和すること に留意するとともに、 街頭検査等での画像照 合をより効果的に行う 観点で、継続検査時の 車両の状態についても 画像を取得するよう、 検討すること。

査効果の向上に努めま | 検査効果の向上に努め す。これらの取組にあします。これらの取組に たっては国と連携して一あたっては国と連携し 効率的な実施に努め、 引き続き、中期目標期 間中に 55 万台以上実 | 年度期間中に 11 万台以 施することを目指しま | 上実施することを目指 す。また、所要の装置します。また、所要の の取り外し等が疑われ | 装置の取り外し等が疑 る車両に係る情報につ いて、国と共有し、街一について、国と共有 頭検査を実施することし、街頭検査を実施す により、一層の不正改 | ることにより、一層の 造車対策を推進しま「不正改造車対策を推進

さらに、国と連携

検査業務時の車両の 討します。

て効率的な実施に努 め、引き続き、平成 31 われる車両に係る情報 します。

さらに、国と連携 し、不正改造車対策のし、不正改造車対策の ための活動を行いま | ための活動を行いま

検査業務時の車両の 状態を画像等で取得す一状態を画像等で取得す る機器及び検査業務の一る機器及び検査業務の 結果等について電子的 | 結果等について電子的 に記録・保存する機器 に記録・保存する機器 を有効に活用すること | を有効に活用すること により、業務の適正化 | により、業務の適正化 と不正改造車対策を推しと不正改造車対策を推 進します。なお、これ「進します。なお、これ らの機器の活用にあたしらの機器の活用にあた っては、機器の改善に一っては、機器の改善に より、検査業務の負担 より、検査業務の負担 増加を緩和することに「増加を緩和することに 留意するとともに、街口留意するとともに、街 頭検査等での画像照合|頭検査等での画像照合 をより効果的に行う観しをより効果的に行う観 点で、継続検査時の車 点で、継続検査時の車 両の状態についても画 | 両の状態についても画 像を取得するよう、検し像を取得するよう、検 討します。

査官等の組織としての一体 性を醸成」することが必要 と指摘されていることを踏 まえ、並行輸入自動車専用 審査棟の運用方法等につい て、前年度に引き続き本 部、関東検査部及び神奈川 事務所からなるチームで検 討を進めた。神奈川事務所 における並行輸入自動車の 書面審査日数について、関 東検査部管内の他事務所と 同等になるよう日数の延長 を実施し、特異事業者が集 まる環境の改善に取り組む とともに、受検者との会話 のルールについて検討を行 い、3月31日付で審査事務 規程及び通達の改正を実施 し明確化を図った。また、 並行輸入自動車専用審査棟 に標識、天井鏡及びマット を設置するなど、安全性向 上策により審査の環境改善 を図った。さらに、第三者 委員会報告書を踏まえて実 施している再発防止策の進 捗状況について、外部有識 者によるモニタリングを実 施し評価を行うとともに、 役職員の意識改革や再発防 止策の継続的取組みの重要 性について周知徹底を図っ

また、全国の地方検査 部·事務所(以下、「地方事 務所等」という。) において は、不当要求に毅然と対応 し厳正・公正な審査が行え るよう、通達に規定されて いる特異事業者への対応の

NEX 2 A 2 2 11 12 70 14 12 A
流れを含めた対応訓練を全
ての地方事務所等において
実施した。
iv. 基準適合性審査、不当
要求防止対策及び事故防止
対策の実施状況に関し、本
部が地方事務所等に対して
適切に指導・監督するため
に、一般監査を地方事務所
等 18 箇所に対し実施すると
ともに、無通告調査につい
ても実施した。監査実施結
果は他の地方事務所等に横
展開し、好事例の取入れ及
び改善指摘があった事項の
自己点検を促し同種事案の
予防処置を図った。
(イ)検査コースについて
は稼働率を年平均 99.5%以
上とするため、使用年数が
長く、故障発生の可能性が
高い検査機器(20 基)につ
いて、老朽更新を行った。
また、機器故障時は機器メ
ーカーに対しの迅速な対応
について強く要請を行っ
た。さらに、とりわけ前年
度に故障等により稼働率が
低かった検査機器に着目し
て重点的に更新又は修理を
行う取り組みを実施した。
加えて、職員への研修にお
いても、高度化施設や老朽
更新した検査機器を研修用
教材として研修センターに
設置し、検査機器の管理に
関する教育の充実を図っ
た。これらの結果、故障を
12

起因とするコース閉鎖時間
は 947 時間 28 分となった。
受検者の安全性・利便性
の向上を図るため、案内表
示の改善や、事故等に対す
る注意喚起を引き続き実施
した。特に、令和元年度に
おいては以下の通り重点的
に事故防止に係る取組みを
実施した。
▶ 地方事務所等から事故発 ★のおはいましまり
生の報告があった場合は
同種事故防止を目的とし
た事故連報を連やかに展
開するとともに、関係事
務所等と再発防止策の検
討を実施した。
▶ 当該再発防止策につい
て、他の地方事務所等に
おいても同種事故が想定
される場合においては、
本部役職員が地方会議に
出席する際や、全国の定
例会議、研修等の機会の
度に周知を徹底した。
▶ 事故防止啓発ポスター
を定期的に地方事務所
等に展開し、受検者へ
の注意喚起として検査
場内に掲示を行った。
⇒ 特に重大事故に対して
は、①事故発生当日に
事故速報を地方事務所
等に展開、②当該重大
事故に特化した再発防
止ポスターを作成し、
地方事務所等に展開・
掲示、③事故映像の加
エデータを作成し、地
13

上 東 教 子 做 1×
方事務所等に展開・イ
ントラへ掲載・研修等
の機会を捉えて再周知
等の対応を迅速に行っ
た。
これらの取り組みによ
り、重大な事故発生に係る
度数率は年度計画における
数値目標 1.15 を大幅に下回
り、年平均 <u>0.69</u> となった。
(ウ)路上において不正改
造等の取り締まりを行うた
め、国土交通省及び各都道
府県警察等と協力し、社会
的要請が高い街頭検査を実
施している。令和元年度に
おいては、年間 11 万台以上
の数値目標を大きく上回る
<u>130,054 台</u> の車両について
街頭検査を実施した。
検査で取得した画像は、
国土交通省が保有する自動
車検査情報システムに保存
され、検査において不正が
疑われる車両があった際に
は、当該システムが保有す
る画像情報と照合すること
で適切な検査業務の実施に
繋げた。
また、平成 30 年度に追加
となった高度化施設の携帯
端末からも画像取得ができ
る機能を引き続き活用する
ことにより、特殊な車両の
室内などを撮影・保存し、
次回検査時等において参照
しながら検査できることで
二次架装の発見や業務の効
率化に繋げた。この機能を
14

		更に活用するため、審査事		
		務規程を改正し、変更があ		
		った座席等の画像を取得し		
		ておくことで、次回の検査		
		で当該画像を根拠として変		
		更されたことを判断できる		
		こととするなど、検査官の		
		業務負担軽減も図った。		

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	する基本情報												
I. 1. (2)	力確で厳正かつ公正な業務の実施												
	自動車の登録確認調査業務	自動車の登録確認調査業務											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条										
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)											
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198										
易度		レビュー											

2. 主要な経年	Fデータ													
①主要なア	ウトプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2	
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度	
		終年度値等)												
								予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200		
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345		
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186		
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28		
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284		
								スト (百万円)						
								従事人員数	949	949	992	992		

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	国から移管さ	国から移管さ	国から移管さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	
	れた自動車の登	れた自動車の登	れた自動車の登	特になし。	業務の確実な実施に向けて、	В			
	録確認調査の確	録確認調査の確	録確認調査の確		「新任登録確認調査員研修」(当	業務実績のとおり			
	実な実施に向け	実な実施に向け	実な実施に向け	<その他の指標>	機構主催)の実施及び「自動車登	着実な実施状況に			
	た取組を推進す	た取組を推進し	た取組を推進し	特になし。	録官(一般)研修」(国土交通省	あると認められ			
	ること。また、	ます。また、国	ます。		主催)へ研修員を派遣し、登録確	る。			
	国土交通省にお	土交通省におい		<評価の視点>	認調査に係る基本的な知識を習得				

いては、平成 28	ては、平成 28 年	計画通り着実に実行	させるとともに、「全国管理課長	<課題と対応>	<評定に至った理由>
年度の業務状況	度の業務状況を	できているか。	会議」において登録確認調査の現	特になし。	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
を踏まえ、最終	踏まえ、最終的		況及び問題点について協議・対応		
的に移管する人	に移管する人員		等の取り組みを行った。		
員を平成 29 年度	を平成 29 年度に				
に検討し、平成	検討し、平成 30				
30 年度開始まで	年度開始までに				
に移管を完了す	移管を完了する				
ることとしてお	こととしてお				
り、その準備を	り、連携して準				
連携して進める	備を進めます。				
こと。					

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	する基本情報												
I. 1. (3)	力確で厳正かつ公正な業務の実施												
	自動車のリコール技術検証業務	自動車のリコール技術検証業務											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条										
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)											
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198										
易度		レビュー											

2. 主要な経年ラ	データ												
①主要なアワ	ウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
不具合情報の 分析	4,000 件	4,000 件 (国土交通省に寄せら れた不具合情報の件数 の実績)	5,076件	4,964 件	5,010 件	4,787件		予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
								経常利益(百万円)	1,180	△32	237	28	
								行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454	5,615	6,077	15,284	
								従事人員数	949	949	992	992	

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
					業務実績	自己評価								
	リコールの迅	リコールの迅	リコールの迅	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A							
	速かつ確実な実	速かつ確実な実	速かつ確実な実	不具合情報等の分析	リコール技術検証部では、車両の不具	A								
	施を図るため、	施を図るため、	施を図るため、	状況(モニタリング	合の発生原因が設計又は製作の過程にあ	定量的指標であ								
	国土交通省との	国土交通省との	国土交通省との	指標)	るのかについて技術的な検証(以下、	る不具合情報の								
	連携の下、自動	連携の下、自動	連携の下、自動		「技術検証」という。)を国土交通省か	分析について								

ール技術検証の 成27年の道路運 実施のための体 | 送車両法の改正 制強化を図るこ によりリコール

【指標】

●不具合情報等 対象として装置 の分析状況 製作者等が加え (モニタリン られたことか グ指標)

因が設計又は製 因が設計又は製 因が設計又は製 特になし。 作の過程にある | 作の過程にある | 作の過程にある かの技術的な検 | かの技術的な検 | かの技術的な検 | <評価の視点> 車両法の改正に るため、国土交 るため、国土交 どうか。 よりリコールに | 通省からの依頼 | 通省からの依頼 係る報告徴収・ | に応じて不具合 | に応じて不具合 立入検査の対象 情報を確実に分 情報を確実に分 として装置製作 | 析することと | 析することと 者等が加えられ | し、20,000 件以 | し、4,000件以上 たことから、装 上の分析に努め の分析に努めま 置を含めたリコーます。また、平一す。

に係る報告徴

収・立入検査の

ら、装置を含め

たリコール技術

検証の実施のた

めの体制強化を

図ります。

車の不具合の原 | 車の不具合の原 | 車の不具合の原 | <その他の指標>

らの依頼によって行っている。その技術 120%達成したこ <評定に至った理由> が自主的に届け出たリコール届出内容の「の向上」を行っ 技術的な妥当性についても技術検証を行した。 うことにより、リコール制度が適切に機 以上の理由か 能するように貢献することを目的として「ら、所期の目標 いる。

令和元年度の取組み状況については以下 | 評定と認められ の通り。

(i) 不具合情報の分析

国土交通省の依頼に基づき、自動車メー<課題と対応> ーカーから報告された不具合情報 3,489 特になし。 件について、また、自動車メーカーから 報告された事故・火災情報 1,298 件につ いて分析を行った。これにより分析した 不具合情報件数は合計 4.787 件となり、 年度計画における数値目標 4,000 件を上 回る達成率120%の成果が得られた。

不具合情報の分析にあたっては、個々 の不具合情報の分析において、国土交通 省と連携して、必要に応じて国土交通省 に報告された過去の類似不具合情報件数 を把握し、設計又は製作に係わる不具合 が疑われる情報の発見に努めた。また、 国土交通省に報告された過去の不具合情 報や技術検証案件を検索ができるシステ ムを構築し類似不具合情報件数を把握で きるようにした。

また、検査部門において、登録車の検 香時に検査官が設計又は製作に係わる不 具合のおそれがある車両情報を収集する よう、研修などの機会を通じて周知を図 った。また、国土交通省及び軽自動車検 査協会と連携して、軽自動車の不合格情 報を入手し、設計又は製作に係る不具合

以上の成果を達 成しており、A

検証業務の一環として、国土交通省が収しとに加え、技術 不具合情報の分析について、数値目標 4,000 件以上としているとこ 集した不具合情報について、それが設計 | 検証業務の効率 | ろ、令和元年度は4,787件(達成率120%)に達した。また技術検 又は製作に係わる不具合であるかを分析 ┃化(不具合情報 ┃ 証業務の効率化を行ったことにより、市場措置につながった件数は 証を実施するこ | 証を実施しま | 証を実施しま | 計画通り着実に実行 | している。不具合情報が設計又は製作に | 発生予測手法の | 19件で前年度 12件にくらべて増加しており不具合の原因究明に大 と。特に、平成 | す。この技術的 | す。この技術的 | できているか。体制 | 起因することが疑われる事案について技 | 講習によるメー | きく貢献した。これらの積極的な取組については、所期の計画を上 27 年の道路運送 | な検証に活用す | な検証に活用す | 強化の進捗度合いは | 術検証を行うとともに、自動車メーカー | カーの分析精度 | 回る成果が得られたと認められることから「A」評定とした。

が疑われる情報の分析を行った。
(ii)効果的かつ効率的な技術検証の実
施
国土交通省からの依頼により、不具合
の原因が設計又は製作の過程にあるの
か、また、リコールの届出に係る改善措
置の内容が適切であるのかについて技術
検証を行った。技術検証の実施において
は、国土交通省と連携した各事案の進捗
管理や事務処理の簡略化により、技術検
証回数が 441 回 (過去 5 カ年平均 468
回)行った。技術検証回数は減少した
が、市場措置につながった件数は 19 件
(過去5カ年平均18件)で前年度12件
にくらべて増加しており不具合の原因究
103 件)
また、事案の重大性に応じたリスク評
価を実施し、より効率的な技術検証に努力を実施し、より効率的な技術検証に努力を表現し、より効率的な技術検証に努力を表現し、より効率的な技術検証に努力を表現している。
めた。
さらに、大型トラックのタイヤの脱輪
及び車輪からの火災の不具合について、
整備工場を訪問し、使用過程の車両状況
や整備方法を調査することにより、メカ
ニズムの解明に向けた取り組みを推進し
た。
(iii)国土交通省からの受託調査による
コーザー向け情報提供及び注意喚起
自動車ユーザーやメーカー等への情報
提供及び注意喚起に資するため、国土交
通省からの受託調査による不具合情報の
統計分析やリコール届出内容の分析を実
<u>施</u> した。
<u> </u>
災情報の統計結果」及び「四半期毎の自
動車不具合情報の集計結果について(令)
和元年度)」、「平成 30 年度自動車のリコ
20

ール届出内容の分析結果について」とし て、国土交通省のホームページに掲載さ れた。 また、平成30年度に国土交通省からの 調査を受託し作成した、「運転支援装置 の効果と正しい認識」(国土交通省報道 発表 (平成 31 年4月)) については、ペ ダル踏み間違い時加速抑制装置及び衝突 被害軽減ブレーキの注意点や作動しない 状況を撮影しユーザーへの注意喚起を行 った。 (iv) 研究所フォーラム等での発表 平成31年4月に開催された交通安全環 境研究所の一般公開及び令和元年 11 月に 開催された交通安全環境研究所フォーラ ム 2019 では、リコール技術検証の現状や 新たな取り組み状況について、来場した ユーザー、自動車メーカー、関係団体等 へ周知した。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援											
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	項										
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化											
	自動車(安全関係)											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条									
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)										
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198									
易度		レビュー										

2. 主要な経年	データ												
① 主要なア	7ウトプット(アウトカム)情報	Į					②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
								決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
								経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
								経常利益(百万円)	153	126	51	34	
								行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	
								スト (百万円)					
								従事人員数	43	43	43	43	

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	法人の業務実績・自己評価							
					業務実績	自己評価							
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A						
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	A	<評定に至った理由>						
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		交通安全環境研究所に設置された研究企画会議において、	年度計画の目標	実施した24項目のすべてにおいて年度計画に						
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	研究業務に関する企画、管理及び総合調整を行い、研究課題	を超えた研究成	おける所期の計画を達成したことに加え、以						
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究	選定方針を下記(1)及び(2)の要件を満たす課題のみを	果が 24 項目中 5	下の課題について中期計画が目的とする我が						
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	選定し、これに研究者のリソースを振り向け重点化すること	項目で得られ	国の自動運転技術の国際標準化に寄与する研						
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	により、研究目的の指向性向上及び研究内容の質的向上を図	た。	究開発成果の最大化を達成しているため、所						
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	ることとした。	自動車線変更を	期の計画を上回る成果を得たと認められるこ						
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題		行う車線の後方	とから「A」評定とした。						
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。	選定された研究課題については、交通安全環境研究所長が	から接近してく	・自動車線変更を行う車線の後方から接近し						
	究等を交通安全	究等を交通安全	究等を交通安全		主催する課題群進捗報告会において、運営費交付金で行う経	る車両のドライ	てくる車両のドライバーに、自動車線変更を						
	環境研究所にお	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	常研究に限らず、受託研究や共同研究、競争的資金による研	バーに、自動車	行う車両がもたらす危険感に基づいて、その						

する。 うものとする。

いて行うものとしいて行います。 また、我が国 また、我が国 自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | するための研究であ 等の技術の国際 等の技術の国際 等の技術の国際

います。

これらの研究 これらの研究 等を進めるにあ 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ 目標期間におけ 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の一他の研究業務の一他の研究業務の 質の向上のた 質の向上のた 質の向上のた め、的確な研究しめ、的確な研究しめ、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると | 制を整備すると | 制を整備すると ともに、以下の ともに、以下の ともに、以下の ①から④までに ①から④までに ②から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進するものとすします。

また、研究業 また、研究業務 また、研究業 務に係る評価に | に係る評価につ | 務に係る評価に ついては、研究 いては、研究業 ついては、研究 業務全体を一定 | 務全体を一定の | 業務全体を一定 の事業等のまと 事業等のまとま の事業等のまと まりと捉え、評しりと捉え、自己しまりと捉え、自 価に当たって | 評価に当たって | 己評価に当たっ は、下記に掲げしは、中期目標にしては、中期目標 る評価軸及び① | 定められた評価 | に定められた評 から④までに掲 | 軸及び指標等に | 価軸及び指標等 げる指標等に基 基づいて実施し に基づいて実施 づいて実施する ます。 ものとする。

いて行います。

また、我が国 標準化等のた 標準化等のた 標準化等のた を活用し、新た を活用し、新た を活用し、新た 提案に必要なデ 提案に必要なデ 提案に必要なデ います。

進します。

します。

基準の策定等に反映 るか。具体的には、 自動車、鉄道等の安 め、研究成果等 | め、研究成果等 | め、研究成果等 | 全の確保、環境の保 全及び燃料資源の有 な試験方法等の│な試験方法等の│な試験方法等の│効な利用の確保に係 る基準の策定等に資 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | するとされた調査及 び研究を実施してい これらの研究しるか。

国が実施する関連行│究等を含め、交通安全環境研究所で実施する各分野の研究課│線変更を行う車│自動車線変更機能の安全性を評価する手法を 政施策の立案や技術 | 題を 9 つの研究課題群に集約し、課題群ごとに研究責任者か | 両がもたらす危 | 開発した。 ら研究の進捗度合いと今後の実行計画、将来展望、行政施策 | 険感に基づい | ・本手法を用いて、現行の UNR79 (舵取り との関連などを確認した。こうした方法で進捗管理を適切・ 確実に実施した。

- (1) 研究目的が下記のいずれかに該当すること
 - ▶ 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安 た。また、本手しついて、加速抑制機能の有無、不要作動の有 心の確保及び環境の保全を図るため、国が実施する | 法を用いて、現 | 無、操作のしやすさなどの観点を含む評価手 関連行政施策の立案や技術基準の策定に資する研究
 - ▶ 自動車及び鉄道等に係る我が国技術の国際標準化に 資する研究
- (2) 研究分野が下記のいずれかに該当すること

【自動車(安全関係)】

- i. 予防安全
- ii. 衝突安全
- iii. 自動運転技術の安全性・信頼性

【自動車(環境関係)】

- w. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価
- v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価
- vi. 実用燃費の評価

【鉄道等】

- vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価
- viii. 地方鉄道の安全性向上
- ix. 公共交通の導入促進・評価
- (3) さらに上記(1)及び(2)の要件を満たした提案課 | やすさなどの観 | ・隊列走行や合流支援に繋がる可能性は大い 題について、新規課題については下記の(i) \sim (ix) | 点を含む評価手| にある。 の観点から、継続課題については下記の(i)~(v) の観点から評価し、ポイントの高い課題を選定する。評 | さらに、サイバ | ので面白い。 価のポイントの低い課題は不採択 (新規課題の場合) 又 | ーセキュリティ | ・ソフトウェアの検証は検査にも入ってくる は中止(継続課題の場合)とした。

新規課題

- (i) 交通安全環境研究所の役割の整理がなされ、その研 | て、車両が道路 | ウェアアップデートの事前許可制度が盛り込 究所の使命と整合していること
- (ii) 研究成果による国の目標実現、施策への寄与度が | を正しく認知で | 行われているか、メーカーがしっかり管理す 高いこと
- (iii) 社会的必要性や緊急性が高いこと
- (iv) 技術戦略の内容にあっていること

行 の UNR79 法を作成した。

(舵取り装置に

(自動操舵機 評価し、国土交

ダル踏み間違いれるのか。 有無、操作のし えている。 法を作成した。 は、サイバー攻しは。

- 【て、その自動車 【装置に関わる国連規則)で規定されている 線変更機能の安 ACSF (自動操舵機能)の車線変更要件の安 全性を評価する 全性を評価し、国土交通省に報告したこと。
- 手 法 を 開 発 し ●・後付式ペダル踏み間違い時加速抑制装置に
- サイバーセキュリティの研究においては、 関わる国連規 サイバー攻撃などによって、車両が道路の法 則)で規定され 定最高速度を正しく認知できなくなる可能性 ている ACSF があることを示したこと。
- ・WP29 におけるサイバーセキュリティの基 能)の車線変更 準案及び国内基準にも、このような可能性を 要件の安全性を | 踏まえた技術要件が反映されたこと。

通省に報告し <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

- また、後付式ペー・VR を用いた研究は将来的に基準化に使わ
- 時加速抑制装置 → この成果がどう活用されるかは国土交 について、加速 通省の判断にもよるが、車線変更等の基準に 抑制機能の有 繋がるものであり、パラメータを変えれば 無、不要作動の 様々な機能を評価できるため応用が利くと考

 - ·VR を用いるのは一気に被験者を増やせる
- の研究において のか。2年に1回の検査だけでは不十分で
- 撃などによっ → 道路運送車両法の改正により、ソフト の法定最高速度 まれ、ソフトウェアのアップデートが適切に きなくなる可能 る体制を含めて審査することとなった。
- 性があることを一・将来的には検査でもチェックすることにな 示した。WP29 るのか。

【重要度:高】	【重要度:高】
自動車及び鉄	自動車及び鉄
道等の陸上交通	道等の陸上交通
に係る技術は、	に係る技術は、
自動運転システ	自動運転システ
ム、燃料電池自	ム、燃料電池自
動車等に代表さ	動車等に代表さ
れるとおり、日	れるとおり、日
進月歩が激し	進月歩が激し
い。これらの最	い。これらの最
新の技術に対応	新の技術に対応
した自動車及び	した自動車及び
鉄道等の陸上交	鉄道等の陸上交
通に係る安全・	通に係る安全・
環境政策を行う	環境政策を行う
ためには、これ	ためには、これ
らの技術に対応	らの技術に対応
した安全・環境	した安全・環境
基準を策定する	基準を策定する
とともに、自動	とともに、自動
車の型式認証、	車の型式認証、
自動車の検査、	自動車の検査、
リコール等にお	リコール等にお
いても、最新技	いても、最新技
術に対応させて	術に対応させて
いく必要があ	いく必要があ
る。そのために	る。そのために
は、最新の技術	は、最新の技術
に関する知見・	に関する知見・
データを有しつ	データを有しつ
つ、公正・中立	つ、公正・中立
的な立場で実際	的な立場で実際
に研究、調査等	に研究、調査等
を行い、科学的	を行い、科学的
な根拠を持って	な根拠を持って
国への貢献がで	国への貢献がで
きる基盤が必要	きる基盤が必要
であるため。さ	であるため。さ
らには、我が国	らには、我が国
技術を国際標準	技術を国際標準

化していくため 化していくため

- (v) 目標(マイルストーン) の設定が適切であること
- (vi) コスト、研究者数、研究期間の記載された計画 書、予算計画書が適切であること
- (vii) 先見性、独創性を備え、研究所の基礎的な研究能 力強化に貢献するものであること
- (viii) 継続課題にあっては、それまでの研究成果が具体 的かつ明確に説明でき、研究期間に応じた達成レベルに「要件が反映され」であり、今回は更なる研究により国土交通省 あること
- (ix)研究所の基礎体力強化(ポテンシャルアップ、リソ│以上の理由によ│・自動運転は米国、ドイツが積極的に活動し ース強化) につながるものであること

継続課題

- (i) 国との具体的な連携を実施していること
- (ii) これまでの研究成果が目標(マイルストーン)を 達成していること
- (iii) 目標(マイルストーン)の設定が適切であること
- (iv) 研究所の基礎的な研究能力強化に貢献してきてい ること
- (v) コスト、研究者数、研究期間の記載された計画 書、予算計画書が適切であること
- (4) 上記の評価でポイントが高い提案課題について、国の 行政施策への貢献という目的指向性をより高めるため、 各技術分野を担当する国の行政官も参画した「研究課題 選定・評価会議」を開催し、運営費交付金で行う研究課 題(経常研究)については、新規提案課題の採択可否の 決定、継続課題の中間評価、並びに研究計画の見直し等 に関する審議を行った上で、次年度の研究課題を決定し た。特に行政からは、提案課題が国の交通安全・環境の 諸施策と整合しているか、研究成果が国土交通省の技術 施策(技術基準の策定等)に有効に活用できるかといっ た観点で評価を受けた。

新規課題数: 5課題 継続課題数: 8課題

また、客観的な観点での研究評価を実施するため、各技 術分野を代表する外部の有識者で構成される研究評価委員 会を開催し、運営費交付金で行う各経常研究について、事 前、中間(研究期間が5年を超える課題の3年目に実 施。)、事後の外部評価を実施した。特に研究の手法に関し

のような可能性」が。

得られており、 れる。

<課題と対応> 特になし。

- におけるサイバ → 将来的には OBD 検査をベースとして ーセキュリティ|検査にも導入することになると考えている。
- の基準案及び国 ・混合交通の研究は前回も同じ項目があり、 内基準にも、こ┃評価手法を作成したと報告があったと思う
- を踏まえた技術 → 前回は評価手法を作成したところまで へ報告できるレベルまで向上したもの。
- り、所期の目標 ていると思うが、ドイツでの自動車の認可は を上回る成果が一どのようになっているのか。
- → ドイツも専門機関で認証業務を行って A評定と認めら おり、自動車機構もそういった機関と連携を 図っている。また、自動運転の国際基準に関 しても米国、ドイツと協力して策定している ところ。
 - ・米国ではテスラなどのメーカーが先行して いるように見える。
 - → 米国は、日欧と違う制度のため、民間 が訴訟リスクを背負いながら積極的に進めて いるが、セキュリティ対策等についてはテロ との関係もあり、国土交通省も力をいれてい るところ。

にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 交渉において科 学的根拠や最新 | 学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

【評価軸】

●国が実施する ●国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映 するための研究 するための研究 であるか。具体してあるか。具体 的には、自動│的には、自動 車、鉄道等の安庫、鉄道等の安 全の確保、環境 全の確保、環境 の保全及び燃料の保全及び燃料 資源の有効な利 | 資源の有効な利 用の確保に係る 用の確保に係る 基準の策定等に│基準の策定等に 資するとされた 資するとされた 調査及び研究で 調査及び研究で

あるか。

ているか。

となるため。

【評価軸】

あるか。

●行政ニーズを ●行政ニーズを 的確にとらえた的確にとらえた 研究テーマの設 研究テーマの設 定後において一定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に一進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参用的有識者等の参 加する会議にお加する会議にお いても確認し、いても確認し、 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 言・方向性の修 正を行う等、研し正を行う等、研 究開発の成果の「究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する 取組が促進され 取組が促進され

ているか。

ては、学術的見地での貴重なご意見を頂き、その後の研究 に反映させることとした。なお、各課題の評価結果につい ては、当所ホームページで公表し、その透明性を図った。

評価対象となる新規研究テーマ(事前評価): 4課題 評価対象となる継続研究テーマ(中間評価): 対象課 題無し

評価対象となる終了研究テーマ(事後評価): 4課題

年度計画の別紙1にて設定した各研究分野における具 体的な取組みについては、その概要を以下に記述する。

i. 予防安全(3課題)

交通事故における死傷者数のさらなる低減を図るためには 自動運転技術の発展は必要不可欠であり、また、その技術を 国際標準化していくことは重要である。しかしながら、自動 運転車両の安全性評価手法や自動運転技術に伴う HMI (Human Machine Interface) に関する評価手法等が明確化 されていない。

従って、自動運転から運転者への手動運転に運転操作の主 体を安全に引継ぐための要件や自動運転車両に対する運転者 の特性を調査し、評価手法を考案することを主眼においた。

また、近年運転者が高齢化していることに鑑み、高齢運転 者の運転特性や運動技能を調査・分析し、最適な支援方法を 検討することとした。

○混合交通を想定した自動運転車の安全性評価手法の検討

ドライバーの運転行動に基づいた自動走行機能の安全性評 価手法を考案することを目的とした。

自動車線変更機能の安全性評価の基準となるデータを取得 するために、ドライバーが車線変更時に示す運転特性に関す るデータを被験者実験を実施して得た。

実験データから車線変更時のドライバーの運転特性をモデ ル化し、自動車線変更機能とドライバーの車線変更特性との 乖離度合いから安全性を評価する方法を検討した。また、本 手法を用いて、現行の国連規則第79号(UNR79)で規定さ れている ACSF (Automatically Commanded Steering Function) の車線変更要件の安全性を評価し、国土交通省 に報告した。

国が実施する に掲げるとおり を推進します。 とする。

ある。

国が実施する

なお、自動 | く研究内容の重 | す。

国が実施する 関連行政施策の 関連行政施策の 関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映しの策定等に反映 するための自動 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の 研究等に特化 研究等に特化 研究等に特化 し、その成果のし、その成果のし、その成果の 最大化のため、 最大化のため、 最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 | 方針及び平成 31 の方針は別紙1 点的に研究開発 年度計画に沿っ て重点的に研究 別紙1に基づ 開発を推進しま

車・鉄道技術の 点化・成果目標 別紙1に基づ 急速な進展を踏しの明確化を行うしく研究内容の重 まえ、必要に応しため、具体的にし点化・成果目標 じて、別紙1は は、行政担当者 の明確化を行う 変更する場合が | が参加する研究 | ため、具体的に 課題選定・評価│は、行政担当者 会議を毎年開催しが参加する研究 し、行政ニーズ 課題選定・評価 とアウトカムを一会議を開催し、 的確にとらえた「行政ニーズとア 研究テーマを設 ウトカムを的確 定します。その一にとらえた研究 上で、外部有識 | テーマを設定し 者を招聘する研 ます。その上 究評価委員会を一で、外部有識者 毎年開催し、新一を招聘する研究 規研究テーマの | 評価委員会を開 必要性、目標設│催し、新規研究 定や研究手法の「テーマの必要 妥当性等を確認 | 性、目標設定や し、実施中の研|研究手法の妥当 究テーマの進捗 性等を確認し、 確認と必要な軌 実施中の研究テ 道修正等を行ーマの進捗確認 い、終了研究テーと必要な軌道修

ーマの最終成果 正等を行い、終

○コンピュータシミュレーションを用いた自動走行機能の安 全性評価手法の検討

コンピュータシミュレーションにおいて自動運転車の安全 性を評価するシナリオを準備するにあたり、自動走行機能が 安全性を担保すべき状況を判例に基づいて明らかにすること を目的とした。

日本自動車工業会のメンバーと交通安全環境研究所とで自動 走行機能が安全性を担保すべき状況を検討する検討会を実施 した。

検討会では「合理的に予見される防止可能な事故」を自動 走行機能が安全性を担保すべき状況と捉える共通のコンセン サスが得られた。また、判例に見られる事例から「合理的に 予見される防止可能な事故」の具体的な定義について検討を 行った。

○高齢ドライバーによる交通事故防止対策に関する研究

高齢者に有効な運転支援内容を解明し、予防安全システム の設計、評価に役立つ対策を提案することを目的した。

ドライビングシミュレータを用いて、左側前方を走行する 自転車を追い越す場面を検討した結果、医療系認知機能検査 の得点が低い高齢者は、適切なタイミングと距離を確保でき ない傾向があることを確認した(杏林大学共同研究)。

また、視覚的な注意喚起情報は、通常であれば要注意対象 の認識を促進するが、他のことに気を取られている高齢者に 注意喚起情報を提示した場合、減速すべき場面で加速が多く なるなど、反対に安全性が低下する場合があることを確認し た。そのため、高齢者に注意喚起を行う場合は、情報の対象 を明確に示し、どのような運転を行うべきか、具体的に示す 必要があると考えられた(電気通信大学共同研究)。

研究結果をとりまとめ、自動車技術会関東支部大会に論文 を発表した。

さらに、後付式ペダル踏み間違い時加速抑制装置の評価を するために、電子式装置及び機械式装置について、特性や使 用条件の制約等について調査を行い、国土交通省に報告し た。

ii. 衝突安全(2課題)

の到達度や社会 了研究テーマの 的有用性等につし最終成果の到達

安全環境研究所に、交通安全環 長が主催する課 境研究所長が主 題群進捗検討会|催する課題群進 を課題群ごとに|捗検討会を課題 毎年開催し、各一群ごとに開催 研究テーマの進し、各研究テー 捗確認と関連研 マの進捗確認と 究分野の連携可 関連研究分野の 能性等を検討」連携可能性等を し、最大限の成 | 検討し、最大限 果が効率的に達しの成果が効率的 成できるように に達成できるよ 努めます。

いて評価を行し度や社会的有用 い、将来の発展 | 性等について評 等についてご指 | 価を行い、将来 導をいただきま の発展等につい てご指導をいた さらに、交通しだきます。さら うに努めます。

近年、AEBS などのいわゆる予防安全装置を装着した車両 の普及が顕著である。一方で、AEBS は、運転者等の意識外 で作動すると乗車姿勢が乱れるため、衝突時にシートベルト やエアバッグの効果が低減する可能性がある。そこで、最近 普及が進んでいる予防安全装置作動時の乗車姿勢の乱れが衝 突時の受傷状況に及ぼす影響に関する研究を実施する。ま た、車両の安全基準が未整備な自転車乗員について、自転車 乗員の体格と衝突被害との関係について調査を実施する。

○被害軽減ブレーキ作動時の前席乗員の挙動調査及びスレッ ド試験時の乗員挙動計測方法の検討

AEBS 作動時の乗車姿勢の乱れが衝突時の受傷状況に及ぼ す影響を明確化することを目的とした。

AEBS 作動時の乗員挙動を実車で計測した。AEBS の作動 により、乗員の頭部は前方に大きく移動するが、上体部の移 動量はシートベルトのロック機構により一定量で制限される ことが分かった。さらに、衝突試験用のダミーを用いて AEBS 作動時の乗員姿勢を再現したところ、上体部と頭部及 び上体部と大腿部の連結構造などのため、一定以上の屈曲姿 勢をとることは難しいものの、スレッド試験装置を用いた比 較試験が可能であることが分かった。

スレッド試験により乗員の初期乗車姿勢が傷害値に及ぼす 影響を比較するための、技術課題が明確になった。今後はス レッド試験により、乗員の初期姿勢と傷害値の関係について 比較実験を実施し衝突試験法の改定に生かすべく結果を公表 していく予定である。

○自転車乗員の体格が衝突被害に及ぼす影響に関する研究

車両と自転車乗員の衝突状況を明確化することを目的と し、車両と女性自転車乗員、子供自転車乗員との衝突実験を 試みた。本実験では、女性ダミーや子供ダミーを自転車乗員 として初めて用いた衝突実験であることから、衝突速度を 20 km/h と低く設定した。低速度ではあるが、女性自転車乗員 は、頭部が前面窓ガラス、腰部はボンネット先端部にそれぞれ 衝突した。一方、子供自転車乗員では、車両バンパーが頭部、 胸部、腰部に対する加害部位となることが判明した。

今後、より高速度において衝突実験を実施する上での技術 的なベースを築くことができた。n 数を増加させ実験を実施

することで、所外にむけ衝突実験データを発表予定である。	
iii. 自動運転技術の安全性・信頼性(4課題)	
自動運転技術の普及に伴い、高度化する車両制御に係る情報の適切な管理が必要となってきている。このため、車両の制御に係る重要な情報を保護する観点で、データ改ざんの防止策等の確認の方法を検討する。また、交通弱者に配慮した新型自動車用灯火が研究されており、これらの事故低減効果の検証を行い、新たな技術基準案を検討する。さらに、電子制御が増加するに従って重要になってきている電磁的両立性に関する国際基準等の改正動向等の把握を行う。	
○自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調 査	
自動車の制御に係る高度な情報通信を担う車載ネットワークは、同一車線上の自動走行や、自動的な車線変更など自動車の利便性向上に貢献している。一方で、当該車載ネットワークに対する不正アクセスがなされた場合、車両の安全性を低下させるおそれがある。そこで、自動運転に係る車両内の通信メッセージについて、セキュリティ上の脆弱性の実態を調査することを目的とした。 自動運転車の「認知・判断・操作」の内、認知機能に着目し認知機能の入り口となるセンサ等の特性などの技術調査を実施した。	
さらに、不正操作により、実際に誤認知を出現させたサイバー攻撃を対象車両に試行し、偽造された信号により法定最高速度が誤って認知されることが確認できた。以上の結果より自動運転におけるセキュリティ基準の重要性を裏打ちする成果を得ることができた。 国連の欧州経済委員会下の自動車基準調和世界フォーラム (WP29) におけるサイバーセキュリティの基準案及び国内基準案において、本成果を踏まえた技術要件が反映された。	
○歩行者保護を目的としたコミュニケーションライトによる 情報提供及びグレアレスライトに関する研究	
将来市場展開が予想される自動運転車両に対して、歩行者 等に対し意志表示をするコミュニケーションライトについて の検討が開始されている。さらに路面描画ランプについても	
28	

灯火器専門家会合(GRE)において基準化議論が開始さ れ、我が国においても安全基準のための知見を持つことが望 まれている。 また近年、自動車灯火に対するグレア低減の要望も強まっ ており、その対策基準についての検討を行うことを目的とし た。 (i) コミュニケーションライトの歩行者への誘目性・視認 性に関する解析 路面描画ライトによるブレーキ反応時間の変化や可読性 についての評価実験を実施した。その結果路面描画ランプ により 0.1~0.2 秒程度ブレーキ反応時間に遅れが生じる こと等が明らかになった。 (ii) コミュニケーションライトの安全性に関する調査解析 自動運転車両のコミュニケーションライトの必要性につ いてアンケート調査を実施した。その結果、8割程度のド ライバーが運転自動化された場合、歩行者や他車両に自動 的に合図を送る手段が必要であると考えていることが示さ れた。 (iii) グレアレス ADB の有効性に関する調査解析 歩行者へのグレアを低減させるグレアレス可変型走行ビ ーム (Adaptive Driving Beam: ADB) (ミドルビーム) について霧中での光学特性について評価実験を実施した。 この研究から出た成果は国土交通省等へ報告を行い、 GRE への路面描画ランプの基準案議論のためのプレゼン 資料 (インフォーマルドキュメント) として提出予定であ る。また本成果を取りまとめ、学会において1件発表し た。 ○ブレーキ検査方法の高度化に関する研究 ブレーキテスタによる検査の代替検査として実施されてい る「走行テスト」について、効率的かつ簡便にできるような 検査方法を検討することを目的とした。 本減速度の測定結果に影響を与える要因の分析について は、乗用車の運転席付近及び後部荷室付近の2カ所にセンサ を設置して車両挙動の測定(速度、加速度、ピッチング角、 走行距離)を実施した結果、次のことが分かった。 ・加速度の路面ノイズによる影響は、簡単なフィルタリング

により除去可能と考えられる。 ・制動時のピッチングによる影響は、初速度 10km/h から 0.6G 相当の減速時でも小さく補正不要と考えられる。 ・減速度センサの設置場所による影響は、誤差の範囲と考え られる。 ・座標軸設定がずれた場合は、測定結果に直接影響があり、 3軸センサによる合成減速度を計算するか座標の自動補正 が必要である。 ・検査に必要な走行距離については、今回プロドライバーが 運転し、制動初速度 10km/h で 25m 程度必要であった が、一般ドライバーでは最低でも 50m は必要と考えられ る ・検査に必要な時間については、今回プロドライバーが運転 し、走行開始から停止まで15秒程度必要であったため、 一般ドライバーによる1分間に1台の検査は無理と考えら れる。 来年度は、乗用車と車両の挙動が異なると考えられる大 型車について、大型バスを使用して車両挙動を測定するこ とにより代替の可能性について検討を実施する予定であ る。 ○自動車における電磁両立性に関する調査 自動運転技術の急速な進展は電子制御技術の高度化により 成り立っているといっても過言ではない。その電子制御技術 の安全性・信頼性を確保するためには電磁両立性問題を避け て通ることはできない。このため、各国・地域において自動 車の電磁両立性に関する基準・規格を強化する動きが顕著で あり、WP29 においても自動車の電磁両立性(EMC)基準 である国連規則第10号 (UNR10) の改正審議が頻繁に実施 されている。そこで、UNR10や UNR10から引用されてい る規格の改正動向を長期にわたり調査するとともに必要に応 じてデータを蓄積して提案方法の検討を行うことを目的とし UNR10 の改正対応については、UNR10-06 シリーズが令 和元年 10 月 15 日に正式発効したのを受けて次期 07 シリー ズ改正に向けて EMC タスクフォース (Task Force: TF) で 改正審議が開始された。

UNR10 関連規格の動向調査については、自動車技術会国際無線障害特別委員会(CISPR 分科会)に参画し、UNR10から引用されている規格の動向情報を入手するとともに、CISPR12改正、CISPR25改正、CISPR36新規制定に関するデータの収集等を行った。また、CISPR分科会として自動車から家庭内電力系統へ電力を供給する場合の妨害波測定に関するガイドラインをまとめた。電気/電子式サブアッセンブリ(ESA)暗室の性能評価測定においては、ロングワイヤアンテナ購入して測定したが、バイコニカルアンテナ及びログペリアンテナ領域ではす	
度においては、アクティブロッドアンテナを購入して測定し、すべての周波数帯域において規格の適合性を評価する予定である。 UNR10-06 シリーズ改正の概要について、EMC 業界専門誌に解説記事を執筆した。	

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援											
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	項										
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化											
	自動車(環境関係)											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条									
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)										
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198									
易度		レビュー										

2. 3	主要な経年ラ	データ												
2	主要なアリ	ウトプット (アウトカム)情報	ł					②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指	 標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
			終年度値等)											
									予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
									決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
									経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
									経常利益(百万円)	153	126	51	34	
									行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	
									スト (百万円)					
									従事人員数	43	43	43	43	

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
	(再掲)	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価							
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A						
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した自動車(環境関係)分野	A	<評定に至った理由>						
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		における具体的な取り組みについては、その概要を以下に	年度計画の目標を	実施した 11 項目の全てにおいて年度計画にお						
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	記述する。	超えた研究成果が	ける所期の計画を達成したことに加え、以下						
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究		11 項目中3項目で	の課題について中期計画が目的とする我が国						
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	iv. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価	得られた。	の燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境						
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	(2課題)	車載バッテリーの	性能評価の国際標準化に寄与する研究開発成						
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超		熱連鎖評価のため	果の最大化を達成しており、また、騒音及び						
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	量産型水素燃料電池車を用いて、燃料電池車(Fuel Cell	の安全性評価手法	実用燃費分野においても所期の計画を上回る						
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。	Vehicle: FCV) の排水の水質に関して公的研究機関とし	に関する研究成果	成果を得たと認められることから「A」評定						
	究等を交通安全	究等を交通安全	究等を交通安全		てはじめて調査し、新規排水規制の必要性の議論に必要な	では、レーザを用	とした。						
	環境研究所にお	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	データを取得した。また、電気自動車(Electric Vehicle:	いた熱連鎖試験に	・車載バッテリーの熱連鎖評価のための安全						

いて行うものとしいて行います。 する。

自動車及び鉄道 | の技術の国際標 | の技術の国際標 等の技術の国際 準化等のため、 め、研究成果等 | 用し、新たな試 | 用し、新たな試 | 全の確保、環境の保 を活用し、新た | 験方法等の提案 | 験方法等の提案 な試験方法等の | に必要なデータ | に必要なデータ 提案に必要なデ 取得等も行いま 取得等も行いま ータ取得等も行 す。 うものとする。

等を進めるにあ 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ 目標期間におけ 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の一他の研究業務の一他の研究業務の 質の向上のた「質の向上のた」質の向上のた め、的確な研究しめ、的確な研究しめ、的確な研究 マネジメント体 | マネジメント体 | マネジメント体 制を整備すると | 制を整備すると | 制を整備すると ①から④までに | ①から④までに | ①から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進するものとすします。

づいて実施するします。 ものとする。

また、我が国自また、我が国自 また、我が国 | 動車及び鉄道等 | 動車及び鉄道等

- これらの研究 | これらの研究 | これらの研究 | るか。 ともに、以下の ともに、以下の ともに、以下の

また、研究業 また、研究業 また、研究業 務に係る評価に │ 務に係る評価に │ 務に係る評価に ついては、研究一ついては、研究一ついては、研究 業務全体を一定 | 業務全体を一定 | 業務全体を一定 の事業等のまとしの事業等のまとしの事業等のまと まりと捉え、評 まりと捉え、自 まりと捉え、自 価に当たって | 己評価に当たっ | 己評価に当たっ は、下記に掲げしては、中期目標しては、中期目標 る評価軸及び① | に定められた評 | に定められた評 から④までに掲 | 価軸及び指標等 | 価軸及び指標等 げる指標等に基 に基づいて実施 に基づいて実施 します。

いて行います。 準化等のため、

基準の策定等に反映

るか。具体的には、

全及び燃料資源の有

効な利用の確保に係

る基準の策定等に資

するとされた調査及

び研究を実施してい

進します。

国が実施する関連行 | EV)、ハイブリッド車に使用されるリチウムイオン電池が ┃政施策の立案や技術┃使用過程において劣化した場合、その安全性が新品時に比 ┃を活用し、試験法┃用いた熱連鎖試験に関する研究の知見を活用 べて低下するというデータを取得し、バッテリーの発火事 するための研究であ | 故等に対する電気自動車の安全性を本質的に高めるための | た。 試験法の高度化に関する提案を国土交通省および海外研究│また、騒音分野に│するために必要な騒音データを収集し、基礎 標準化等のた | 研究成果等を活 | 研究成果等を活 | 自動車、鉄道等の安 | 機関に対して行った。

> ○ハイブリッド車バッテリーの劣化及び燃料電池車の排 水に関する研究

> FCV の排水について水質調査を行うことで、FCV の 排水に関する規制を喫緊に検討する必要があるか明らか にすることを目的とした。

> 量産型水素燃料電池車を用いて、排水サンプルを収集 し、水道水の基準である水質検査 51 項目の試験内容で 調査した。水質検査の結果としては、水道水としては使 用できない水質ではあるが、心配されたフッ酸などが多 量に検出されることはなかった。

本研究成果は、FCV 関連の研究成果の一つとして国土 交通省自動車局環境政策課に報告した。報告した内容 は、今後環境政策課が重点的に行うべき調査についての 選定に活用された。

○重載バッテリーの熱連鎖評価のための安全性評価手法 に関する技術基準上の課題抽出

ハイブリッド車にも使用されるリチウムイオン電池の | 劣化時の性能と安全性について明らかにするともに、安 | 価がバッテリー | いなどの実感が得られにくいのではないか。 全性評価手法に関する技術基準上の課題を抽出すること | HILS で容易に高精 | を目的とした。

バッテリーの容量を初期容量の 70%まで低下させたセ │確認し、電費評価 │ネルギー評価)の考え方が組込まれたことか ルを準備し、レーザ照射による熱暴走試験を実施した。 劣化したセルは新品に比べて、最高到達温度が 100 度高 た。 く、安全性が低下していることが明らかになった。

本研究成果は、JRC(Joint Research Centre)と交通 | り、所期の目標を 安全環境研究所のジョイントシンポジウムで発表され、 バッテリーの劣化が安全性の評価に大きな影響をあたえ
れており、A評定 ることが JRC にも認識された。現在、EVS (Electric Vehicle Safety) 作業部会で議論している安全性評価手 法は新品を対象として検討されており、EVの安全性を より高く保証するためには、劣化したバッテリーを対象 特になし。 に技術基準が制定される必要であるという課題を明らか

の要件を提案し

おける研究では、 音車両であること を判定するために 特許を1件出願した。 必要な騒音データ 度が得られた。加一法の改良を行った。 えて、学習データ 作成するための深 > の欧州特許を1件 する温度は何度か。 出願した。

の低温での試験温ない。 度(-10℃)まで電 方法の改良を行っ

以上の理由によ 上回る成果が得ら と認められる。

<課題と対応>

| 関する研究の知見 | 性評価手法に関する研究成果では、レーザを し、試験法の要件を提案した。

・走行騒音から高騒音車両であることを判定 的な判定モデルの検討を行い、高い精度が得 走行騒音から高騒 られた。加えて、学習データから判定モデル を作成するための深層学習プログラムの欧州

・重量車 EV の電費評価手法の検討を行い、 を収集し、基礎的 WLTPの低温での試験温度 (-10℃) まで電気 な判定モデルの検 | 重量車の電費評価がバッテリーHILS で容易 討を行い、高い精│に高精度に行えることを確認し、電費評価方

から判定モデルを│<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

- 層学習プログラム┃・バッテリー評価の研究でバッテリーが爆発
- → 自動車のバッテリーは温度が上昇して さらに、重量車 EV 火災となることはあるが、仮にセルが爆発し の電費評価手法の「ても飛び散らないような遮蔽加工をしてお 検討を行い、WLTP り、バッテリーが爆発する温度を想定してい
- ・EVで使う電気は発電等によって得ているも | 気重量車の電費評 | のなので、電費評価は燃費と違って環境にい
- → 自動車の燃費基準が新しく策定され、 度に行えることを ウェルトゥホイール (原油から車両までのエ ら今後電費についても重要になってくると思 われる。

【重要度:高】 【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 道等の陸上交通 に係る技術は、一に係る技術は、 自動運転システー自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さし動車等に代表さ れるとおり、日 れるとおり、日 進月歩が激し|進月歩が激し い。これらの最しい。これらの最 新の技術に対応|新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交 | 鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う 環境政策を行う ためには、これしためには、これ らの技術に対応 らの技術に対応 した安全・環境 した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、車の型式認証、 自動車の検査、「自動車の検査、 リコール等にお | リコール等にお いても、最新技しいても、最新技 術に対応させて | 術に対応させて いく必要があしいく必要があ る。そのためにしる。そのために は、最新の技術は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際 的な立場で実際 に研究、調査等しに研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って│な根拠を持って 国への貢献がで 国への貢献がで きる基盤が必要 きる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ らには、我が国しらには、我が国 技術を国際標準 | 技術を国際標準

化していくため 化していくため

にした。また、熱連鎖試験法の要件として、熱暴走の発生を定義することができれば、手法は限定しなくても適切な試験ができる可能性を提案した。

v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価 (3課題)

実走行時の有害物質(Real Driving Emission: RDE)の評価が今後導入される。乗用車においては、実走行時に車載式排出ガス分析計(Portable Emission Measurement System: PEMS)を用いた評価(CO₂、NO_x等)が欧州、日本等で開始される。将来は、ガソリンエンジン車等から排出される有害物質中のPNまで踏み込んだ評価が求められるが、現在、実走行中のPNを測定する手法が統一されていない。重量車においては、簡易シミュレーションを用いた仮想車両による評価法を導入しているが、これをより高度化させ、実走行条件に即した評価方法の検討が必要である。以上の課題を解決すべく、評価手法の高度化等を検討している。

○シャシダイナモ走行時の PN 計測手法の実態把握

シャシダイナモメータを用いてガソリンエンジン車の 排出ガス中に含まれる PN を評価する際、現在、定置式 PN 計測機(国際基準調和された基準機)が採用されて いる。令和元年は、前年度取り組んだ計測方式が異なる 車載式計測装置を用いた際の PN 影響調査に加え、運転 者の運転技量が PN 結果に与える影響を調査し、将来の シャシダイ試験の運用手法を検討することを目的とし た。

シャシダイナモメータでガソリン直噴ターボチャージャエンジン車を走行させた。異なるドライバ(運転ロボットを含む)による運転にて、世界統一排出ガス・燃費試験法(Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure: WLTP)に従い走行させ、走行試験時のPNの実態調査を実施した。

全フェーズ (LMHeH) における運転者の技量差による PN の差異は約 16%あった。一番差異の大きなフェーズは、High フェーズであり、約 35%の差を生じた。このことから、個数評価である PN 試験法は、運転者の技量による差を生じやすく、公平な評価が容易ではないと考えられる。このため、運転技量の統一が可能な運転ロ

にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新|学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

【評価軸】

●国が実施する ●国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映 するための研究 するための研究 であるか。具体「であるか。具体 的には、自動的には、自動 車、鉄道等の安 車、鉄道等の安 全の確保、環境 全の確保、環境 の保全及び燃料の保全及び燃料 資源の有効な利 | 資源の有効な利 用の確保に係る 用の確保に係る 基準の策定等に│基準の策定等に 資するとされた 資するとされた 調査及び研究で|調査及び研究で あるか。

いても確認し、いても確認し、 ているか。

となるため。

【評価軸】

あるか。

●行政ニーズを ●行政ニーズを 的確にとらえた的確にとらえた 研究テーマの設|研究テーマの設 定後において 定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に一進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参一部有識者等の参 加する会議にお加する会議にお 必要に応じて助│必要に応じて助 言・方向性の修 言・方向性の修 正を行う等、研一正を行う等、研 究開発の成果の「究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する 取組が促進され 取組が促進され ているか。

ボットの活用による運転技量差を生じさせにくい評価方 法が必要であると考えられる。

交通安全環境研究所講演会にて「電動化技術搭載乗用 車からの PN 排出実態評価」と題して発表を行った。

○拡張 HILS によるディーゼル重量車の実走行条件に即 した排出ガス評価手法の検討

HILS をベースとし、実際の運転条件と環境条件の再 現が可能な路上走行模擬評価装置(拡張 HILS)が、重 量車等の RDE 評価手法の代替となるか検討する。今年 度は、拡張 HILS を用いディーゼルトラックに対する RDE 代替評価が可能かを検討することを目的とした。

車速をベースに台上で運転できる「拡張 HILS」に て、RDE試験の可能性を確認した。想定した車両は市販 小型トラック (3トン車) であり、この車両の実エンジ ンをエンジンベンチに搭載し、この車両の車両モデルや 変速ロジックを、共同研究先の協力を得ながら HILS 上 に構築した。実車走行時の排出ガス取得には、車両に PEMS を搭載し評価を行った。

試験はコールドスタートである。拡張 HILS において も、実車と同等のエンジン挙動、NOx 排出挙動を示して いる。走行路全体においても、ほぼ同様の NOx 排出挙 動が示せることがわかり、拡張 HILS を用いることで、 実路走行条件に即した重量車の評価が行える可能性を示 した。

交通安全環境研究所講演会にて「次世代電動重量車の 燃費・排出ガス試験に対応した新たな評価手法の検討し と題して発表した。自動車技術会春季大会にて「プラグ インハイブリッド重量車の制御の違いが燃費および排出 ガスに与える影響についての一考察 | を発表し、自動 車技術会論文集(査読付き)に掲載された。SAE

(Society of Automotive Engineers) Powertrains, Fuels & Lubricants Meeting にて「Study of New HILS Test Method with Combination of the Virtual Hybrid Electric Powertrain System and the Engine Test Bench」を発表し、SAE International Journal of Advances and Current Practices in Mobility に掲載さ れた。

国が実施する に掲げるとおり | を推進します。 とする。

ある。

国が実施する

なお、自動 | く研究内容の重 | す。

国が実施する 関連行政施策の 関連行政施策の 関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 の策定等に反映 するための自動 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の┃車及び鉄道等の┃車及び鉄道等の 研究等に特化 研究等に特化 研究等に特化 し、その成果のし、その成果のし、その成果の 最大化のため、 最大化のため、 最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 | 方針及び平成 30 の方針は別紙1 点的に研究開発 年度計画に沿っ て重点的に研究 別紙1に基づ 開発を推進しま

車・鉄道技術の 点化・成果目標 別紙1に基づ 急速な進展を踏しの明確化を行うしく研究内容の重 まえ、必要に応 | ため、具体的に | 点化・成果目標 じて、別紙1は は、行政担当者 の明確化を行う 変更する場合が「が参加する研究」ため、具体的に 課題選定・評価 は、行政担当者 会議を毎年開催しが参加する研究 し、行政ニーズ | 課題選定・評価 とアウトカムを一会議を開催し、 的確にとらえた「行政ニーズとア 研究テーマを設 ウトカムを的確 定します。その にとらえた研究 上で、外部有識 | テーマを設定し 者を招聘する研 ます。その上 究評価委員会を一で、外部有識者 毎年開催し、新一を招聘する研究 規研究テーマの | 評価委員会を開 必要性、目標設│催し、新規研究 定や研究手法の「テーマの必要 妥当性等を確認 | 性、目標設定や し、実施中の研|研究手法の妥当 究テーマの進捗 | 性等を確認し、 確認と必要な軌 実施中の研究テ 道修正等を行しての進捗確認 い、終了研究テーと必要な軌道修

ーマの最終成果 正等を行い、終

○深層学習を用いた高騒音車両の判定

走行騒音から、街頭検査時の騒音試験法である近接排 気騒音試験法が、規制値を超過する車両を判別すべく、 深層学習を用いた判定モデルの作成を行うことを目的と した。

前年度に作成したプログラムを用いて判定モデルの作 成を行うため、公道走行不可とされているマフラーを用 意し、テストコース上で学習データの測定を行った。ま た学習モデル作成に用いたデータと無相関の車両につい て判定精度を検証すべく、街頭検査に2度同行し公道試 験を実施した。その結果、車両諸元や速度、加速度が不 明な車両について、80%以上の精度で判定することが出 来た。

1件の欧州特許出願(European Patent Convention: EPC)を行った。また、日本音響学会秋季大会にて1件 の講演を行い、自動車技術会将来の車外騒音検討委員会 にて1件の講演を行った。

vi. 実用燃費の評価 (3課題)

実走行時の燃費と認証審査時に得られたカタログ燃費に ついては乖離があるという指摘がある。また、EV の急速 な普及が今後見込まれるが、実環境走行時は室内空調の使 用頻度が増し、一充電航続距離や電力消費率(電費)が大 きく減少する例が見られるが、現認証時には空調使用時の 評価が含まれていない。そこで、実路走行時の一般ユーザ 一の運転挙動を再現した「ドライバーの操作モデル」を構 築し、車両試験時に人間の運転から再現性や公平性に優れ る「運転ロボット」を活用した新たな評価手法を検討し た。さらに、空調使用時の乗用車の性能を正しく評価でき るような試験手法の検討を行った。さらに、重量車 EV の 評価法の整備に向けて、ハイブリッド重量車評価に用いら れる HILS (Hardware In the Loop Simulation) 試験法を ベースとし、再現性、公平性を有する評価手法(装置)を 検討し、国際基準化等の準備を進めた。

○運転ロボットの仕様 (メーカー) 違いが走行性能に及 ぼす影響の調査

実ペダル操作を運転ロボットに行わせる。ただし、認

の到達度や社会 | 了研究テーマの 的有用性等につし最終成果の到達 いて評価を行し度や社会的有用 い、将来の発展 | 性等について評 等についてご指 | 価を行い、将来 導をいただきま | の発展等につい す。さらに、交 てご指導をいた 通安全環境研究|だきます。さら 所長が主催する | に、交通安全環 課題群進捗検討|境研究所長が主 会を課題群ごと|催する課題群進 に毎年開催し、一捗検討会を課題 各研究テーマの | 群ごとに開催 進捗確認と関連し、各研究テー 研究分野の連携 マの進捗確認と 可能性等を検討 関連研究分野の し、最大限の成し連携可能性等を 果が効率的に達 | 検討し、最大限 成できるように一の成果が効率的 努めます。

に達成できるよ うに努めます。

証時の公平性を確保するため、運転ロボットの仕様(メ ーカー)を特定することは避けたい。そこで、仕様の異 なる運転ロボットを用意し、平成30年度に構築した人 間の運転を忠実に再現したドライバモデル(標準ドライ バモデル) の制御指令にて、シャシダイナモ試験を実施 することを目的とした。

仕様の異なる運転ロボット2台(いずれも国内の車両 評価機製造メーカー)を用意し、保有する車両(4台) にてシャシダイナモ試験を行った。

燃費、NOx 排出率及び WLTP の運転挙動の評価指標 に用いられるドライビングインデックスは、運転ロボッ トの仕様によらず、ほぼ同等の値を示しており、運転ロ ボットの仕様違いによる影響は、ほぼないことを確認し た。これらを制御させる際には、ドライバモデルの係数 は、同じ値を使用している。このことから、標準ドライ バモデルにはロバスト性があり、標準ドライバモデルを 適用したシャシダイナモ試験は、運転ロボットのメーカ 一(仕様)を特定しなくても運用できることを確認し

今回使用しているドライバモデルについては、自動車 メーカーや部品メーカー、研究機関からの問い合わせが 多数あり、それらの対応を行った。

交通安全環境研究所フォーラム 2019 にて「標準ドラ イバモデルを適用したシャシダイナモメータ試験手法の 検討」と題してポスター発表した。WLTP 作業部会と情 報を交換し、実施した。

○重量車 EV 評価用の新たな HILS 装置(バッテリー HILS) の構築及び検証

重量車 EV の車載バッテリーについては、非線形性が 強くモデル化が困難である。そこで、ハイブリッド重量 車試験法に用いられる「HILS」のバッテリモデル部 を、実バッテリーに換装させた新たな評価装置「バッテ リーHILS」の構築を目的とした。

平成30年度に構築を進めたバッテリーHILSのバッテ リー充放電装置を大容量化することで、乗用車 EV の充 放電容量を満足させた。それを受け、HILS 上に構築し た仮想車両でモードを走行させ、実車走行時のバッテリ ー特性がバッテリーHILS で再現できるか検証を行っ た。その際、実バッテリーの周辺環境温度を変更させた。実車のバッテリー特性を、周辺環境温度 25℃及びー10℃においても、構築したバッテリーHILS で再現できることが確かめられた。このバッテリーHILS の手法を用いれば、重量車 EV のあらゆる温度環境下における試験が容易に高精度に行える可能性がある。

交通安全環境研究所フォーラム 2019 にて「電気重量車の電力消費率を高精度に評価するための新たな HILS 試験手法の検討」と題して口頭発表した。自動車技術会春季大会にて「Battery in the Loop Simulation を活用した電気重量車の電力消費率評価の可能性検討」を発表し、自動車技術会論文集(査読付き)に掲載された。

○車室内空調使用時の実態調査

車室内空調を使用した際の評価手法を検討する。車室 内空調使用時の消費電力量については、設定温度への到 達時間と温度差を入力する式を導出することで、消費電 力量を高精度に推計できるものと考え、検討を進めるこ とを目的とした。

乗用車 EV、プラグインハイブリッド車を用いて、複数の外気温条件で空調試験を実施した。その際、消費電力や車内温度等を計測することで、空調使用時の消費電力推定式を検討した。検討を進めた結果、次の3項目を確認した。①累積温度差を入力すれば、空調の電力消費量を推定可能である、②電力消費量推定式は他の外気温での推定に適用できる可能性がある、③異なる車種においても適用できる可能性がある。

自動車技術会春季大会(令和2年)にて発表予定(原稿提出済み)。WLTP作業部会の動き(空調評価手法の導入検討)を見つつ実施している。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援	ー 新技術や社会的要請に対応した行政への支援						
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項						
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	①研究内容の重点化・成果目標の明確化						
	鉄道等	鉄道等						
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第12条					
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)						
当該項目の重要度、難	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198					
易度		レビュー						

2	. 主要な経年データ														
	③ 主要なア	ウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
			終年度値等)												
										予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
										決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
										経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
										経常利益(百万円)	153	126	51	34	
										行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	
										スト (百万円)					
										従事人員数	43	43	43	43	

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	(再掲)	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価			
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A		
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した鉄道等分野における具体的な	A	<評定に至った理由>		
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		取り組みについては、その概要を以下に記述する。	年度計画の目標	実施した22項目のすべてにおいて年度計画に		
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>		を超えた研究成	おける所期の計画を達成したことに加え、以		
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究	vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価(3課題)	果が 22 項目中	下の課題について中期計画が目的とする我が		
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の		5項目で得られ	国の鉄道等の技術の国際標準化に寄与する研		
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	都市鉄道の信号システムとして、無線式列車制御方式	た。	究開発成果の最大化を達成しているため、所		
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	(Communications-Based Train Control : CBTC) 等が導入	鉄道における磁	期の計画を上回る成果を得たと認められるこ		
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	されつつある。高度化・複雑化した信号システムのリスク評価	界評価に関する	とから「A」評定とした。		
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。	に対応するには、従来のリスク解析手法に加え、サブシステム	調査では、磁界	・磁界測定に関する技術仕様書(IEC/TS		

いて行うものとしいて行います。 する。

また、我が国 また、我が国 自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | 等の技術の国際 標準化等のた標準化等のた め、研究成果等しめ、研究成果等しめ、研究成果等し を活用し、新た を活用し、新た を活用し、新た な試験方法等の な試験方法等の な試験方法等の 提案に必要なデー提案に必要なデー提案に必要なデ 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | するとされた調査及 うものとする。います。

進するものとすします。

究等を交通安全 | 究等を交通安全 | 究等を交通安全 環境研究所にお 環境研究所にお 環境研究所にお いて行います。

> また、我が国 標準化等のた います。

これらの研究 これらの研究 これらの研究 るか。 等を進めるにあ 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ 目標期間におけ 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その 果の最大化その 果の最大化その 他の研究業務の 他の研究業務の 他の研究業務の 質の向上のた「質の向上のた」質の向上のた め、的確な研究 | め、的確な研究 | め、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると 制を整備すると 制を整備すると ともに、以下のしともに、以下のしともに、以下の ①から④までに | ①から④までに | ①から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進します。

また、研究業 また、研究業務 また、研究業務 務に係る評価に に係る評価につ に係る評価につ ついては、研究 いては、研究業 いては、研究業 業務全体を一定 | 務全体を一定の | 務全体を一定の の事業等のまと 事業等のまとま 事業等のまとま まりと捉え、評┃りと捉え、自己┃りと捉え、自己 価に当たって | 評価に当たって | 評価に当たって は、下記に掲げ│は、中期目標に│は、中期目標に る評価軸及び① | 定められた評価 | 定められた評価 から④までに掲 軸及び指標等に 軸及び指標等に

<評価の視点> 国が実施する関連行 基準の策定等に反映 するための研究であ るか。具体的には、 自動車、鉄道等の安 全の確保、環境の保 全及び燃料資源の有 効な利用の確保に係 討 る基準の策定等に資

び研究を実施してい

の相互作用に着目した新しい評価手法 STAMP (System Theoretic Accident Model and Processes) が有効と考えられ る。一方、鉄道技術の海外展開に際しては国際規格に準拠した 政施策の立案や技術 | 第三者安全性評価が求められる。そこで STAMP の応用や無 線通信のセキュリティ技術に関しても、信頼性・可用性・保全 |性・安全性(Reliability Availability Maintainability Safety: RAMS) やセキュリティ関連の国際規格と整合した標 準的な安全性評価手法を検討する。

○STAMP によるリスク解析の RAMS への適合に関する検

STAMP による制御する側の命令と制御される側の反応の 相互作用に着目したリスク解析について、従来のリスク解析 手法との比較、また、保全性を含む RAMS 規格への適合性 について課題を整理し、それを踏まえた安全性評価方法の標 準化を検討することを目的とした。

単純化した連動装置モデルにおいて STAMP による解析を 試行した結果、制御する側の命令と制御される側の反応の相 互作用及び時間的遷移も考慮に入れたリスク解析を行うこと が可能であることを確認した。また、RAMS 規格への適合 性について課題を整理した結果、STAMP は現時点で RAMS 規格に明確に記載されたリスク解析手法ではないことから、 RAMS 規格に記載されている従来のリスク解析手法である FMEA(Failure Mode and Effects Analysis) > FTA(Fault Tree Analysis)と組み合わせた解析を検討していく方向性が 望ましいことを明らかにした。

本成果を取りまとめ、国内学会において2件及び交通安全 環境研究所フォーラム 2019 に発表した。また、受託研究と して実施した第三者安全性評価に活用した。

○列車制御用通信のセキュリティ評価に関する検討

無線式列車制御方式(Communications-Based Train Control: CBTC) では、安全性評価項目として無線のセキ ュリティが不可欠であることから、偶発的/人為的な脅威の 防止技術に対して、セキュリティ関連の国際規格(IEC 62280、IEC 62443 等) に準拠した試験方法を検討すること を目的とした。

鉄道関連の国際規格からセキュリティに関連し、かつ今後しる研究では、有 改訂される可能性のある規格をピックアップして調査すると ともに、他分野でのセキュリティ対策状況を調査した結果、

術仕様書 (IEC/TS

され、本研究で これまでに確立 方法が盛り込ま IEC 62597 とし て発行された。 また、鉄道の自 動運転用新技術 法・衝突事故防 止支援システム 術等の導入の検 計に加え、有識 者やメーカー、 鉄道事業者等か ら構成される検 討会を組織して 的な技術を評 価・明確化し、 国土交通省に報 告した。

さらに、車上主 体型列車制御シ ステムにおける 列車位置検知技 術の評価に関す 識者や鉄道事業 者、メーカー、

測定に関する技 62597)が改訂され、本研究でこれまでに確立 された磁界測定方法が盛り込まれた国際規格 IEC 62597 として発行されたこと。

- 62597) が改訂 鉄道の自動運転用新技術に関する試験法・ 衝突事故防止支援システムの高精度化に関し ては、地方鉄道の省力化に資する自律検知技 された磁界測定│術等の導入の検討に加え、有識者やメーカ 一、鉄道事業者等から構成される検討会を組 れた国際規格|織して調査した。それにより、開発を進める べき具体的な技術を評価・明確化し、国交省 に報告したこと。
- ・車上主体型列車制御システムにおける列車 位置検知技術の評価に関する研究では、有識 に関する試験 | 者や鉄道事業者、メーカー、国土交通省等か ら構成される「鉄道における準天頂衛星等シ ステム活用検討会」のとりまとめに本成果が の高精度化に関「活用され、政府の成長戦略における「準天頂 しては、地方鉄 | 衛星を用いた精度の高い位置検知システムな 道の省力化に資 | どの生産性向上に資する新技術の導入に向け する自律検知技│た検討」に貢献したこと。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

- ・ゆりかもめは自動車技術を使用しているの ではないか。
- → ゆりかもめは主にインフラ側の技術を 調査した。それ | 用いて実現しているため維持管理にコストが により、開発を一かかっている状況。低コストで実現するため 進めるべき具体 には車両側の技術が重要となる。

づいて実施する ます。 ものとする。

ます。

【重要度:高】 | 【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 道等の陸上交通 に係る技術は、「に係る技術は、 自動運転システ│自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さ | 動車等に代表さ れるとおり、日れるとおり、日 進月歩が激し一進月歩が激し い。これらの最一い。これらの最 新の技術に対応 | 新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交 鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う「環境政策を行う ためには、これ ためには、これ らの技術に対応 らの技術に対応 した安全・環境した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、 車の型式認証、 自動車の検査、自動車の検査、 リコール等におしリコール等にお いても、最新技 | いても、最新技 術に対応させて | 術に対応させて いく必要があいく必要があ る。そのために る。そのために は、最新の技術は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際し的な立場で実際 に研究、調査等一に研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って│な根拠を持って 国への貢献がで 国への貢献がで きる基盤が必要 きる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ

らには、我が国しらには、我が国

具体的なセキュリティ対策技術やその評価手法を開示できな | 国土交通省等か いため、セキュリティに関する第三者評価は、対策技術そのしら構成される ものよりも製品の設計・製造プロセスに対して重点的に行わ | 「鉄道における れている状況であることを明らかにした。また、CBTC の伝 準天頂衛星等シ 送系の代替として、別途研究で構築した「路面電車-自動車 ステム活用検討 間衝突事故防止支援システム のソフトウェアを改造して車 | 会」のとりまと 車間通信に対する試験環境を構築し、国際規格に評価項目の│めに本成果が活 記載された「なりすまし」試験、「なりすまし」対策試験、 「妨害」試験を実施し、セキュリティ対策技術の有効性及び「成長戦略におけ 試験方法の妥当性を確認した。

本成果をとりまとめ、鉄道分野の国際規格審議の国内作業を用いた精度の 部会(セキュリティ作業部会)の意見陳述に活用した。

○鉄道における磁界評価に関する調査

鉄道車両の外側に発生する磁界の評価方法を検討するた め、測定方法の検証及び車両外側における磁界発生状況を把 握することを目的とした。

鉄道車両の外側に発生する磁界の測定を3事業者6車種に おいて実施し、磁界の発生状況を把握したとともに、IEC 62597 で規定されている測定方法の妥当性について検証を行 った。さらに、鉄道車両の車内に発生する磁界の評価方法 が、鉄道車両の外側に発生する磁界の評価に適用可能かの検 証を開始した。これらの検討の過程で、鉄道車両以外の磁界 の発生源が存在し、鉄道車両の外側に発生する磁界の測定結 果に影響を与えることを明らかにした。これらの測定データ の分析結果をとりまとめるとともに、測定結果へ影響を与え る要因の検討を行い、国土交通省に報告を行った。また、こ れまでの知見をもとに、鉄道分野の国際規格(IEC 62597)審 議に関する国内委員会に対応した。

本成果をとりまとめ、国土交通省に対して報告を行ったと ともに、磁界発生状況の測定結果概要について、鉄道事業者 へ周知した。磁界測定に関する技術仕様書(IEC/TS 62597)が 改訂され、国際規格 IEC 62597 として発行された。

vii. 地方鉄道の安全性向上(5課題)

鉄軌道輸送において安全の確保は最大の使命であるが、近 年、事故件数は下げ止まりの傾向を見せており、さらなる安全 性向上策が必要とされている。

一方、自動車の分野においては、交通事故による死傷者数の

用され、政府の る「準天頂衛星 高い位置検知シ ステムなどの生 産性向上に資す る新技術の導入 に向けた検討し に貢献した。 以上の理由に より、所期の 目標を上回る 成果が得られ ており、A評 定と認められ

<課題と対応> 特になし。

技術を国際標準 技術を国際標準 化していくため 化していくため にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新|学的根拠や最新 技術に関する知 | 技術に関する知 見は必要不可欠 見は必要不可欠 となるため。

【評価軸】

●国が実施する ●国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映しの策定等に反映 するための研究 するための研究 であるか。具体してあるか。具体 的には、自動 的には、自動 車、鉄道等の安 車、鉄道等の安 全の確保、環境 | 全の確保、環境 の保全及び燃料しの保全及び燃料 資源の有効な利 | 資源の有効な利 用の確保に係る 用の確保に係る 基準の策定等に 基準の策定等に 資するとされた | 資するとされた 調査及び研究で|調査及び研究で あるか。

いても確認し、いても確認し、

となるため。

【評価軸】

あるか。

●行政ニーズを ●行政ニーズを 的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設し研究テーマの設 定後において一定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参加有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 │ 言・方向性の修 正を行う等、研し正を行う等、研 究開発の成果の | 究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する

削減を目的とした衝突被害軽減ブレーキ等の自律検知型安全運 転支援技術や、道路交通が抱える安全・環境問題への対応を目 的とした高度道路交通システム(ITS)技術について、開発、 実用化が進められている。また、自動車分野に限らず、高精度 なセンシングデバイスや高速・大容量な通信デバイス等が汎用 技術として安価に使用できる環境が整ってきている。

そこで、このような技術の進展を背景として、これらの安全 技術やデバイスを活用し、地方鉄道等の安全性向上に資する研 究を行う。

○衝突事故防止支援システムの高精度化に関する検討

これまでに構築した通信利用型の路面電車・自動車間衝突 事故防止支援システムに自律検知型装置を組合せ、高精度な 支援について検討するとともに、実用化に必要な機能や性能 について検討することを目的とした。

(i)システム構築と調整

これまでに路面電車・自動車間衝突事故防止支援システ ムを構築し、動作検証試験を実施した結果、確認された課 題を解決するためにより多くの障害物を検知可能な位置に 自律検知型装置を設置するための車両排障器への自律検知 型装置固定治具の製作を行った。また、自律検知型装置の 障害物検知エリアを進行方向の線形に合わせてリアルタイ ムに表示する機能を追加した。

(ii) システム機能検証試験

調整したシステムを路面電車に搭載して、実車走行試験 により動作確認を実施し、自律検知型装置による支援の有 効性について検証した。

本成果をとりまとめ、国内技術誌2件(汎交通、鉄道と 電気技術)に論文を提出した。また、特許を1件出願し

○自動運転用新技術に関する試験法の検討

自動車の自動運転用自律検知型装置として採用されている センサ等を鉄道に応用するため、評価手法及び試験法の検討 に資する列車走行データを収集することを目的とした。

列車運行上の障害となるような事象(踏切における自動車 等の停滞、線路沿線からの侵入物や飛来物等)を長期的に記 録することが可能な装置としてこれまでに構築した走行デー タ収集用装置の機能検証を目的として、実車走行試験を実施 取組が促進され 取組が促進され ているか。

に掲げるとおり | を推進します。 とする。

なお、自動 | く研究内容の重 | す。 ある。

ているか。

国が実施する 国が実施する 国が実施する 関連行政施策の 関連行政施策の 関連行政施策の 立案や技術基準 立案や技術基準 立案や技術基準 の策定等に反映 | の策定等に反映 | の策定等に反映 するための自動 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の 研究等に特化 | 研究等に特化 | 研究等に特化 し、その成果のし、その成果のし、その成果の 最大化のため、最大化のため、最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 | 方針及び平成 31 の方針は別紙1 点的に研究開発 年度計画に沿っ て重点的に研究 別紙1に基づ 開発を推進しま

車・鉄道技術の | 点化・成果目標 | 別紙1に基づ 急速な進展を踏 の明確化を行う く研究内容の重 まえ、必要に応 ため、具体的に 点化・成果目標 じて、別紙1は は、行政担当者 の明確化を行う 変更する場合が | が参加する研究 | ため、具体的に |課題選定・評価 | は、行政担当者 会議を毎年開催 が参加する研究 し、行政ニーズ|課題選定・評価 とアウトカムを 会議を開催し、 的確にとらえた | 行政ニーズとア 研究テーマを設 | ウトカムを的確 定します。その にとらえた研究 上で、外部有識 | テーマを設定し 者を招聘する研 ます。その上 究評価委員会を で、外部有識者 毎年開催し、新一を招聘する研究 規研究テーマの「評価委員会を開 必要性、目標設│催し、新規研究 定や研究手法の | テーマの必要 妥当性等を確認 | 性、目標設定や し、実施中の研|研究手法の妥当 究テーマの進捗 性等を確認し、 確認と必要な軌 | 実施中の研究テ 道修正等を行一マの進捗確認

した。その結果、進路上の建築物や駅ホーム端等について検 知できることを確認した。また、自律検知型装置によって停 止状態の車両から線路上の人物の認識が可能な距離を明らか にした。

自律検知技術等を鉄軌道に導入するための検討に加え、広 く地方鉄道の課題解決に資する技術の調査を行い、開発を進 めるべき具体的な技術を明確化した。

地方鉄道の課題解決に向けた鉄道技術開発分野の検討を行 政が進めるための資料を国土交通省に提供した。

○プローブ車両技術の高度化と普及に関する研究

レール摩耗防止や潤滑等の保守指針に騒音データを活用す るために検討された、騒音データの分析手法を検証すること を目的とした。

これまでに製作した、騒音計のデータから周波数分析によ ってきしり音の発生を検知し、きしり音の発生位置を GPS 受信機からのデータで特定することのできる自動解析ソフト によって、実路線においてきしり音が発生した箇所を特定 し、その箇所でレール摩耗の測定を定期的に実施した。きし り音が発生した箇所でのレールの摩耗進展を確認したことに より、騒音データの分析手法を検証し、騒音データの活用に よるレール摩耗防止や潤滑等の保守指針の策定資料を得た。 本成果をとりまとめ、国内学会において2件発表した。

○脱線事故防止のための軌間拡大リスクの評価方法に関する 研究

脱線事故の発生を防止するために検討された、レールの摩 耗形状や軌間拡大のリスクに関する定量的な評価手法を検証 することを目的とした。

これまでに検討したレール摩耗形状の評価手法に従って、 新たにレールの形状の測定を実施し、測定したレールについ て摩耗形状の評価が可能であることを確認した。また、これ までに提案した横圧作用治具を用いた軌間拡大量の評価手法 に従って、新たにレール締結状態が直接目視で観察できない 併用軌道において評価を行い、評価法の検証を実施した。そ の結果、提案した評価手法による判定結果は、目視による舗 装アスファルトのひび割れ状況等から推定される劣化状況と 一致しており、しかも目視と異なり定量的に評価できること い、終了研究テーと必要な軌道修 ーマの最終成果 正等を行い、終 の到達度や社会 了研究テーマの 的有用性等につし最終成果の到達 いて評価を行し度や社会的有用 い、将来の発展 | 性等について評 等についてご指 | 価を行い、将来 *導をいただきま* □ の発展等につい

さらに、交通だきます。 安全環境研究所 さらに、交通 長が主催する課 安全環境研究所 題群進捗検討会 長が主催する課 を課題群ごとに | 題群進捗検討会 毎年開催し、各一を課題群ごとに 研究テーマの進|開催し、各研究 捗確認と関連研 テーマの進捗確 究分野の連携可 | 認と関連研究分 能性等を検討 野の連携可能性 し、最大限の成 | 等を検討し、最 果が効率的に達し大限の成果が効 成できるように 率的に達成でき 努めます。

| てご指導をいた

るように努めま

を確認したことより、軌間拡大に関する新たな保守方法・保 守基準の策定資料を得た。

本成果をとりまとめ、国内学会において1件及び交通安全 環境研究所フォーラム 2019 に発表した。

○車上主体型列車制御システムにおける列車位置検知技術の 評価に関する研究

衛星測位と他のセンサの組み合わせによる車上主体型列車 位置検知技術の性能(精度、信頼性等)に対する評価手法及 び要件等を検討するため、衛星測位及び慣性計測装置等の車 上センサを組み合わせる方法による測位精度の検証を行うこ とを目的とした。

複数の受信機が算出した測位結果を一括で記録するソフト ウェアを構築した上で、準天頂衛星独自の「センチメータ級 測位補強サービス」に対応した高精度受信機及び同サービス の L6 信号(1278.75MHz)を受信可能なアンテナを調達し

準天頂衛星のセンチメータ級測位補強サービス等の効果を 検証するため、鉄道事業者の協力を得て実車走行時の衛星測 位の試験を行った。また、国土交通省鉄道局と共同で事務局 を務める「鉄道における準天頂衛星等システム活用検討会」 と連携した。

衛星からの電波に含まれる時刻情報を利用することによっ て衛星測位の精度を検証する方法を考案し、実車走行による 衛星測位試験でその妥当性を確認した。この検証方法は衛星 測位及び慣性計測装置等の車上センサの組み合わせに対して も有用である。さらに、要求性能、沿線環境、コスト等の観 点から、衛星測位をはじめ列車位置検知に適したセンサの選 定及び複数のセンサの適切な組み合わせについて、センサの 特性や発生誤差を踏まえながら検討を進めた。

本研究で確立された測定方法によって取得された位置検知 精度のデータについて、「鉄道における準天頂衛星等システ ム活用検討会」に提供し、準天頂衛星等の活用に向けた方向 性等のとりまとめに貢献した。

本成果をとりまとめ、交通安全環境研究所フォーラム 2019で発表した。また、特許を1件出願した。準天頂衛星 等の鉄道分野への実用化の見通しに関し、令和元年度現在の 状況を行政がとりまとめるための資料を国土交通省に提供し

た。
ix. 公共交通の導入促進・評価 (2課題)
高齢化と人口減少の影響は、労働力不足のかたちで公共交通
分野にも現れつつある。これまでも地方においては、過疎化に
よる公共交通サービスの低下は大きな課題であった。近年は都
市部においても労働力不足を理由とした公共交通の減便が問題
となりつつある。そうした状況下で街づくりとリンクした使い
やすい公共交通システムの導入は喫緊の課題である。そこで、
新しい公共交通システムの導入を促すために、これまでの知見
を活かし、新たな交通システム技術や交通利用環境向上技術の
実用化、技術基準策定等に貢献しその普及を図るとともに、利
用しやすい公共交通構築を技術的に支援することでモーダルシ
フトの実現を図る。
○公共交通システムにおける新規技術や利用環境向上技術等
の評価
敗五奪車(Light Dail Thomait,LDT)の小刑奪動バフ笠
路面電車(Light Rail Transit: LRT)や小型電動バス等 の技術の高度化や、利用者の安全・安心等につながる公共交
通利用環境向上技術に関する評価を行い、実用化又は技術基
世代が現場的工技術に関する計画を行び、美用化文は技術を 準化を目指すことを目的とした。
新型ホームドアにおいて視覚障害者の持つ白杖を検知して
新空か一ムドアにおいて祝見障害者の持つ自伙を使知して
カー及び音声案内装置開発メーカーと情報交換・意見交換を
カー及い自声条内装直開光メーカーと情報交換・息見交換を
一カーに提案を行った。また、小型電動バスの導入社会実験
- カーに使来を行うた。また、小空电動ハスの導入社会美機
験に関する資料を入手するとともに、シミュレーションモデ
一級に関する質科を八子するとともに、シミュレーションモケー ルへの反映について検討した。このほか、これまでの公共交
通システムの新規技術に関する知見を生かして、地方で導入
が計画されている DMV(Dual Mode Vehicle)に関する国土交
通省の検討会に参加し、実用化に向けた課題の整理等を行っ
世首の使的云に参加し、美用化に同りた味趣の歪座等を行う た。
ー へ。 - 本成果をとりまとめ、国内学会において1件発表した。
イアルハでも / みもが、国口子ATC40V CITTAX UIC。
○地域特性に応じた公共交通の導入効果評価手法の検討
公共交通と道路交通を含めた導入効果評価のため、これま
で蓄積してきた分析的階層手法(Analytic Hierarchy
Process: AHP) によるシミュレーション技術をベースに、
45

	小型電動バス等の新しい公共交通システムを対象として地域 特性に応じた公共交通の導入効果評価を行うための手法を検 討することを目的とした。 地域特性に応じた小型電動バスの適用に関するシミュレー ションを、愛知県瀬戸市の住宅地及び、観光都市である那覇 市を対象に実施した。瀬戸市の住宅地については、小型電動 バスの導入が他車の走行に大きく影響しないことが明らかに なった。那覇市においては、観光客の小型電動バスの利用が それほど大きくない結果となった。これはモノレールや路線 バスからの乗り換えが抵抗となることが理由と考えられる。	
	本成果をとりまとめ、新しい公共交通の導入を計画している地方自治体に対し情報提供を行った。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I. 2. (1) 234	新技術や社会的要請に対応した行政への支援							
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	項						
	②外部連携の強化・研究成果の発信							
	③受託研究等の獲得	③受託研究等の獲得						
	④知的財産権の活用と管理適正化							
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条					
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)						
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198					
易度		レビュー						

主要な経年データ		トカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	.関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
共同研究の実施	18件	18 件 (別紙 1 における 研究分野毎に 2 件 程度)	19件	21 件	19件	18件		予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
基準の策定等に資 する調査、研究等 を実施	25 件	25 件 (研究員 1 人あた り 2 年に 1 件程 度)	27 件	25 件	27 件	26 件		決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
国内外の学会等で 研究成果を発表	一人平均 3件	一人平均 3件 (研究員1人あた り年に3件程度)	一人平均 3.29 件	一人平均 3.51 件	一人平均 3.40 件	一人平均 3.07 件		経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
査読付き論文の 発表	一人平均 0.5 件	一人平均 0.5 件 (研究員 1 人あた り 2 年に 1 件程 度)	一人平均 0.68 件	一人平均 0.68 件	一人平均 0.62 件	一人平均 0.52 件		経常利益(百万円)	153	126	51	34	
受託研究等の実施	60 件	60 件 (前五カ年の実 績値より設定)	62 件	59 件	72 件	85 件		行政サービス実施コ スト(百万円)	729	864	814	1,924	
特許等の産業財産 権の出願	4件	4件 (目安として研 究員3名1組で 5年に2件)	4件	5件	5件	5件		従事人員数	43	43	43	43	

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画	、業務実績、年度詩	平価に係る自己評価別	及び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大国	区による評価
					業務実績	自己評価		
	国内のみなら	国内のみなら	国内のみなら	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	ず諸外国も含め	ず諸外国も含め	ず諸外国も含め	・共同研究の実施	交通安全環境研究所は国の施策に直接貢献できる研究を行うこ	В	<評定に至った理	由>
	た、公的研究機	た、公的研究機	た、公的研究機	・基準の策定等に資	とを最大の使命としており、どのような成果を生み出せば社会に	業務実績のとお	 自己評価書の「B	」との評価結果が妥当
	関、大学、民間	関、大学、民間	関、大学、民間	する調査、研究等	より効果的に還元できるかについて研究者自らが道筋を考えるこ	り着実な実施状	であると確認でき	
	企業等との共同	企業等との共同	企業等との共同	を実施	ととしている。当所の最大の強みは、技術基準の策定等につなが	況にあると認め		
	研究や人的交流	研究や人的交流	研究や人的交流	・国内外の学会等で	る自動車や鉄道等の技術の評価法を研究する能力が高いことであ	られる。		
	等の連携を強化	等の連携を強化	等の連携を強化	研究成果を発表	り、そのための試験技術や計測法に関する知見を備え、さらに専			
	し、研究の効率	し、研究の効率	し、研究の効率	・査読付き論文の	用の試験設備を保有している。			
	的かつ効果的な	的かつ効果的な	的かつ効果的な	・発表	こうした当所の立場、特長および研究能力、試験設備と大学の	<課題と対応>		
	実施を図るこ	実施を図りま	実施を図りま	・ 受託研究等の実施	学術研究能力、及び企業の技術開発力がそれぞれ持つ強みをお互	特になし。		
	と。	す。	す。	・特許等の産業財産	いの理解のもとに結びつける共同研究、共同事業等によって、技			
	また、研究成	また、研究成	また、研究成	権の出願	術開発等も伴う国家プロジェクトなどで最大限の研究成果を効率			
	果について、国	果について、国	果について、国		的に生み出し、その成果を行政施策に反映し社会に有効に役立て			
	の施策立案への	の施策立案への	の施策立案への	<その他の指標>	ることを産学官連携の基本方針としている。			
	貢献及び国内学	貢献及び国内学	貢献及び国内学	特になし。	さらに当所は、独立行政法人として交通技術行政の進め方やそ			
	会等を通じた研	会等を通じた研	会等を通じた研		の仕組み等に詳しいことから、研究の成果を国施策へ反映する方			
	究成果の社会還	究成果の社会還	究成果の社会還	<評価の視点>	策等の面で産学官連携の指導性を発揮することが可能である。国			
	元に努めるとと	元に努めるとと	元に努めるとと	計画通り着実に実行	内外の大学、研究機関から研究者、研究生を受け入れて、保有す			
	もに、国際学会	もに、国際学会	もに、国際学会	できているか。	る試験設備や研究者の知見を活用しつつ、共同研究を 18 件実施			
	での発表等の国	での発表等の国	での発表等の国		した。また、共同研究の枠組みとは別に、2校の大学と連携大学			
	際活動を推進す	際活動を推進し	際活動を推進し		院方式により提携している。			
	ること。	ます。	ます。					
	【指標】	これらの目標	これらの目標		当所が行う調査、研究のうち将来的に自動車、鉄道等の安全の			
	●共同研究の実	達成のため、具	達成のため、具		確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の			
	施状況(評価指	体的には、共同	体的には、共同		策定等に資する検討課題を提案した。			
	標)	研究を90件程度	研究を18件程度		研究成果を活用した施策提言に積極的に取り組む一方で、基準			
	●基準の策定等	実施します。ま	実施します。ま		等の策定に資する検討会やワーキンググループ(WG)への参画			
	に資する調査、	た、基準の策定	た、基準の策定		等により、国土交通政策に関わる基準策定、施策立案支援等の業			
	研究等の実施状	等に資する調	等に資する調		務に積極的に取り組み、研究成果の社会還元に努めることとし			
	況(モニタリン	査、研究等を	査、研究等を 25		た。研究成果から得た知見を活かし、専門家として、国土交通省			
	グ指標)	125 件程度実施	件程度実施しま		や環境省等の検討会やWGに参画し、専門的知見を述べること等			
	●学会発表等の	します。これら	す。これらの調		により、国土交通政策の立案・実施支援に貢献した。			
	状況(モニタリ	の調査、研究等	査、研究等によ		基準の策定等に資する取り組みとして、 <u>調査・研究を 17 件、</u>			
	ング指標)	によって得られ	って得られた成		検討会や WG への参画を 9件、合計 26 件に取り組んだ。以下			
	●査読付き論文	た成果を広く社	果を広く社会に		に、具体的事項について示す。			
	の発表状況(モ	会に公表するた	公表するため					
	ニタリング指	めに、国内外の	に、国内外の学		【基準の策定等に資する調査、研究課題】(17件)			
	標)等	学会等で一人平	会等で一人平均		○騒音規制国際基準等の見直しのための海外動向調査			

します。

こと。

実施します。

こと。

【指標】

均15件程度発表 3 件程度発表し します。このう ます。このう ち、査読付き論 | ち、査読付き論 文を一人平均 文を一人平均 2.5 件程度発表 0.5 件程度発表 します。

自動車機構の 自動車機構の 自動車機構の 設立目的に合致 | 設立目的に合致 | 設立目的に合致 する行政及び民 する行政及び民 する行政及び民 間からの受託研 間からの受託研 間からの受託研 究、受託試験等 | 究、受託試験等 | 究、受託試験等 の実施に努める | の実施に努めま | の実施に努めま

> これらの目標 これらの目標 達成のため、具達成のため、具 体的には、国等 体的には、国等 からの受託研究 からの受託研究 等を 300 件程度 | 等を 60 件程度実 施します。

研究者の意欲 研究者の意欲 研究者の意欲 向上を図るた 向上を図るた 向上を図るた め、知的財産権しめ、知的財産権しめ、知的財産権 の活用を図ると | の活用を図ると | の活用を図ると ともに、その管しともに、その管しともに、その管 理を適正に行う 理を適正に行い 理を適正に行い ます。 ます。

これらの目標 これらの目標 ●知的財産の出 | 達成のため、具 | 達成のため、具 願状況(評価指 | 体的には、特許 | 体的には、特許 等の産業財産権 | 等の産業財産権 の出願を24件程 の出願を 5 件程 度行います。 度行います。

自動車騒音に関する国際基準の動向調査のため、WP29傘下の 騒音・タイヤ専門家会合(GRBP)の本会議に2度参加し、騒音 対策に関する海外での動向を調査した。

また、四輪車の追加騒音エミッション規定(Additional Sound Emission Provisions: ASEP) について議論がされている ASEP 作業部会に4度参加し、その動向を調査した。

○騒音規制国際基準等の見直しのための調査

マフラー性能等確認制度の見直しの必要性を検討するため、交 換用マフラーを装着した車両から発生する騒音に対する受忍限度 を、実験参加者による評価試験により明らかにした。評価試験の 結果、受忍限度は車両条件及び走行条件にあまり影響を受けず、 音量に依存することを明らかにした。

○電気自動車の安全性に関する検討・調査

EV に搭載するバッテリーの安全性を評価する手法について調 査を行った。リチウムイオン電池にレーザを照射することで、再 現性高く熱暴走を起こす手法を検討した。またバッテリー技術を 含む電動車に関する最新技術動向について調査を行った。

○燃料電池自動車の一充填走行距離測定法に関する調査

FCV の一充填走行距離を測定する方法について調査を行っ た。実際の燃料電池自動車を用いて実験を行い、測定結果に影響 を与える因子について調査した。報告書の中で具体的な試験法案 を提案した。また燃料電池自動車を含む電動車に関する最新技術 動向について調査を行った。

○次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業

大型車分野における低炭素化等に資する革新的技術の早期実現 やそれら試験法整備に向け、次世代大型車の開発・普及の促進に 当たって特に重要だと考えられる。①ディーゼルエンジンの熱効 率改善、②排出ガス後処理性能の改善、③電動化等の車両技術に よる高効率化について、次世代大型車に関する国内外の動向を踏 まえつつ、車両を開発又は開発に必要な要素技術を確立するとと もに、車両等が満たすべき技術的要件若しくは改良等の検討・評 価等を進めている。

初年度に当たる令和元年度は、交通安全環境研究所がハブ研究 所となり、大学教授や業界団体等を招集した検討会(2回)や上 記3テーマが関連する各 WG (2回) で意見を集約し、事業を開 始した。本事業は、計 12 件の実施テーマからなり、先進環境技 術を搭載した次世代大型車の技術開発、実用化及び普及を促進す

るために必要な装置の改良を進め、データを取得した。
JEST CARRES SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE
○ディーゼル乗用車等の路上走行試験方法に関する調査
RDE 試験を運用するに当たり、試験成立性の見直し案での成
立性を検証するために4つの走行ルートで走行実験を行い、成立
性が改善することを確認するとともに、見直し案での試験要件を
満たす速度パターンを示した。また、その速度パターンで沿って
テストコースで走行し、成立性に問題がないことを確認した。
○令和元年度尿素SCRシステム搭載車の排出ガス性能評価調査
業務
銅系ゼオライト触媒を採用した尿素 SCR(選択的触媒還元)シ
ステム搭載の重量車を用いたシャシダイナモ試験及び路上走行試
験により、同システムの NO_x 浄化性能評価を行うと共に、性能劣
化の要因分析に資するデータを取得した。
○オフサイクルクレジットの制度検討に関する調査
燃費基準の達成判定を行うにあたり、カタログ燃費に現れない
省エネルギー化技術(例えばヘッドライトの LED 化など)を加
味するオフサイクルクレジット制度が欧米ではすでに導入されて
いる。類似の制度を国内で検討するための基礎資料として、灯火
器等補機の使用頻度や暖機時間等についての分析を行うととも
に、補機の消費エネルギーやそれに伴うオルタネータの発電量と
燃費の関係などについて実車試験により調査を行った。
○追加騒音規定(ASEP)改定のための研究
ASEP 作業部会にて検討されているサウンドモデルについて、
機械式バルブ機構や電子制御バルブの搭載する車両を対象に、そ
の妥当性を検討した。その結果、エンジンの動作状況やバルブ開
閉条件等を踏まえ、モデルのチューニングを行う必要があること
を明らかにした。
○重量車 PEMS に関する調査
重量車の公道走行時の排出ガス排出量を計測するための実験に
対する補助業務を実施した。実施内容として交通安全環境研究所
所有の重量車用シャシダイナモメータおよび据置型排ガス分析計
を用いて実験で運用した PEMS の性能を評価した。また、安全
に公道を走行する為の実験車両への計測機器の設置を検討し実施
した。さらに実験期間中は車両運転者および同伴要員として参加
した。
50

○平成31年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査 信号機付き交差点を小型トラックおよびセダンを運転し右折操 作を行う際のドライバーの行動を調査した。ドライバーは特定の 注視対象を複数回注視する。ここではそれぞれの注視時間の合計 を合計注視時間とすると、その平均値は、歩行者モデルの提示条件 に依存することが判明した。歩行者モデルを提示した場合、ドラ イバーは歩行者モデルを注視する時間が長く、その時間は小型ト ラックとセダンとで近似していた。一方、実際の危険な状況におい ては、ドライバーは歩行者を認識していない可能性もあり、この場 合には車両側に歩行者検知システムを装備することでドライバー への注意喚起を補助することも必要と考えた。 ○大型バス乗員の安全に係る調査及び衝突安全基準に係る海外動 向調査 前面衝突事故時にバス座席のシートバック角度が乗員の安全性 に与える影響について調査を行い、シートバック角度が 50° ま でなら3点式シートベルトの方が2点式シートベルトより安全で あるが、80°と乗員が寝た姿勢の場合は3点式シートベルトのシ ョルダーベルトが頸部を圧迫して危険になる可能性があること と、現在基準で評価されていない頸部傷害値を評価した方が良い ことが分かった。これらの結果は国土交通省主催の大型バス車両 安全対策検討 WG で報告済みで、今後必要があれば基準改正の提 案を行う。 また、衝突安全専門家会合(GRSP)や作業部会等に出席し、 衝突安全基準の動向について調査し、GRSP や STCBC (Safer Transport of Children in Busses and Coaches) 作業部会では交 通安全環境研究所で実施した調査内容の報告を行った。 ○自動車線維持装置及び衝突被害軽減ブレーキ等の国際基準策定 等に関する調査 第 22 回~第 25 回 ACSF 専門家会議及び Small Drafting Group 会議(令和元年5月開催)に出席し、日本の提案内容を説明する とともに、自動運転レベル3の自動車線維持システム (Automatically Lane Keeping System: ALKS) に関する UN 新規則ドラフトの作成に貢献した。 第8回~第11回 AEBS 専門家会議に出席、日本の提案内容を 説明した。また、第 10 回会議では、交通安全環境研究所が実施 した AEBS 不要作動試験シナリオ(案)に関する実車実験の結果 を報告した。 第4回~第6回自動運転専門家会合(GRVA)に出席し、日本 の提案内容を説明した。また、第4回会議では、ACSF 専門家会

議のステータスレポートを行う等、ALKS の新規則ドラフトの GRVA 合意(令和2年6月 WP29 に上程)に貢献した。 AEBS の不要作動試験シナリオ(案)を一般ドライバーが走行 した場合の運転行動を把握するため、自動車試験場にて実験協力 者(10 名)による実験を行った。また、対車両 AEBS におい て、車両ターゲットの中心線と試験車両の中心線の間にオフセッ トが生じた場合の性能を把握するため、自動車試験場にて複数の 試験車両による実験を行った。 ○自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する調査 自動運転に係る車両内の通信メッセージについて、セキュリテ ィ上の脆弱性の実態について調査した。自動運転車の「認知・判 断・操作」の内、認知機能に着目し認知機能の入り口となるセン サ等の特性などの技術調査を実施した。実車を使った実際の交通 環境下における認知に関する調査では、車両が法定最高速度の認 知を正確に行うことが難しく、カメラを用いた車両と GPS 信号 及び地図情報ではその正確性及び特性に差異があることがわかっ た。また、サイバー攻撃などによって偽造された GPS 信号によ り法定最高速度が誤って認知された際には、実際の法定最高速度 を遵守できない危険性があることもわかった。これを例にして、 現在 WP29 で進められているサイバーセキュリティ基準案の型式 審査における評価方法について検討結果をまとめた。 ○鉄道施設(電気等)の維持管理の効率化・省力化に資する技術 開発等の今後の方向性に関する調査研究業務 地方鉄道のニーズと開発メーカー等のシーズを踏まえた調査を 行い、地方鉄道が抱える課題や今後生じる課題に対し、解決に向 けた実現性の高い技術開発テーマを把握した。これにより、地方 鉄道の課題解決に向けた鉄道技術開発分野の貢献策を示した。 ○鉄道における準天頂衛星等活用に関する調査検討 準天頂衛星を含む衛星測位システムの鉄道分野への活用方策や その課題の抽出、実用化に向けた方向性等について、「鉄道にお ける準天頂衛星等システム活用検討会」を設置し、鉄道事業者の 協力を得て実施した衛星測位試験の結果と併せて検討を行い、調 査結果をとりまとめた。 ○令和元年度 鉄道車両の外側磁界等に係る調査 鉄道車両の外側に発生する磁界について、さまざまなき電方式 及び制御方式の車両で測定を行うとともに、鉄道車両以外に起因 する磁界とその影響に関する検討を行い、磁界発生傾向を把握す 52

るとともに、埋設物による影響について確認を行い、報告書をと
りまとめた。
【基準の策定等に資する検討会および WG】(9件)
○車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会
に係るフォローアップ会議
平成 30 年度まで開催された車載式故障診断装置を活用した自
動車検査制度のあり方検討会の報告書に基づいて、検査体制の整
備をする上で必要となる関係者間の調整を行うために開催された
フォローアップ会議に委員として参加した。法定スキャンツール
を開発するにあたって重要となる、ソフトウェアをブラックボッ
クス化させない方策、ソフトウェアの互換性を向上させるための
インターフェースの考え方等に関して、主として技術的見地から
国土交通省をサポートした。
○ASV 推進検討会
自動運転の実現に向けた先進安全自動車の推進を目的とし国土
交通省が設置した検討会に委員として参加するとともに、検討会
に設けられた「先進安全技術普及分科会」の分科会長として、自
動運転を念頭に置いた先進技術のあり方及び自動運転技術の正し
い普及についての検討を実施した。
○車両安全対策検討会 → 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
車両安全対策検討会に委員として参加した。更なる死傷者数削
減を目的として、種々の最新安全技術の事後効果評価の検討並び
に事故分析に取り組んだ。また、死傷事故件数の多い自転車事故
への対策に関する検討を行った。
○大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討 WG
一度発生すると重大事故につながる可能性が高い大型車の車輪
脱落事故が多発傾向にあることから、その原因究明及び防止対策
を検討するための「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検
討WG」に座長として対応することとなり、第1回WGで令和元
年度の対応方針を決定して検討を開始したが、新型コロナウィル
ス感染症拡大の影響を受けて、年度末のとりまとめの第2回 WG
が開催できない状態となっている。
 ○技術基準検討会
鉄道に関する技術上の基準に関し、土木分野、電気分野、車両
分野及び運転分野のそれぞれについて、改正に向けた動向及び今
53

後の方向性等について検討した。
仮ッカ門工寺(C フV・C (() D / C o
○四倍少並於須供送取立封第四日十2份封委日△
○環境省新幹線鉄道騒音対策に関する検討委員会
新幹線鉄道騒音の類型指定に関する沿線都道府県での考え方と
類型指定状況の把握を行った調査結果を地方公共団体にフィード
バックするとともに、土地利用対策に関する認識や現状を把握
し、今後の土地利用対策のあり方について検討した。
○ (4) (大) (マルン) は マ ウ (4) (平本) 十分 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
○鉄道における自動運転技術検討会
踏切等のある一般的な路線を対象として、センシング技術や情
報通信技術、無線を利用した列車制御技術などの最新技術も利活
用した自動運転の導入について、安全性や利便性の維持・向上を
図るための技術的要件の検討を行った。
○日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会
(車両分野)
(単画ガヨ)
有益な市場アクセス向上施策を提案するための準備として、日本
と EU で協議している車両装置に関する相互承認の実現可能性に
ついて、現在の検討状況等を中間とりまとめとして文書化するた
め、日本の中間とりまとめ案を検討した。
○日 EU の鉄道分野における技術協力の可能性に関する検討会 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(信号分野)
我が国から EU に対して日本と EU 双方にとって有益な市場ア
クセス向上施策を提案するための準備として、EU との交渉を踏
まえ、現状の信号システムにとらわれない次世代信号システム
(NGSS) を検討した。
研究成果の普及、活用促進を図り、広く科学技術に関する活動
に貢献するため、国内外での学会発表、論文誌への投稿、専門誌
への寄稿、関係団体での講演等に積極的に取り組んだ。以下に、
具体的事項について示す。
▶ 国内外の学会等での発表件数: 89 件(<u>一人平均 3.07</u>)
<u>件</u>) うち査読付き論文 15 件(<u>一人平均 0.52 件</u>)
受託業務に関して、当所は次のような方針で臨んでいる。
\mathbb{Z}_{H}
自動車・鉄道分野における安全・環境問題を担当する公正・中
立な法人として、要員不足の問題を抱えつつも、国が行政上緊急
に必要とする業務は確実に実施して答えを出すのが使命と認識し
54

ている。行政を支援するため、国土交通省、環境省等から委託業務を受託し、安全・環境行政に係る政策方針の決定や安全・環境 基準の策定等の施策推進に直接的に貢献することとしている。

民間受託については、これまでに培われた当所の技術知見や所有する施設・設備を活用し、各種行政施策への活用のみならず、 国民への貢献、技術の波及効果といった観点から、当機構の設立 目的に合致するものについては積極的に獲得するものとしている。

限られたリソースを適切に活用するため、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築し、これにより課題実施の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。また、業務の効率化を図るため、受託業務を、研究者の専門性に基づく判断力を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務(実験準備、機器操作、データ整理等)とに分け、後者は、可能な限り外部の人材リソース(派遣等)を活用するなどして、研究者が受託業務を効率的に進捗管理できるよう受託案件毎に、チーム長を責任者とする研究チーム制を採用している。

行政、民間等外部からの研究、試験の受託に努め、<u>合計 85 件</u>の受託研究、試験を実施した。受託総額は、約7億8千万円(契約額ベース)となった。以下に、具体的な件名について示す。

【国等からの受託研究】(24件)

- ▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための海外動向調査
- ▶ 騒音規制国際基準等の見直しのための調査
- ▶ 電気自動車の安全性に関する検討・調査
- ▶ 次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業
- ▶ 燃料電池自動車の一充填走行距離測定法に関する調査
- ▶ ディーゼル乗用車等の路上走行試験方法に関する調査
- → 令和元年度尿素 SCR システム搭載車の排出ガス性能性評 価調査業務
- ▶ オフサイクルクレジットの制度検討に関する調査
- ▶ 平成31年度電気自動車の安全性に関する検討・調査
- ▶ 平成31年度交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する 調査
- ▶ 大型バス乗員の安全に係る調査及び衝突安全基準に係る 海外動向調査
- ▶ 先進安全自動車 (ASV)の開発・実用化・普及の促進に関

レマニロナ
する調査
▶ 自動車線維持装置及び衝突被害軽減ブレーキ等の国際基
準策定等に関する調査
▶ 後付け式踏み間違い時加速抑制装置に関する基本調査
▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法に関する
調査
▶ 令和元年度自動運転車の車線変更制御の安全性評価手法
検討に係る調査
▶ 鉄道施設(電気等)の維持管理の効率化・省力化に資す
る技術開発等の今後の方向性に関する調査研究業務
▶ 鉄道における準天頂衛星等活用に関する調査検討
▶ 令和元年度鉄道車両の外側磁界等に係る調査
▶ 自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に
起因した事故・火災情報等、ユーザーから寄せられた不
具合情報等に関する分析調査
▶ リコール届出の分析調査
▶ 高度な運転支援システム(自動運転レベル2)搭載車の
注意喚起に関する調査業務
▶ 衝突被害軽減ブレーキおよび誤発進防止装置の不作動状
況に関する調査業務
▶ サイバーセキュリティ等審査業務における情報管理方法
に関する調査
【民間からの受託研究】(61 件)
▶ 追加騒音規定 (ASEP) 改定のための研究
▶ 重量車 PEMS に関する調査
ブレーキテスタの性能測定に関する技術指導 ファン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ
▶ 自動車運転レベル3以上におけるセカンダリアクティビ
ティ評価方法に関する調査
▶ 路面猫画ランプによる周辺交通認知に関する調査
→ 前照灯の配光制御による歩行者事故低減効果に関する研
究 (その2)
→ 令和元年度 自動運転バス車両の開発促進の業務に係る
技術支援
→ 索道用樹脂芯入りロープの曲げ疲労試験
→ 平成 31 年度地下鉄の軌道及び車輪摩耗等調査
→ 一次 51 千 / 次 5 / 1 / 次 5 / 2 / 次 5 / 2 / 次 5 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /
→ 単線自動循環式普通索道用握索装置試験 (3件)
→ 海外向け新交通システム用信号サブシステムの部分開業
に対する安全性最終評価(英訳版)
56

▽ 海州市け電子演動壮果の記乱亦再に使る党会歴記伝
→ 海外向け電子連動装置の設計変更に伴う安全性評価 → 海外向は大規模駅田電子連動装置の設計安全性評価
→ 海外向け大規模駅用電子連動装置の設計安全性評価
→ レール表面粗さによるレール摩耗の測定に関する技術指 ・
算 - 利本制御シュニ)の過去技工加押に関わり欠人性証何
▶ 列車制御システムの滑走補正処理に関する安全性評価 ▶ スペン・スペン・カスペーカビスを選択
▶ シミュレーションによる省エネダイヤに関する評価
→ 海外向け新交通システム用信号サブシステムの部分開業
に対する安全性最終評価(改訂版)
→ 海外向け大規模駅用電子連動装置の設計安全性評価(英 - 1/15)
訳版)
→ 索道用降下救助装置に関する安全性評価
→ 列車情報管理システムに対する規格適合性評価
→ 信号システムの IEC 62278 規格適合性評価
→ 信号システムの IEC 62425 規格適合性評価
電子連動装置のプラットフォームのサーベイランス コープラット コープー コープラット コープー コー コー
▶ ATC システムの IEC 62278(RAMS)規格適合性評価
▶ 列車情報管理システムに対する規格適合性評価
→ 装置集中式電子連動システムの IEC 62425 規格適合性認
▶ 列車検知装置のサーベイランス
▶ 保安装置のプラットフォームの IEC 62278 規格適合性評
▶ 線路条件変更に対する IEC 62279 規格適合性評価
▶ 列車統合管理装置のサーベイランス
▶ 電子連動装置のプラットフォームのサーベイランス
▶ 自動車の先進安全技術の性能評価規程に基づく衝突被害
軽減制動制御装置試験(22 件)
当所の研究業務の過程で生み出された新技術、新手法、専用プ
ログラムなどについては積極的に知的財産権を獲得する方針を取
っている。ただし、当所の知財戦略は、将来の特許料収入を確保
することが主たる目的ではなく、国が技術基準を定める際に規定
に織り込まれる内容(試験技術や計測方法など)が第三者の保有
する特許に抵触する場合には、法に基づく強制規格として国が採
用できなくなることから、そうした事態を避ける観点から当所が
開発した技術等の知的財産については、公的用途として使えるよ
57

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 2. (2) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援		
	自動車審査業務の高度化		
	型式認証における基準適合性審査等		
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198
易度		レビュー	

. 主要な経年	データ												
①主要なアワ	ウトプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
								決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	
								経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
								経常利益(百万円)	1,180	△32	237	28	
								行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	
								スト (百万円)					
								従事人員数	949	949	992	992	

3.	各事業年度の業務に	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	西に係る自己評価及C	が主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	上評価	主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価		
	進展する自動	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	車技術や型式認	車技術や型式認	車技術や型式認	特になし。	自動車認証審査部職員を国際	A	<評定に至った理由>	
	証に係る新たな	証に係る新たな	証に係る新たな		調和推進部に併任し、WP29傘下	WP29 傘下の専門	国際標準獲得を目指している国土な	ご通省を支援するため、国連の専門家
	国際相互承認制	国際相互承認制	国際相互承認制	<その他の指標>	の専門家会合及び作業部会の国	家会合及び作業部	会議等(国際会議に 47 回(前年度	35 回)、国内対応会議に 190 回(同
	度に対応すると	度に対応すると	度に対応すると	特になし。	際会議に 47 回、国内対応会議に	会に参加するほ	165 回))に前年度を大幅に上回っ、	て参画し、意見交換を行うとともに、
	ともに、我が国	ともに、我が国	ともに、我が国		190回出席した。これらの会議に	か、新たに自動運	国際相互認証制度に関しては規程数	質を整備し、国内への受け入れ体制を
	技術の国際標準	技術の国際標準	技術の国際標準	<評価の視点>	おいて、実際に審査を行う自動	転自動車のセキュ	整備した。令和元年度はこれら実績	賃に加え、年度計画策定時には予定さ
	の獲得を目指す	の獲得を目指す	の獲得を目指す	計画通り着実に実行	車認証審査機関の立場から基準	リティ対策の審査	れていなかったが、昨年 5 月の車	両法改正や国際会議の議論を踏まえ、
	国土交通省を支	国土交通省を支	国土交通省を支	できているか。	や試験方法を提案するとともに	開始に向けて、情	新たに自動運転自動車のセキュリラ	イ対策の審査開始に向けて、情報セ
	援するため、専	援するため、専	援するため、専		意見交換を行った。	報セキュリティ審	キュリティ審査準備室を立ち上げ、	国際基準策定のための国際的な専門
	門家会議等への	門家会議等への	門家会議等への		自動運転自動車のサイバーセ	査準備室を立ち上	家会合を議長として主導するととも	っに、自動車業界や国土交通省と連携
	参加や諸外国の	参加や諸外国の	参加や諸外国の		キュリティ/ソフトウェアアップ	げ、国際基準策定	して、国内基準の検討、審査手法の)細部取扱いを規定した審査マニュア
	関係機関との連	関係機関との連	関係機関との連		デート対策の審査開始へ向けた	のための国際的な	ルの作成を行った。また、これまで	での審査では取り扱ってこなかったサ

携などにより、 | 携などにより、 | 携などにより、 国際・国内調整を行った。具体 | 専門家会合を議長 | イバーセキュリティ関係の知見を備えるため、専門的な人材を新規に採 国際相互承認制 国際相互承認制 国際相互承認制 的には、国際基準については、 | として主導すると | 用し、自動運転自動車に係る新試験やサイバーセキュリティの審査を含 度の進展等に貢 | 度の進展等に貢 | 度の進展等に貢 専門家会合へ共同議長として参│ともに、自動車業│め、審査開始に向けた準備を行うとともに、将来の認証試験に向けた知 献しつつ、新た | 献しつつ、新た | 献しつつ、新た 画し、実際に審査を行う自動車 界や国土交通省と □識及び技能の習得を図った。この業績は所期の計画を上回る成果を得た な審査内容への な審査内容への な審査内容への 認証審査機関の立場から基準や と認められることから「A」評定とした。 連携して、国内基 対応に向けた知 | 対応に向けた知 | 対応に向けた知 試験方法の提案を行った。ま|準の検討、審査手 識及び技能の習 | 識及び技能の習 | 識及び技能の習 た、国際的な議論を踏まえ、国 法の細部取扱いを 得を図ること。 内基準策定に向けた国内調整を 得を図ります。 得を図ります。 規定した審査マニ 行った。 ュアルの作成を行 サイバーセキュリティ/ソフト ウェアアップデートに係る基準しまた、これまでの に係る審査については、申請者 | 審査では取り扱っ のセキュリティ対策等これまでしてこなかったサイ より機密性が高い情報を取り扱しバーセキュリティ うことに鑑み、より一層の情報 関係の知見を備え 漏洩防止策を講じるため、情報 るため、専門的な セキュリティ審査準備室を設置 人材を新規に採用 し、新たな専門職員の採用、事し、自動運転自動 務室への生態認証設備の設置、 車に係る新試験や 情報セキュリティ審査準備室専|サイバーセキュリ 用のネットワークとサーバーの「ティの審査を含 構築等、強固なセキュリティ対しめ、審査開始に向 策を講じた執務環境を整備しした準備を行うと た。また、セキュリティ対策のしともに、将来の認 専門家と連携の上、自動車認証 | 証試験に向けた知 審査部が実施するべき情報管理|識及び技能の習得 手法を検討した。これらの準備を図った。 を行い、国内基準の施行に向け、以上の理由から、 た体制を整えた。 所期の目標以上の VSCC (台湾)、CATARC (中 成果を達成してお 国) および KATRI (韓国) の外 り、A評定と認め 国試験機関との間で試験法や法│られる。 規解釈等に関する意見交換を行 った。 <課題と対応> タイ(8月)、インドネシア | 特になし。 (8月)、ベトナム(10月)、ミ ャンマー (12 月)、マレーシア (12月)、カンボジア(2月)に おいて行われたアジア専門家会 議に講師を派遣し、審査方法に ついて講義を行った。

		また、先進安全技術の性能認		
		定制度については、国土交通省		
		において、当該制度の拡充等を		
		目的として、「先進安全技術の性		
		能認定実施要領(国土交通省告		
		示)」が改正された。(令和2年		
		4月1日施行)これを受け、審		
		査に関する機構規程類を整備す		
		る等の準備を進めた。なお、令		
		和元年度の試験実績は以下のと		
		おり。		
		申請自動車メーカー数:6社		
		型式数:108型式		
		自動運転自動車を含む高度		
		化・複雑化する自動車の新技術		
		等への対応のため、研究部門と		
		の合同試験等で得られた知見を		
		基に新技術及び新機構に対応し		
		た新たな基準や試験方法を		
		WP29 傘下の専門家会合及び作		
		業部会等に提案し、新たな試験		
		方法に反映され、国際基準の成		
		立及び国際相互承認制度の進展		
		 に貢献した。		
		新たに追加された国際基準や		
		拡充された先進安全技術の認証		
		制度といった新たな審査内容へ		
		の対応に取り組むことで、申請		
		者である自動車製作者等が、新		
		 技術の導入を適時適切に行える		
		ようにした。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 2. (2) ②	新技術や社会的要請に対応した行政への支援		
	自動車の審査業務の高度化		
	使用段階における基準適合性審査		
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198
易度		レビュー	

主要な経年① 主要な7		アウトカム)情報						②主要なインプット	·情報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2		28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度					年度	年度
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
								決算額(百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	
								経常費用 (百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
								経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	
								行政サービス実施ニ	5,454	5,615	6,077	15,284	
								スト (百万円)					
								従事人員数	949	949	992	992	

3.	各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、	業務実績、年度評価	iに係る自己評価及び	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣に	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	進展する自動	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	車技術に対応す	車技術に対応す	車技術に対応す	特になし。	審査事務規程の改正を全7回行	A	<評定に至った理由>	
	るため、審査事	るため、審査事	るため、審査事		った。このうち、自動車の新技術	年度計画通り着	自動車の新技術に対応した審査事務規程	星の改正及び審査方法の明確化や高度化
	務規程の改訂や	務規程の改訂や	務規程の改訂や	<その他の指標>	に対応する保安基準等の改正に応	実に業務を実行	の改正を実施した。更に、平成31年4	月に OBD 検査業務準備室を設置し、シ
	検査業務の実施	検査業務の実施	検査業務の実施	特になし。	じて行った改正は3回である。	したことに加	ステム構築及び運用面の検討を本格的に	こ開始して、以下の取組を行った。
	手法の高度化を	手法の高度化を	手法の高度化を			え、以下の成果	・車載式故障診断装置を活用した検査の	の実施に向けて必要となるシステム・機
	図ること。	図ります。	図ります。	<評価の視点>	道路運送車両法の改正(平成	をあげた。平成	器の技術的要件等を調査・検討するため	め、プロジェクトチームを立ち上げ、シ
			特に、国土交	計画通り着実に実行	31 年 3 月 8 日閣議決定、令和元	31年4月にOBD	ステム構成や主要課題について検討を行	テった上で、OBD 検査で使用する照会ア
			通省が実施し、	できているか。	年5月24日公布)及び「車載式	検査業務準備室	プリの試作版を作成し、実際の車両を見	用いた実証実験による検証を行うととも
			自動車機構も委		故障診断装置を活用した自動車検	を本部に設置	に、OBD検査を加えた業務フローにつ	いても検討を行い、システムの基本的な
			員として参画し		査手法のあり方検討会」の最終報	し、システム構	要件及び次年度の基礎設計等に向けた認	果題についてとりまとめた。
			た「車載式故障		告書(平成 31 年 3 月 13 日公表)	築及び運用面の	・道路運送車両法の改正により令和3年	王度から新たに自動車機構の業務となる
			診断装置を活用		に基づき、車載式故障診断装置	検討を本格的に	審査用技術情報管理事務に係る実費の役	徴収方法についても検討を行い、徴収方

した自動車検査 手法のあり方検 討会」の最終報 告書(平成31年 3月13日公表) に基づき、可能 なものから順 次、必要な準備 及び体制整備を 進めます。

(On-Board Diagnostics : 開始した。 査)の実施に向けた準備を進める | 装置を活用した | をとりまとめた。 室を本部に設置し、システム構築して必要となる 及び運用面の検討を本格的に開始 システム・機器 した。

コンサルティング会社、システム で、OBD 検査で 報で判断するのか。 メーカー及びツールメーカーから|使用する照会ア なるプロジェクトチームを立ち上「プリの試作版を」る。 げ、合計89回に及ぶ関係各者と 作成し、実際の の打ち合わせを実施し、システム 車両を用いた実 構成や主要課題について検討を行│証実験による検 った上で、OBD 検査で使用する | 証を行うととも 照会アプリの試作版を作成し、実 に、OBD 検査を 際の車両を用いた実証実験による 加えた業務フロ 検証を行うとともに、OBD 検査 一についても検 を加えた業務フローについても検 | 討を行い、シス 討を行い、システムの基本的な要 | テムの基本的な 件及び次年度の基礎設計等に向け 要件及び次年度 た課題についてとりまとめた。

また、道路運送車両法の改正に 向けた課題につ より令和3年度から新たに当機構 いてとりまとめ の業務となる審査用技術情報管理 た。また、道路 事務に係る実費の徴収方法につい | 運送車両法の改 ても、合計 53 回に及ぶ関係各者 正により令和 3 との打ち合わせを実施し、国土交 年度から新たに 通省、軽自動車検査協会、整備業 当機構の業務と 界等と調整のうえ、検討を行い、なる審査用技術 徴収方法及びそれに係るシステム┃情報管理事務に の基本的な要件をとりまとめた。 係る実費の徴収

の基礎設計等に 方法についても 検討を行い、徴

収方法及びそれ

法及びそれに係るシステムについて、申請者利便を勘案し、オンライン上で審 OBD) を活用した検査(OBD 検 | 車載式故障診断 | 査用技術情報管理事務に係る実費を納付できる徴収システム構築に必要な要件

ため、4月に OBD 検査業務準備 | 検査の実施に向 | 以上のことを踏まえ、所期の計画を上回る成果を得たと認められることから 「A」評定とした。

の技術的要件等 | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- を調査・検討す ・OBD は現在走っている車両に搭載しているのか。
- 具体的には、OBD 検査の実施 \mid るため、プロジ \mid \rightarrow OBD は排ガス規制により既に搭載されているものではあるが、今後自動 に向けて必要となるシステム・機 ┃ェクトチームを ┃車機構がそこに記録されている情報について検査をしていくこととなる。
- 器の技術的要件等を調査・検討す │立ち上げ、シス │・OBDにはどの様な情報が記録されているのか。
- び交通安全環境研究所が連携・協│課題について検│一ドが記録されるので、その情報を読み出し判断することになる。
- 力し、機構、軽自動車検査協会、 計を行った上 ・その判断は保安基準に基づく判断となるのか、メーカーが設定した任意の情
 - → 読み取った情報が保安基準不適合となるかどうかで判断を行うこととな

		1		,
			に係るシステム	
			の基本的な要件	
			をとりまとめ	
			た。	
			以上の理由か	
			ら、所期の目標	
			以上の成果を達	
			成しており、A	
			評定と認められ	
			る。	
			<課題と対応>	
			特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 2. (3)	新技術や社会的要請に対応した行政への支援		
	自動車のリコール技術検証業務の高度化		
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198
易度		レビュー	

主要な経年ラ	データ							 						
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
		(前中期目標期間最				年度	年度						年度	年度
		終年度値等)												
車両不具合の	46 件程度	46 件程度	65 件	69 件	76 件	63 件			予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
有無等の詳細 検討		(前五カ年の実績値 より設定)												
									決算額 (百万円)	15,042	14,723	16,070	14,345	
									経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
									経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	
									行政サービス実施コ	5,454	5,615	6,077	15,284	
									スト (百万円)					
									従事人員数	949	949	992	992	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価					
	自動運転シス	自動運転シス	自動運転シス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A			
	テム技術の日進	テム技術の日進	テム技術の日進	車両不具合の有無等	自動車技術については、自動運転システム技術の日進	A	<評定に至った理由>				
	月歩での進展、	月歩での進展、	月歩での進展、	の詳細検討	月歩での進展、燃料電池自動車の市販開始など、今後も	年度計画通り着	高度化・複雑化する自動車	車の新技術や不具合に対応			
	燃料電池自動車	燃料電池自動車	燃料電池自動車		自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これら	実に業務を実行	するため、自動車の事故	・火災事例等を踏まえた車			
	の市販開始な	の市販開始な	の市販開始な	<その他の指標>	の高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応で	するとともに、	両不具合の有無等の詳細権	倹討を 63 件(目標達成率			
	ど、今後も自動	ど、今後も自動	ど、今後も自動	特になし。	きるよう職員の確保・育成等、必要な対応を実施するこ	定量的指標であ	137%) 実施した。これは	、高度化、複雑化する自動			
	車技術の著しい	車技術の著しい	車技術の著しい		とを目的とする。	る自動車の事	車の新技術や不具合に対応	芯するため、職員の技術検			
	発展が見込まれ	発展が見込まれ	発展が見込まれ	<評価の視点>		故・火災事例等	証能力を高めるには重要を	な成果である。特に車両火			
	ることから、こ	ることから、こ	ることから、こ	計画通り着実に実行	(i) 排出ガスの不正ソフトに係るサーベイランスの実	を踏まえた車両	災事故については、交通領	安全環境研究所に近接した			
	れらの高度化・	れらの高度化・	れらの高度化・	できているか。	施	不具合の有無等	消防庁消防研究センター。	と連携して共同実験による			
	複雑化する自動	複雑化する自動	複雑化する自動		平成 27 年に発覚した米国におけるフォルクスワーゲ	の詳細検討につ	車両火災発生メカニズムの	の解明、海外の政府機関と			
	車の新技術や不	車の新技術や不	車の新技術や不		ン社による不正ソフトの使用の事案を受け、平成 29 年	いて、達成率が	の意見交換など、積極的な	な職員の育成を行っている			
	具合に対応する	具合に対応する	具合に対応する		4月、「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等	137%と大幅に	ことがうかがえる。				

ため、より高い ため、より高い ため、より高い 専門性を有する 専門性を有する 専門性を有する 職員の確保・育 | 職員の確保・育 | 職員の確保・育 成や、外部機関 成や、外部機関 成や、外部機関 との連携等、業しとの連携等、業しとの連携等、業 務体制の強化を│務体制の強化を│務体制の強化を 図ること。

を行います。

めること。

【指標】

● 先進安全技 ます。 術等の新技術 や不具合に対 応するための 体制強化や人 材育成の状況 (モニタリン グ指標)

|図ります。これ | 図ります。これ らの目標達成の らの目標達成の ために具体的にしために具体的に は、担当職員にしば、担当職員に よる会議においよる会議におい て自動車の事して自動車の事 故·火災事例等 | 故·火災事例等 を踏まえた車両を踏まえた車両 不具合の有無等 | 不具合の有無等 の 詳 細 検 討 を | の詳細検討を 46 230 件程度実施 | 件程度実施する することによ ことにより、職 り、職員の育成 員の育成を行い

また、諸外国 また、海外事 また、諸外国 のリコール関連 | 務所等も利用し | のリコール関連 情報の活用を進一つつ、諸外国の | 情報の活用を進 リコール関連情しめます。 報の活用を進め

ます。

検査方法見直し検討会」の最終とりまとめにおいて、サ┃目標を超えてい┃以上のことを踏まえ、所期の目標を上回る成果を得 ーベイランスの実施が提言された。

これを踏まえ、国土交通省から不正ソフト使用の有無 | な運転支援シス の確認に係るサーベイランスを公正中立な第三者機関で「テム(自動運転 あるリコール技術検証部において実施することを依頼さ レベル2) 搭載 れ、平成 29 年度からサーベイランス業務に着手し、令 | 車両の不要作動 和元年度においても国土交通省からの依頼により3台の「や不作動に関す 車両の測定を行った。

(ii) 事故・火災車両調査を通した職員の育成

技術検証に活用するため、自動車の不具合が原因と疑し以上の成果を達 われる事故・火災事例について車両調査を行うこととし | 成しており、A ている。当該調査は実際に起きた事故・火災事案を調査 | 評定と認められ する業務であることから、積極的に取り組み、調査件数しる。 は計63件(過去5カ年平均66件)となり、年度計画の 数値目標 46 件を大幅に上回る達成率 137%の成果が得 | <課題と対応> られた。

調査結果については、部内の職員により構成される技 術検証官会議や国土交通省との連絡会議において検討す るとともに、情報共有に努めた。また、車両調査の多く を占める火災事案については、各地方運輸局等の関係者 へ昨年度に策定したチェックリストを研修等で周知し、 車両調査で積極的に活用した。

(iii)検証実験を通じた知見の蓄積

技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認 するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を 蓄積することを目的とし、検証実験を実施することとし ている。令和元年度においては、合計 10 件の検証実験 を実施した。

(a) 火災実験

国土交通省からリコール技術検証部に提供される不具 合情報には車両火災が多く含まれている一方、車両火災 事案は構造・装置が焼損してしまい発生原因を特定しに くい状況が多々ある。このため、火災を伴う不具合の技 術検証能力を高める必要があるため、車両火災に係る知 見の集積を図るべく、4件火災関連の実験を実施した。

当該実験のうち、エンジン停止後に時間が経過してか ら火災に至る事案については、昨年度から引き続き実験

る調査を行っ た。

以上の理由か ら、所期の目標

特になし。

る。また、高度 たと認められることから「A」評定とした。

を行い、部品単体での事象のメカニズムの再現に成功 し、車両を使用した火災実験では消防庁消防研究センタ ーと共同実験を行った。 (b) 高度な運転支援システム(自動運転レベル2) 搭載車の実験 自動運転車の実用化に向けて官民が連携して推進して いるところである。近年、運転支援技術が高度化した自 動運転レベル2の運転支援システム(システムが前後及 び左右の車両制御を実施。) を搭載した車両の新車時登 録台数が増加傾向にある。しかし、自動運転レベル2の 運転支援システムは、システムがドライバーに代わって 全ての運転を行う機能はなく、ドライバーによる運転を 監視が必要であり、ドライバーが正しく認識して運転し ないと交通事故が発生するおそれがある。このため、当 該システムにおいて、不要作動や不作動条件を調査し実 車で実験を行い、今後、導入される自動運転車両に対す る技術検証業務の質の向上・効率化を図るべく知見を蓄 積した。また、国土交通省から受託し、当該システムの 不要作動や不作動状況の事例を映像化した。 (iv) 技術検証官等の確保・育成 技術検証には、自動車の開発、設計等に豊富な知見と 高度な知識が必要であり、自動車メーカー等における開 発経験を有する者を技術検証官として採用している。技 術検証官については、定期的に一定数を採用すること で、技術レベルを最新に保つことが可能となっている。 令和元年度においては新たに1名の技術検証官を採用 した。また、新技術に関する各種講習会や技術展示会等 に参加し、最新の技術情報や知見を維持するように努め た。 (v) 交通安全環境研究所内各部との連携 リコール技術検証部内のみで高度化・複雑化する新技 術に対応することは困難であることから、交通安全環境 研究所内各部と連携を行った。 (vi) 国内の外部機関との連携 リコール技術検証部内で技術的知見を有していない事 案については、外部機関の専門的知識を有する専門家と 連携し、必要な情報を得ることとしている。

令和元年度においては、 <u>エアバッグ不具合問題に関し</u>	
<u>て火薬の専門家からの意見を収集</u> し、技術検証に必要な	
知見を補うことができた。	
また、火災事案に関し、消防庁消防研究センターと共	
<u>同実験を行った</u> 。	
(vii)海外の外部機関との連携	
海外のリコール行政機関との連携を図るため、 <u>ドイツ</u>	
連邦自動車庁(KBA)と不具合情報についてメールで	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 3. (1)	我が国技術の国際標準化等への支援										
	自動車技術の国際標準化										
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第12条								
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198								
易度		レビュー									

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット(アウトカム)情報										②主要なインプット					
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2				28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
			(前中期目標期間最				年度	年度	ш						年度	年度
			終年度値等)						Ш							
	WP29 専門家	12 回程度	12 回程度	12 回	13 回	12 回	16 回				予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
	会合に参加		(国連で開催される WP29 専門家会議に 100%出席)	(100%)	(100%)	(100%)	(133%)									
											決算額(百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
											経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
											経常利益(百万円)	153	126	51	34	
											行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	
											スト (百万円)					
											従事人員数	43	43	43	43	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 当法人は会計上のセグメントの単位が、評価における評価単位まで細分化できないため、本報告については各項目同一記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 主務大臣による評価 中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価 これまでの研究成 これまでの研究成 <主要な業務実績> これまでの研究成 | <主な定量的指標> | <評定と根拠> 評定 果や技術評価・認証 | 果や技術評価・認証 | 果や技術評価・認証 | WP29 専門家会議へ | 自動車が基幹産業である日本は、日本の「S <評定に至った理由> 審査の知見を活用し 審査の知見を活用し 審査の知見を活用し 優れた技術を国際標準化することにより国 年度計画通り着 自動車技術の国際標準化に関する年度計画における の参加 て、我が国の自動車 て、我が国の自動車して、我が国の自動車 際競争で優位となることから、インフラシ | 実に業務を遂行 | 所期の計画を上回る業務を遂行したことに加え、同 ステム輸出戦略(令和元年6月3日改訂 したことに加 フォーラムの7つの専門家会合の作業グループ等に 及び鉄道等の技術が | 及び鉄道等の技術が | 及び鉄道等の技術が | <その他の指標> 国際標準となるよ 国際標準となるよ 国際標準となるよ 特になし。 経協インフラ戦略会議決定)の「2. 受注 | え、WP29の専門 | も機構の交通研の職員を参加させ、全体で29の会議 う、試験方法等につ | う、試験方法等につ | う、試験方法等につ 獲得に向けた戦略的取組」の(3) ソフト 家会合及び作業 に 79 回、のべ 142 人を参加させた。また、これらの いて積極的な提案を いて積極的な提案を | いて積極的な提案を | <評価の視点> インフラ②国際標準の獲得と認証基盤の強 | 部会等における 会合の4割を超える12の会議で議長職等を務め会議 研究成果や技術評 | 化の(具体的施策)において、「国際機関 | 交通安全環境研 | を主導した。さらに、官民 ITS 構想・ロードマップ 着実に進める。 着実に進めます。 着実に進めます。 価・認証審査の知見 【重要度:高】 【重要度:高】 (WP29 等)における連携等を通じて、我 | 究所の存在感の | 2019を踏まえ高速道路での「レベル3」の自動運転 を活用して、我が国 | が国制度・技術の国際標準化を推進」する | 向上を目指し、 | を実現するため、WP29 傘下の自動運転専家会合及 『インフラシステム 『インフラシステム 輸出戦略』(平成 27 輸出戦略』(平成 27 技術に係る国際基 こととしており、国土交通省は、アジアの | 会議に参画する | び関連する3つの作業部会で交通安全環境研究所が

ては、「国際標準の 獲得と認証基盤の強 戦略分野あるいは重 要施策として掲げら れており、我が国自 動車産業及び鉄道産 競争力の確保を図る 必要があるため。

我が国技術の国際 標準の獲得を目指し た国土交通省の自動 車基準調和世界フォ ラ A

(UN/ECE/WP29) 等における活動を支 援すること。また、 この対応のため、国 際標準化を推進する 専門の部署を設置す るなど実施体制の強

【指標】

化を図ること。

標)

年6月改訂)におい 年6月改訂)におい ては、「国際標準の 獲得と認証基盤の強 化」といったことが | 化」といったことが 戦略分野あるいは重 要施策として掲げら れており、我が国自 動車産業及び鉄道産 業の活性化及び国際 | 業の活性化及び国際 競争力の確保を図る 必要があるため。

> 我が国技術の国際 標準の獲得を目指し た国土交通省の自動した国土交通省の自動 車基準調和世界フォ ラ 4

(UN/ECE/WP29)

的に参画します。こ など実施体制の強化しを一層推進します。

を図ります。

我が国技術の国際 標準の獲得を目指し 車基準調和世界フォ

ラ (UN/ECE/WP29)

等における活動を支 援するため、職員を一援するため、職員を 我が国代表の一員と | 我が国代表の一員と して同フォーラムのして同フォーラムの 各専門家会合に参加 各専門家会合に参加 させ、国際標準等のしさせ、国際標準等の 提案に必要なデータ 提案に必要なデータ 提供等を積極的に行し提供等を積極的に行 ● 国際連合で開催 います。これらの目 います。これらの目 される専門家会合 | 標達成のために具体 | 標達成のために具体 への参加状況等 的には、同会合に 的には、同会合に (モニタリング指 60 回程度参加する 12 回程度参加する 1 1 回程度 とともに、国内におしとともに、国内にお ける国際標準獲得に一ける国際標準獲得に 向けた検討にも積極し向けた検討にも積極 的に参画します。こ の対応のため、国際一の対応のため、既存 標準化を推進する専一部署の更なる見直し 門の部署を設置する一を行い、国際標準化

準・試験方法のより 積極的な提案や、体 制整備を着実に進め ているか。

新興国を含む世界各国において、安全・安 立場から4割を 心な車社会を実現するとともに、日本の企「超える会議で主 業がより活動しやすい環境を整備するた「導した。 め、自動車にかかる国際基準調和を積極的 に推進している。

そのため、自動車の安全・環境問題に関|構想・ロードマ 定支援研究の成果及び認証審査部門におけ「「レベル3」の「「S」評定とした。 る審査方法の知見を活用し、新たな国際基 自動運転を実現 準の提案や、基準策定に必要なデータの提 | す る た め 、 供等を積極的に行うことによって、国土交 | WP29傘下の自動 | ・従来の成果としては A 評価だが、今回は国際基 行った。

また、国際基準等の策定等に係る国際的しの作業部会で交 していくために、平成28年4月に、旧交通 | 所が議長職を担 | よいかと考えている。 安全環境研究所と旧自動車検査独立行政法│当し、我が国の│・国民の技術に対する理解、受容性を高めるための 人の統合に当たって、国際調和活動を専門し技術や検討中のし研究も進めて欲しい。 に行う「国際調和推進部」を新設し、年々 制度をベース 増加している国際基準調和の業務に組織的 に、自動運転車 < 有識者の意見> ュリティ対策、排出ガス不正ソフト対策│の協力も得て、 等、新たな技術課題に対応した新たな基準 | 世界初の国際基 | や国連規則(UNR)の制定等について議論 準案が自動運転 異存なく大賛成である。 が始まっているところである。このような 専門家会合にお ・昨年、レベル3の運転自動化を実現する関連法改 車安全研究部を設置するとともに、各部署 おける自動運転 組む必要があるため、国際調和推進統括を 設置した。

さらに、自動運転に向けた技術が急速に ら、所期の目標 進化していることから、平成30年6月の を量的及び質的 WP29 において、ブレーキ・走行装置専門 に顕著な成果を 家会合(GRRF)を改編し、GRVAが新た 達成しており、 に設置されるとともに、自動運転に必要な S評定と認めら

び関連する3つたのか。 定された。

以上の理由か

議長職を担当し、我が国の技術や検討中の制度をベ ースに、自動運転車の国際基準を産官連携で日本が 主導した。欧米の協力も得て、世界初の国際基準案 が自動運転専門家会合において承認されるととも さらに、官民ITS に、この基準案に基づいて、日本国内における自動 運転の技術基準が制定された。

する国際基準を策定する WP29 の諸活動に √ップ 2019 を踏ま / 以上のことを踏まえ、所期の目標を量的及び質的に 恒常的に参画し、研究部門における基準策 え高速道路での 上回る顕著な成果を得たと認められることから

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 通省の自動車基準調和活動の技術的支援を | 運転専家会合及 | 準、国内基準の策定に繋がったことから S 評価とし
- → 世界初となる基準の策定を主導したというこ リーダーシップを組織的かつ戦略的に発揮│通安全環境研究│とから、自動車の世界ではノーベル賞級と言っても

- かつ柔軟に対応できるよう実施体制の強化 の国際基準を産 ·S 評価をつけられたということで、非常に喜ばし を図った。一方で、最近の自動車の技術基 | 官連携で日本が | く、日本としては誇らしいこと。ぜひお家芸という 準の国際調和については、自動運転、セキ | 主導した。欧米 | 感じで力をずっと入れていただきたい。自動運転は 重要な新しい産業の芽にもなりますので、これから も頑張っていただきたい。今年度については、全く
- 高度かつ複雑化した新たな技術課題につい┃いて承認される┃正があり、非常に大きな動きがある中、しかも、そ て、将来的な技術基準の調和を見越した取 | とともに、この | れをやったのが、日本が先導している。イメージ的 り組み等に対応するため、平成30年4月1 基準案に基づい にはどうしても欧米が主導して、日本が追従する形 日に組織改正を行い、環境研究部及び自動↑て、日本国内に↑になるのかなと思ったが、それを日本が先導したと いうことは、ある面、いい意味で期待を裏切る活躍 横断的に国際基準調和に関する課題に取り┃の技術基準が制┃をされたということで非常にS評価に対して何か異 論を挟むつもりはありません。

基準を整備するために GRVA 傘下に4つの れる。 作業部会が設置されることとなった。それ らに対応するために、令和元年7月に新た | <課題と対応> に国際調和推進のための業務を専門に行う「特になし。 審議役を設置し、体制の強化を図った。 国際調和推進統括の下で、環境研究部及 自動車安全研究部で行った先進的な技術要 件のための研究成果に基づき、また、自動 車認証審査部におけるこれまでの審査方法 の知見を活かして、国が行う基準案策定を 技術的に支援した。 具体的には、WP29 の7つの専門家会合 (GR、IWVTA) 及びその傘下の作業部会 に、必要に応じて研究部門と自動車認証審 査部から共に出席する体制とした。また、 基準案原案策定のための作業部会には、若 手職員を担当させることによって育成に務 めた。 令和元年度における WP29 の会議体への 出席は、WP29 傘下の 7 つの専門家会合 (GR、IWVTA) に年 16 回 (GR 各年 2 回、臨時で開催された GR2回、IWVTA2 回)、のべ 32 人が参加し、また、WP29 に は審議役が2回参加した。その他21の作業 部会等に年79回参加し、参加者はのべ142 人であった。全体では、29 の会議に年 97 回、のべ176人が参加した。また、開催頻 度が高い会議については、より効率的に国 際会議に参加する一手法として、出張を伴 わない国際電話会議で参加するよう心が け、上記会議への出席の他、86 回の国際電 話会議(Web 会議含む) にのべ 133 人が出 席し、全体では 183 回の国際会議にのべ 309 人が参加した。 交通安全環境研究所は、これまで恒常的 に WP29 の専門家会合及び作業部会等に参 加してきたが、交通安全環境研究所の益々 の存在感の向上を目指して、会議に参加す る立場から主導する立場を目指し、作業部 会等の議長職 (議長、副議長、事務局) を

担当し、日本の主張がより基準に反映され るよう会議運営を主導していくこととして いる。これまでの作業部会に加えて、2つ の専門家会合 (IWVTA、GRVA) の議長及 び副議長を担当するとともに、12 の作業部 会や TF において、議長、副議長及び事務 局を担当し、主導率は全体の 41.4%を占め た。特に自動運転に関する国際基準策定に おいては、官民 ITS 構想・ロードマップ 2019 (令和元年6月7日 IT 総合戦略本 部・官民データ活用推進戦略会議決定)を 踏まえ高速道路での「レベル3」の自動運 転を実現するため、WP29傘下のGRVA及 び関連する3つの作業部会で交通安全環境 研究所が議長職を担当し、我が国の技術や 検討中の制度をベースに、自動運転車の国 際基準を産官連携で日本が主導した。

WP29 傘下の各専門家会合、及びその傘下に設置された作業部会等において、以下の活動を行った。

(i)一般安全専門家会合(GRSG)

日本から、間接視界の基準である国連規 則第 46 号 (UNR46) に、直前直左に直右 及び近接後方を加えた視界の確保(ミラー ではなく CMS (Camera Monitor System)、ソナー、直視でも可)の提案を 行っており、日本の事故データを基に近接 視界の必要性を主張してきた。その結果、 車両近接における視界を確保するための VRU-Proxi (Vulnerable Road Users proximity) 作業部会が設置され、交通安全 環境研究所の職員が議長として会議運営を 担当し、車両後退時の歩行者安全確保に対 する安全性に関する新たな世界統一技術規 則 (Global Technical Regulation: GTR) のとりまとめに向けて、作業部会の運営を 主導している。

また、新たに GRVA の傘下に設置された EDR/DSSAD (Event Data Recorder/Data

recorder Storage System for Automated Driving) 作業部会は、EDR が GRSG 担当 となるため、作業部会の立ち上げに際し、 EDR/DSSAD の共同議長を担当している日 本が GRSG との意見調整を行った。 (ii) 衝突安全専門家会合(GRSP) GRSP において、危険と考えられる CRS (Child Restraint System) の販売禁止を 可能とする改正定提案について、交通安全 環境研究所で実施した該当 CRS の試験結果 を報告し、提案の合意に貢献した。 歩行者保護基準の GTR である世界統一技 術規則第9号 (GTR9) で、アクティブ保 護装置の試験方法の明確化を目的とした DPPS (Deployable Pedestrian Protection Systems) 作業部会では、日本がアクティ ブボンネットの振動の影響について調査を 行い、その影響が小さいことを交通安全環 境研究所の職員が参加して報告し、振動の 影響を無視することで合意した。 欧州議会で採択された GSR (General Safety Regulation) の改正内容を UNR に 織り込む議論する TF において、前面衝突 基準、側面衝突基準及び後面衝突基準で交 通安全環境研究所が日本の法規状況を報告 し、日本が受け入れ可能な内容にして合意 した。 バス乗員の子供の安全に関する新基準の 策定を目的とした STCBC 作業部会では、 交通安全環境研究所で実施した調査結果を 報告し、今後の調査内容の進め方の決定に 貢献した。 電気自動車の安全性に関する EVS 作業部 会では、現在、Phase2として、バッテリー の熱連鎖試験、振動試験、被水試験の議論 が行われている。交通安全環境研究所が事 務局として会議運営を担当し、アジェンダ やスケジュールの管理を行っている。また 第18回、19回 EVS 作業部会は、前任の議 長の退職に伴い、それぞれ臨時議長、新任 73

議長による開催となったが、セクレタリと
して質高くサポートし、会議の運営に貢献
した。
(iii)自動運転専門家会合(GRVA)
自動運転に特化した基準扱う専門家会合
として、GRRF を改選して新たに設置され
た専門家会合である。令和元年6月に開催 まわた第170 同 WD00 において、自動運転
された第 178 回 WP29 において、自動運転
に関するフレームワーク文書が合意され、
GRVA では令和2年3月までに同一車線内
の低速型自動運転システムである ALKS の
新規則ドラフトを策定することとなった。
作業はパート毎に GRVA 傘下の4つの作業
部会で取り組むこととなり、ALKS の機能
要件については ACSF 作業部会、自動運転
車の新たな試験法についてはVMAD作業部
会、サイバーセキュリティ及びソフトウェ
Pアップデートについては CS / OTA
(Cyber Security and OTA issues) TF、デ
ータ記録装置については EDR/DSSAD
(Event Data Recorder/Data recorder
Storage System for Automated Driving)
作業部会にて作業が行われた。ACSF 作業
部会は日本とドイツが共同議長となり、
ALKS の機能要件及び機能要件の確認のた
めの試験法のドラフトを作成し、第5回
GRVA に提出した。交通安全環境研究所は
日本の意見・提案を取り入れたドラフトの
作成に貢献するとともに、第4回 GRVA で
は共同議長の代行で状況報告を行った。
VMAD 作業部会は日本とオランダが共同議
長となり、ALKS を対象とした自動運転車
の新たな試験法のドラフトを作成し、第5
回 GRVA 〜提出した。交通安全環境研究所
は共同議長を担うとともに、交通シナリオ
を用いた安全性検証方法等のドラフト作成
に貢献した。
CS/OTA TF は日本と英国、米国の3者が
共同議長となり、活動を続けてきた。日本
の議長には交通安全環境研究所が担当して
74

いる。自動車に特化したサイバーセキュリ ティとソフトウェアアップデートの基準案 が作成され、第5回 GRVA に提出された。 現在国連による採択を待っている状況であ る。サイバーセキュリティの基準案では、 車両型式についてのセキュリティ機能の審 査に加え、車両メーカーの組織的なセキュ リティの取り組みについても審査する新し い仕組みが提案されている。なお、ソフト ウェアアップデートに関しても同様に車両 メーカーの組織に関する審査を行う仕組み となっている。ちなみに、この国連におい て策定された新しい仕組みは世界に先駆け 日本で制度化され、令和2年度から実施さ れることとなっている。EDR/DSSAD 作業 部会は日本とオランダ、米国の3者が共同 議長となり、活動を続けてきた。日本の議 長は交通安全環境研究所が担当している。 このデータ記録装置は、自動運転における 運転の主体(システムかドライバーか)を 記録する要件を定めており、運転における 責任の切り分けにおいて重要なデバイスと なるため、道路交通の上でも必要不可欠な 装置であり、自動運転車の社会受容性にも かかわる重要な基準となる。基準案は、 ALKS の基準に組み込まれ、第5回 GRVA に提出され、令和2年6月の国連による採 択を待っている状況である。 令和2年2月に開催された第5回 GRVA において ALKS の新規則ドラフト及びサイ バーセキュリティ/ソフトウェアアップデ ートの新規則ドラフトが審議された結果、 一部残課題が指摘され、令和2年3月に臨 時で第6回 GRVA が開催されることになっ た。第6回 GRVA での審議の結果、ALKS の新規則ドラフト及びサイバーセキュリテ ィ/ソフトウェアアップデートの新規則ド ラフトが合意され、令和2年6月の WP29 に上程されることになった。なお、ALKS の機能要件のうち、運転操作引継ぎ要求提 示後の猶予時間(10秒)の要件及び運転操 作引継ぎ要求の警報を段階的に強める要件については、交通安全環境研究所で実施したドライビングシミュレータ実験の結果が技術的根拠となった。
乗用車用衝突被害軽減ブレーキの UN 新規則(00シリーズ)が第178回 WP29で採択され、GRVA 配下に設置された AEBS 作業部会(日本と欧州委員会が共同議長)において、00シリーズ改正案及び 01シリーズが工会ながなけった。京

乗用車用衝突被害軽減ブレーキの UN 新規則 (00 シリーズ) が第 178 回 WP29 で採択され、GRVA 配下に設置された AEBS 作業部会 (日本と欧州委員会が共同議長) において、00 シリーズ改正案及び 01 シリーズ改正案を作成する作業が行われた。交通安全環境研究所は共同議長を支援するとともに、日本の意見・提案を取り入れた改正案の作成に貢献した。また、第 10 回 AEBS 作業部会では、交通安全環境研究所が実施した AEBS の不要作動試験シナリオに関する調査結果のプレゼンを行った。

国連規則第79号改訂3 (UNR79-03シリーズ)のACSFカテゴリB1 (車線維持支援機能)及びACSFカテゴリC (車線変更支援機能)に関する改正提案が第4回 GRVAで業界より出された。その後、提案者と有志国による小グループによる議論を行い、修正案を作成することとなり、交通安全環境研究所は改正提案の趣旨を十分理解した上で、日本の意見・提案を修正提案へ反映させることに貢献した。修正提案は第5回GRVAで審議され、一部を除き合意された。

(iv) 排出ガス・エネルギー専門家会合(GRPE)

令和2年1月に開催された第80回GRPE においてWLTPのUNRが合意された。現 状の乗用車排出ガス規制に関する国連規則 第83号(UNR83)は燃料・最高速度の違い等 により日本での採用は出来ない状況であっ たが、このことにより日本においても排出 ガス・燃費のUNRの採用が可能となっ た。WLTP作業部会において交通安全環境 研究所は副議長を担当しており、特に交通 安全環境研究所としては日本国内での運用

経験や日本が先行している FCV や EV とい	
った部分において WLTP-UNR 策定に貢献	
した。	
RDEにおいては日本国内での試験成立性を	
研究部が調査しており、第 80 回 GRPE に	
GTR と UNR のドラフトを提出した。	
EPPR (Environmental and Propulsion	
Performance Requirements) 作業部会で	
は交通安全環境研究所が副議長を担当して	
おり、二輪車の排出ガス技術基準(世界統一	
技術規則第2号(GTR2)の改正作業と	
OBD2 の技術基準(世界統一技術規則第 18	
号 (GTR18)) 策定を行った。先行してい	
る欧州法規をベースに、使用燃料の追加等	
により日本、インド、中国等においても使	
用可能なものとなっており、この GTR 策定	
により日本国内においても欧州と同等の二	
輪車排出ガス基準を設けることが可能とな	
った。	
EVE (Electric Vehicles and the	
Environment)作業部会では副議長を交通	
安全環境研究所が担当しており、電気自動	
車やハイブリッド車のシステム出力基準を	
検討しており、WLTP への反映を目指して	
いる。	
PMP (Particle Measurement	
Programme)作業部会では粒子状物質の測	
定基準を作成しており、23nm 以下の粒子	
状物質測定方法を検討しており、世界統一	
技術規則第 15 号 (GTR15) への反映を予	
定している。	
(v) 騒音・タイヤ専門家会合	
(GRBP)	
四輪車の騒音規制に関する国連規則第 51	
号(UNR51)では、試験法で規定されてい	
る加速走行の条件だけ騒音が小さくなるよ	
うにすることを防止するための規定がある	
が、その確認方法が煩雑で効果が見込める	
かが不透明であるとの課題から、作業部会	
を設置して試験法の見直しを行っている。	

交通安全環境研究所が副議長を担当し、各 国と連携して会議を進めている。第13回の 会議においては、議長が急遽不参加となっ たが、議長を代行することにより、会議を 成立させた。また、同作業部会では、二輪 車の騒音規制に関する国連規則第 41 号 (UNR41) についても、UNR51 同様に加 速走行の条件だけ騒音が小さくなるように することを防止するための規定の強化も合 わせて検討が開始されている。車両後退時 の警報装置についての基準策定について は、交通安全環境研究所が TF の議長を務 めている。過年度に交通安全環境研究所に て実施した調査結果を報告する等、主導的 な役割を果たしている。また TF 議長とし て、GRBP へ進捗報告を毎回実施してい (vi) 灯火器専門家会合(GRE) 令和元年 10 月に開催された第 82 回 GRE において、1952 ブラッセル作業部会 (GTB) は、前照灯の配光制御により車両 前方に情報提示を行う路面描画について、 ADB の規定範囲内で運用可能とする意見を 提出した。しかし、この提案はドライバー の注意力低下や他の交通参加者の混乱を招 く懸念があるため採択が見送られている。 交通安全環境研究所は、路面描画の安全性 を検討するために、自車両前方の路面描画 を注視するドライバーが先行車の減速にど の程度速やかに気づくことができるか調べ る実験を実施した。また路面描画を他の交 通参加者が見た場合、どの程度はつきり読 めるかについても調査した。これらの結果 を第83回以降のGREにおいて報告し、議 論を推進する予定となっている。

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I. 3. (2). ①②	段が国技術の国際標準化等への支援										
	鉄道技術の国際標準化										
	①ISO、IEC 等への参画										
	②国際的な認証・安全性評価の推進										
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条								
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198								
易度		レビュー									

2. 主要な経年データ	主要な経年データ													
② 主要なアウトプッ	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2			28 年度	29 年度	30 年度	令和元	令和2
	目標	(前中期目標期間				年度	年度						年度	年度
		最終年度値等)												
国内での ISO、IEC 等 の専門家会議へ参加	14 回程度	14 回程度 (国内で開催さ れる専門家会議 の実績)	15 回	15 回	22 回	18 回			予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
認証審査及び規格適合 性評価に係る受託契約 の完遂率を100%	100%	100% (受託契約につい ては全て完遂す る。)	100%	100%	100%	100%			決算額 (百万円)	1,585	1,438	1,248	1,625	
									経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
									経常利益(百万円)	153	126	51	34	
									行政サービス実施コ	729	864	814	1,924	
									スト (百万円)					
									従事人員数	43	43	43	43	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価								
ISO(国際標準化機	ISO(国際標準化機	<評定と根拠>	評定 B										

構)、IEC (国際電気 構)、IEC (国際電気 構)、IEC (国際電気 ・国内での ISO、 標準会議)等の国際標 | 標準会議)等の国際標 | 標準会議)等の国際標 準化活動に参画し、我 | 準化活動に参画し、我 | 準化活動に参画し、我 が国の優れた鉄道技 | が国の優れた鉄道技 | が国の優れた鉄道技 術・規格の国際標準化 | 術・規格の国際標準化 | 術・規格の国際標準化 の推進に貢献するこ┃の推進に貢献します。┃の推進に貢献します。

これらの目標達成のたしこれらの目標達成のたし めに具体的には、関係しめに具体的には、関係 する国内での ISO、 する国内での ISO、 <その他の指標> IEC 等の専門家会議へ IEC 等の専門家会議へ 特になし。 70 回程度参加しま 14 回程度参加しま

に行うこと。

に行います。これらの | に行います。これらの | 評価等を行うための | 参加した。 目標達成のために具体 | 目標達成のために具体 | 体制整備を着実に進 | 的には、認証審査及び一的には、認証審査及び一めているか。 規格適合性評価に係る|規格適合性評価に係る 受託契約の完遂率を 受託契約の完遂率を 100%とします。

100%とします。

- 議へ参加
- 認証審査及び規格した。 適合性評価に係る を 100%

<評価の視点>

鉄道の国際標準化活動に参画 B 格の国際標準化の推進に貢献し り着実な実施状 きた。

具体的には、国際標準化活動にしられる。 受託契約の完遂率 関係する国内での ISO、IEC 等の 専門家会議として、国際標準化機 <課題と対応> 構の鉄道分野専門委員会(ISO/TC 特になし。 | 269)、音響専門委員会(ISO/TC 43)、及び高度道路交通システム (ISO/TC 204)、並びに、国際電 気標準会議の鉄道用電気設備とシ 我が国鉄道技術の国 | 我が国鉄道技術の国 | 我が国鉄道技術の国 | 研究成果や技術評 | ステム専門委員会 (IEC/TC 9) 及 際的な展開を支援する | 際的な展開を支援する | 際的な展開を支援する | 価・認証審査の知見 | び生体影響に関する電磁界計測の ため、認証審査及び規 | ため、認証審査及び規 | ため、認証審査及び規 | を活用して、鉄道の | 標準化専門委員会 (IEC/TC 106) 格適合性評価を積極的 │ 格適合性評価を積極的 │ 格適合性評価を積極的 │ 国際規格への適合性 │ に係る国内の専門家会議に計 18 回

> 参加した国内委員会における顕 著な成果としては、次の活動が挙 げられる。鉄道用電気設備とシス テム専門委員会 (IEC/TC 9) の成 果として、IEC 62597 (鉄道にお ける電磁場の測定方法)につい て、日本の測定器を排除させない ように CD (委員会原案) を平成 29 年度に取りまとめた結果を維持 し、CDV (国際規格原案) 及び FDIS (最終国際規格案) を通過さ せ、その結果、令和元年7月には 国際規格として発行された。

また、我が国鉄道技術の国際的 な展開を支援するため、認証審査 及び規格適合性評価を積極的に行 った。

認証審査及び規格適合性評価に 係る受託契約について 100%完遂 し、令和元年度末までの終了予定 22 案件全てに対し成果物を発行し た。なお、認証機関として令和元 年度は認証書を5案件(規格数と

況にあると認め

<評定に至った理由>

IEC等の専門家会│し、我が国の優れた鉄道技術・規│業務実績のとお│自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認で

してはのべ7件)に対し発行し
た。
さらに、認証審査した鉄道製品
に対して少なくとも年1回定期的
に実施するサーベイランスについ
て、鉄道認証室の実績を評価、及
び他の認証機関における鉄道製品
以外の製品のサーベイランスに係
る規程を調査し、認証審査に関係
する文書類の改訂や製品の製造予
定が無い場合に限りサーベイラン
スを2回まで延長できる特例を新
たに規定することにより、業務の
効率化を図った。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I. 4. (1) (2)	その他国土交通行政への貢献	の他国土交通行政への貢献										
(3)	推車両対策											
	・整備促進への貢献											
	関係期間との情報共有の促進											
業務に関連する政策・	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条									
施策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)										
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198									
易度		レビュー										

2. 主要な経年ラ	データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度			28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
検査員研修 等への講師 派遣回数	1,000 回程 度	1,000 回程度	1,149 回	1,197 回	1,222 回	1,202 回			予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
									決算額 (百万円)	15,041	14,723	16,070	14,345	
									経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
									経常利益(百万円)	1,180	△32	237	28	
									行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454	5,615	6,077	15,284	
									従事人員数	949	949	992	992	

3.	各事業年度の業務に	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価は	に係る自己評価及び	主務大臣による評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	自動車の盗難防	自動車の盗難防	自動車の盗難防	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A	
	止等を図るため、	止等を図るため、	止等を図るため、	・検査員研修等への	自動車の盗難防止等に貢	A	<評定に至った理由>		
	車台番号の改ざん	車台番号の改ざん	車台番号の改ざん	講師派遣回数	献するためネットワークシ	年度計画通り着	盗難車両対策については、ネットワーク	クシステムの活用し、車台番号の打刻改	
	等の盗難や不正が	等の盗難や不正が	等の盗難や不正が		ステムを活用し、車台番号	実に業務を実行	ざん事例を全国の事務所に横展開し、	職員の発見能力向上を図り、更に盗難車	
	疑われる受検事案	疑われる受検事案	疑われる受検事案	<その他の指標>	の改ざん事例を全国展開す	するとともに、	の発見に貢献した職員に対する業績表記	彰を行うなど、職員の意欲向上に努めた	
	があった場合に	があった場合に	があった場合に	特になし。	ることにより、職員による	定量的指標であ	結果、6件の盗難車を発見した。また、	、行政への貢献として、多くの改造車が	
	は、速やかに国土	は、速やかに国土	は、速やかに国土		改ざん等に関する確認能力	る検査員研修等	展示される東京オートサロン等において	て、主催者と連携し展示車両に保安基準	
	交通省へ通報する	交通省へ通報しま	交通省へ通報しま	<評価の視点>	の向上を図り、車台番号の	への講師派遣回	不適合車両があった場合には専門家の	立場から指摘を行うなど不正改造防止の	
	こと。	す。	す。	計画通り着実に実行	改ざんが疑われる自動車を	数について、達	ための啓発を行った。更に、国土交通	省が行う指定整備工場の検査員研修等へ	
	適切な点検・整	適切な点検・整	適切な点検・整	できているか。	全国で83件発見し、国土交	成率が 120%と	の講師派遣については 1,202 回実施し	た。検査職員を講師派遣するには通常の	

修の促進のため、 国土交通省と連携 | 国土交通省と連携 | 国土交通省と連携 い、また、国土交一い、また、国土交一い、また、国土交 通省が行う指定整 | 通省が行う指定整 | 通省が行う指定整 備工場の検査員研|備工場の検査員研|備工場の検査員研 修等に講師を派遣し修等に講師を するなどの支援に 5,000 回程度派遣 1,000 回程度派遣 努めること。

【指標】

● 国土交通省が 実施する検査等 に係る研修等へ の講師の派遣状 況(モニタリン グ指標)

国土交通省にお 国土交通省にお としている。

中の早期に整備す 中の早期に整備し ること。

備及びリコール改 | 備及びリコール改 | 備及びリコール改 修の促進のため、 して啓発活動を行して啓発活動を行して啓発活動を行 するなどの支援に するなどの支援に 努めます。

修の促進のため、 修等に講師を 努めます。

国十交通省にお

いては、検査等のいては、検査等のいては、検査等の 情報の一元化を検|情報の一元化を検|情報の一元化を検 討しており、その一討しており、その一討しており、その 一環として、中期 | 一環として、中期 | 一環として、中期 目標期間中の早期 | 目標期間中の早期 | 目標期間中に、軽 に、軽自動車検査 に、軽自動車検査 自動車検査協会が 協会が保有する検 協会が保有する検 保有する検査情報 査情報を国土交通 | 査情報を国土交通 | を国土交通省が集 省が集約する仕組 | 省が集約する仕組 | 約する仕組みを構 みを構築すること | みを構築すること | 築することとされ とされています。 ています。自動車 自動車機構にお │ 自動車機構にお │ 機構においては、 いては、国土交通 | いては、国土交通 | 国土交通省が保有 省が保有する車両 | 省が保有する車両 | する車両の不具合 の不具合等の情報 | の不具合等の情報 | 等の情報を共有で を共有できる仕組 | を共有できる仕組 | きる仕組みを中期 みを中期目標期間 | みを中期目標期間 | 目標期間中に整備

うち6件は、盗難車の発見 えている。 の発見に貢献した職員は業しの改ざんが疑わ

さらに、東京オートサロ ともに、不正改 | 2020、名古屋オートトレン 啓発活動を実施 ド 2020 において、不正改造した。 防止のための啓発活動を実し以上の理由か 施した。加えて、国土交通しら、所期の目標 省が実施する街頭検査におり以上の成果を達 いて、不正改造車両取締り一成しており、A への協力を行った。

適切な点検・整備を促進しる。 する観点から、審査結果が 不適合であった車両の受検 | <課題と対応> 者に対して、測定結果等の特になし。 審査結果情報を提供した。

また、国土交通省が行う 自動車検査員研修等の講師 依頼を受け、令和元年度は 1.202 回延べ 1.292 名の職員 を派遣し、審査事務規程に ついての講義を行った。

さらに、リコール技術検 証部門において、国土交通 省及軽自動車検査協会と連 携して、軽自動車の不合格 情報を入手し、設計又は製 作に係る不具合が疑われる 情報の分析を行った。(再 据)

省へ通報すると「ケースなのか。

評定と認められ

通省へ通報を行った。この│大幅に目標を超│検査業務を残された職員でフォローアップする必要であるが、そのような状況 の中、年度目標の120%を超えた。以上のことを踏まえ、所期の目標を上回る に繋がった。また、盗難車 | 更に、車台番号 | 成果を得たと認められることから「A」評定とした。

績表彰の対象にすることと れる自動車を発 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- し、職員の意欲向上に努め | 見し、国土交通 | ・83 件全てが盗難車ということではないのか。車台番号の改ざんはどのような
- → すべて不正受検ということになるが、盗難車でない例として故障車の部 ン 2020、大阪オートメッセ | 造防止のための | 品を組み合わせて修理するいわゆる 2 コ 1 のようなものもありうる。

4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

ます。

します。

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報										
II. 1. (1) (2)	务運営										
(3)	役管理費及び業務経費の効率化目標等、調達の見直し、業務運営の情報化・電子化の取組										
2. (1) (2)											
(3)	要員配置の見直し、その他実施体制の見直し、人事に関する計画										
当該項目の重要度、難	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビューシート番号 197、198										
易度	レビュー										

2	2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)				
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な				
			度値等)						情報				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	己評価	主務大	:臣による評価
				業務実績	自己評価		
一般管理費(人件	一般管理費(人件	一般管理費(人件	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
費、公租公課等の所要	費、公租公課等の所要	費、公租公課等の所要	特になし。	経費の内容を精査した上で予	В	<評定に至った理由>	>
額計上を必要とする経	額計上を必要とする経	額計上を必要とする経		算額の縮減を図るとともに、期	業務実績のとおり	自己評価書の「B」と	この評価結果が妥当であると確
費及び特殊要因により	費及び特殊要因により	費及び特殊要因により	<その他の指標>	中の予算管理を適切に行うこと	着実な実施状況に	認できた。	
増減する経費を除く。)	増減する経費を除く。)	増減する経費を除く。)	特になし。	により、経費を抑制した。	あると認められ		
について、中期目標期	について、中期目標期	について、中期目標期			る。		
間中に見込まれる当該	間中に見込まれる当該	間中に見込まれる当該	<評価の視点>	「平成 31 年度独立行政法人			
経費総額(初年度の当	経費総額(初年度の当	経費総額(初年度の当	計画通り着実に実行	自動車技術総合機構調達等合理	<課題と対応>		
該経費相当分に5を乗	該経費相当分に5を乗	該経費相当分に5を乗	できているか。	化計画」に基づき、契約監視委	特になし。		
じた額)を6%程度抑	じた額)を6%程度抑	じた額)を6%程度抑		員会において点検・見直しを実			
制すること。	制します。	制する目標に向けて、		施しているとともに、同計画に			
		経費節減の余地がない		おいて調達の改善等を図る観点			
		か自己評価を厳格に行		から、重点的に取り組む分野に			
		った上で、適切な見直		掲げた審査上屋における改修工			
		しを行います。		事に関する調達については、入			
また、業務経費(人	また、業務経費(人	また、業務経費(人		札情報の業界誌への掲載依頼等			
件費、公租公課等の所	件費、公租公課等の所	件費、公租公課等の所		周知ツールを活用し、競争入札			
要額計上を必要とする	要額計上を必要とする	要額計上を必要とする		の促進に努めた。			

経費及び特殊要因によ 経費及び特殊要因によ 経費及び特殊要因によ り増減する経費を除しり増減する経費を除しり増減する経費を除 く。) について、中期目 | く。) について、中期目 | く。) について、中期目 標期間中に見込まれる┃標期間中に見込まれる┃標期間中に見込まれる 当該経費総額(初年度 当該経費総額(初年度 の当該経費相当分に5 | の当該経費相当分に5 | の当該経費相当分に5 を乗じた額)を2%程 を乗じた額)を2%程 を乗じた額)を2%程 度抑制すること。

「独立行政法人におし ける調達等合理化の取してる調達等合理化の取してる調達等合理化の取 | 組の推進について| (平 | 組の推進について| (平 | 組の推進について| (平 成 27 年 5 月 25 日総務 | 成 27 年 5 月 25 日総務 | 成 27 年 5 月 25 日総務 大臣決定)等を踏ま 大臣決定)等を踏ま 大臣決定)等を踏ま え、公正かつ透明な調 え、公正かつ透明な調 え、公正かつ透明な調 達手続による、適切で | 達手続による、適切で | 達手続による、適切で 迅速かつ効果的な調達 | 迅速かつ効果的な調達 | 迅速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 | を実現する観点から、 毎年度策定する「調達│毎年度策定する「調達│毎年度策定する「調達 等合理化計画 | に基づ | 等合理化計画 | に基づ | 等合理化計画 | に基づ く取組を着実に実施す│く取組を着実に実施し│く取組を着実に実施し ること。具体的には、 | ます。具体的には、機 | ます。具体的には、機 機械警備業務、回線利 | 械警備業務、回線利用 | 械警備業務、回線利用 用料、健康診断などの 料、健康診断などの複 料、健康診断などの複 複数年契約の実施や、 数年契約の実施や、守 数年契約の実施や、守 守衛業務、電力契約、 | 衛業務、電力契約、施 | 衛業務、電力契約、施 施設内変電施設等につし設内変電施設等についし設内変電施設等につい いて、隣接する研究所 て、隣接する研究所と て、隣接する研究所と と一体で契約すること | 一体で契約することに | 一体で契約することに により、引き続き調達 より、引き続き調達の より、引き続き調達の の効率化、コスト縮減 | 効率化、コスト縮減を | 効率化、コスト縮減を を図ること。また、同 | 図ります。また、同一 | 図ります。また、同一 一敷地にある国の運輸 | 敷地にある国の運輸支 | 敷地にある国の運輸支 支局等と警備、清掃業局等と警備、清掃業局等と警備、清掃業 務、消防・空調設備の | 務、消防・空調設備の | 務、消防・空調設備の 保守点検等の共同調達 | 保守点検等の共同調達 | 保守点検等の共同調達 を可能な限り実施して | を可能な限り実施して | を可能な限り実施して いるところであり、今 | いるところであり、今 | いるところであり、今 後とも、共同調達の実 | 後とも、共同調達の実 | 後とも、共同調達の実 施により調達の効率 | 施により調達の効率 | 施により調達の効率 化、コストの縮減に努 化、コストの縮減に努 化、コストの縮減に努

度抑制します。

「独立行政法人にお

当該経費総額(初年度 度抑制すべく経費の節 約に努めます。

「独立行政法人にお を実現する観点から、

引き続き、入札情報について 周知ツールを活用し新たな事業 者の発掘に努めていく。

また、他の機関との共同調達 の実施については、従来から実 施していた自家用電気工作物の 保守契約等に加えて、電子複写 機の賃貸借及び保守に関する調 達を隣接する研究所と共同で実 施した結果、共同調達の件数は 4件となった。

自動車機構内の効率的な情報 共有及び適切な意思決定等のた め、旧検査法人・旧交通安全環 境研究所においてイントラネッ ト・メール等を用いて電子的に 情報共有を行った。

令和元年度の継続検査件数 は、平成30年度と比べて減(前 年度比 97. 1%) となったが、 これは年度毎の変動及び新型コ ロナウィルス感染症対策に伴う 自動車検査証の有効期間伸長に よるものも含まれる。なお、指 定整備率の向上及び軽自動車へ のシフトによる中長期的な検査 台数の減少傾向に変化はない。 一方、近年の基準改正に対応す るため、検査における確認事項 の増加など実質的な業務量は引 き続き増加している。

このような状況の中、これま で実施してきた不適切事案を二 度と発生させないための措置を 踏まえて、非常勤職員を含めた 要員配置の見直し、検査コース 数の見直し、職員に対する研修 の充実及び高度化施設の更なる 利活用に取り組み、厳正かつ効 めること。

また、随意契約につ について」(平成 26 年 について」(平成 26 年 よることができる事由しよることができる事由し な調達を実施するこしな調達を実施します。

革に関する取組方針~ | 行政の ICT 化・オープ | 行政の ICT 化・オープ 行政の ICT 化・オープ ン化、業務改革の徹底 ン化、業務改革の徹底 ン化、業務改革の徹底 | に向けて~ | (平成 26 | に向けて~ | (平成 26 に向けて~」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決 年 7 月 25 日総務大臣決 年7月25日総務大臣決 | 定) に基づき、自動車 | 定) に基づき、自動車 定)に基づき、自動車 機構内の効率的な情報 機構内の効率的な情報 機構内の効率的な情報 | 共有及び適切な意思決 | 共有及び適切な意思決 共有及び適切な意思決 | 定等業務運営の電子化 | 定等業務運営の電子化 定等業務運営の電子化 に取り組むことによ に取り組むことによ に取り組むことによ り、業務運営の効率化 り、業務運営の効率化 り、業務運営の効率化しを図ります。 を図ること。

自動車機構において 等に重点化すること。

このため、継続検査 における検査業務量の における検査業務量の における検査業務量の 変化を的確に把握した「変化を的確に把握した」変化を的確に把握した 上で、要員配置の見直 上で、要員配置の見直 上で、要員配置の見直 しを行い、重点化する | しを行い、重点化する | しを行い、重点化する

めます。

また、随意契約につ

「国の行政の業務改 「国の行政の業務改 | 革に関する取組方針~ | 革に関する取組方針~

自動車機構において は、新技術や社会的要 は、新技術や社会的要 は、新技術や社会的要 請に対応するため、今 請に対応するため、今 請に対応するため、今 後、自動車の型式認証 | 後、自動車の型式認証 | 後、自動車の型式認証 に係る審査や新規検 | に係る審査や新規検 | に係る審査や新規検 杳、街頭檢查、構造等│杳、街頭檢查、構造等│杳、街頭檢查、構造等 変更検査における審 変更検査における審 変更検査における審 査、リコール技術検証 | 査、リコール技術検証 | 査、リコール技術検証 等に重点化します。

このため、継続検査

めます。

また、随意契約につ いては「独立行政法人」いては「独立行政法人」いては「独立行政法人 の随意契約に係る事務 の随意契約に係る事務 の随意契約に係る事務 について」(平成 26 年 10 月1日付け総管査第 | 10 月1日付け総管査第 | 10 月1日付け総管査第 284 号総務省行政管理 284 号総務省行政管理 284 号総務省行政管理 局長通知)に基づき明│局長通知)に基づき明│局長通知)に基づき明 確化した、随意契約に 確化した、随意契約に 確化した、随意契約に よることができる事由 により、公正性・透明 | により、公正性・透明 | により、公正性・透明 性を確保しつつ合理的 | 性を確保しつつ合理的 | 性を確保しつつ合理的 な調達を実施します。

> 「国の行政の業務改 を図ります。

> 自動車機構において 等に重点化します。

このため、継続検査

率的な業務の実施に努めた。

特に、継続検査における検査 業務量の季節的な変化や地域事 情を的確に把握し、一部の検査 コースについては、廃止するこ ととしていたものを休止に移行 し、繁忙期等において稼働させ ることによって、受検者の待ち 時間や検査職員の超過勤務時間 の低減を図り、削減コースの有 効活用を行った。

組織統合における合理化効果 を発揮するため、引き続き間接 部門の共通化・効率化を図り、 合理化により得られたリソース を重点化すべき情報セキュリテ ィ等の業務に配置した。

本部の移転について、統合後 の管理部門の合理化や経費削減 の観点を考慮しつつ、関係機関 と調整を進めた。

役職員の給与については、国 家公務員に準じた給与体系とし ており、ラスパイレス指数は 98.9%であり、国家公務員の給 与水準に照らし適切なものとな った。

効活用を行うこと。

- 一方で、これらの検| 一方で、これらの検| 一方で、これらの検 討は、検査業務におい | 討は、検査業務におい | 討は、検査業務におい 度と発生させないため | 度と発生させないため | 度と発生させないため の措置を踏まえて進め一の措置を踏まえて進め一の措置を踏まえて進め ること。

全体として効果的・効 全体として効果的・効 全体として効果的・効 率的に実施されるよう | 率的に実施されるよう | 率的に実施されるよう 必要な見直しを行うと | 必要な見直しを行うと | 必要な見直しを行うと 着後における組織・経 | 着後における組織・経 | 着後における組織・経 費の合理化効果を発揮 | 費の合理化効果を発揮 | 費の合理化効果を発揮 するため、間接部門の するため、間接部門の するため、間接部門の 共通化・効率化を図 | 共通化・効率化を図 | 共通化・効率化を図 り、合理化により得ら | り、合理化により得ら | り、合理化により得ら れたリソースを重点化 | れたリソースを重点化 | れたリソースを重点化 すべき業務に配置する すべき業務に配置しま すべき業務に配置しま こと。

また、今後、国土交| 通省において、自動車 通省において、自動車 通省において、自動車 検査登録事務所等の集 検査登録事務所等の集 検査登録事務所等の集 約・統合化の可否の検 | 約・統合化の可否の検 | 約・統合化の可否の検 | 討を行う際には、自動 | 討を行う際には、自動 | 討を行う際には、自動 車機構の事務所等の集┃車機構の事務所等の集┃車機構の事務所等の集 約・統合化の可否も併 │ 約・統合化の可否も併 │ 約・統合化の可否も併 せて検討すること。

早期に結論を得るこ
早期に結論を得ます。

効活用を行います。

ます。

せて検討します。

業務の強化を図るこ 業務の強化を図りま 業務の強化を図りま と。併せて継続検査に一す。併せて継続検査に一す。併せて継続検査に 関する検査コース数の | 関する検査コース数の | 関する検査コース数の 見直しも実施するとと 見直しも実施するとと 見直しも実施するとと もに、削減コースの有 もに、削減コースの有 もに、削減コースの有 効活用を行います。

て不適切審査事案を二 て不適切審査事案を二 て不適切審査事案を二 ます。

自動車機構の業務が | 自動車機構の業務が | 自動車機構の業務が ともに、統合・移管定 ともに、統合・移管定 ともに、統合・移管定

> また、今後、国土交| また、今後、国土交 せて検討します。

なお、本部の移転に なお、本部の移転に なお、本部の移転に ついて、統合後の管理 ついて、統合後の管理 ついて、統合後の管理 部門の合理化や経費削 | 部門の合理化や経費削 | 部門の合理化や経費削 滅の観点を考慮しつ 減の観点を考慮しつ 減の観点を考慮しつ つ、中期目標期間中の┃つ、中期目標期間中の┃つ、交通安全環境研究 所の敷地内に移転する 方向で、関係機関と調 整を進めます。

年功主義にこだわら	年功主義にこだわら	年功主義にこだわら		
ない能力に応じた適正	ない能力に応じた適正	ない能力に応じた適正		
な人員配置を行い、給	な人員配置を行い、給	な人員配置を行い、給		
与水準については、国	与水準については、国	与水準については、国		
家公務員の給与水準も	家公務員の給与水準も	家公務員の給与水準も		
十分考慮し、手当を含	十分考慮し、手当を含	十分考慮し、手当を含		
め役職員給与の在り方	め役職員給与の在り方	め役職員給与の在り方		
について厳しく検証し	について厳しく検証し	について厳しく検証し		
た上で、その適正化に	た上で、その適正化に	た上で、その適正化に		
取り組むとともに、そ	取り組むとともに、そ	取り組むとともに、そ		
の検証結果や取組状況	の検証結果や取組状況	の検証結果や取組状況		
を公表すること。	を公表します。	を公表します。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ. (1) (2) (3)	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資産の見直し									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198							
易度		レビュー								

4	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な		
			度値等)						情報		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標期間におけ	中期目標期間におけ	中期目標期間におけ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
る予算、収支計画及び	る予算、収支計画及び	る予算、収支計画及び	特になし。	独立行政法人会計基	В	<評定に至った理由>
資金計画について、適	資金計画について、適	資金計画について、適		準の改訂に伴い運営費	業務実績のとおり着	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認でき
正に計画し健全な財務	正に計画し健全な財務	正に計画し健全な財務	<その他の指標>	交付金の会計処理は業	実な実施状況にある	た。
体質の維持を図るこ	体質の維持を図りま	体質の維持を図りま	特になし。	務達成基準を採用し、	と認められる。	
と。	す。	す。		業務の進行状況と運営		
独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	<評価の視点>	費交付金の対応関係が	<課題と対応>	
準の改訂(平成 12 年	準の改訂(平成 12 年	準の改訂(平成 12 年	計画通り着実に実行	明確である活動を除く	特になし。	
2月 16 日独立行政法	2月 16 日独立行政法	2月 16 日独立行政法	できているか。	管理部門の活動につい		
人会計基準研究会策	人会計基準研究会策	人会計基準研究会策		ては期間進行基準を採		
定、平成 27 年 1 月 27	定、平成 27 年 1 月 27	定、平成 27 年 1 月 27		用した。		
日改訂)等により、運	日改訂) 等により、運	日改訂)等により、運		また、運営費交付金		
営費交付金の会計処理	営費交付金の会計処理	営費交付金の会計処理		債務が減少に向けた努		
として、業務達成基準	として、業務達成基準	として、業務達成基準		力を行った結果、前年		
による収益化が原則と	による収益化が原則と	による収益化が原則と		度に引き続き当期末に		
されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、		おける運営費交付金債		
収益化単位としてⅢの	収益化単位としてⅢの	原則として中期目標III		務残高はゼロとなっ		
「一定の事業等のまと	「一定の事業等のまと	に記載の「一定の事業		た。		
まり」ごとに予算と実	まり」ごとに予算と実	等のまとまり」ごとに				
績の管理を行うこと。	績の管理を行います。	予算と実績の管理を行		研究・試験・研修施		
		います。		設の外部利用の促進、		

また、各年度期末に また、各年度期末に また、各年度期末に おける運営費交付金債 おける運営費交付金債 おける運営費交付金債 務に関し、その発生状 | 務に関し、その発生状 | 務に関し、その発生状 況を厳格に分析し、減 | 況を厳格に分析し、減 | 況を厳格に分析し、減 少に向けた努力を行う「少に向けた努力を行い」 こと。

大を図ること。

は、資産の利用度のは一は、資産の利用度のは一は、資産の利用度のほ か、本来業務に支障の一か、本来業務に支障の一か、本来業務に支障の ない範囲での有効利用 | ない範囲での有効利用 | ない範囲での有効利用 の可能性、経済合理性の可能性、経済合理性の可能性、経済合理性 その必要性について、「その必要性について、 自主的な見直しを不断 | 自主的な見直しを不断 | 自主的な見直しを不断 に行うこと。

ます。

知的財産権の実施許 知的財産権の実施許 大を図ります。

保有資産について 保有資産について 保有資産について などの観点に沿って、などの観点に沿って、 に行います。

少に向けた努力を行い

知的財産権の実施許 諾の推進、研究・試│諾の推進、研究・試│諾の推進、研究・試 験・研修施設の外部利│験・研修施設の外部利│験・研修施設の外部利 用の促進、受託研究の用の促進、受託研究の用の促進、受託研究の 獲得拡大及び競争的資 | 獲得拡大及び競争的資 | 獲得拡大及び競争的資 金への積極的な応募に | 金への積極的な応募に | 金への積極的な応募に より、収入の確保・拡 より、収入の確保・拡 より、収入の確保・拡 大を図ります。

> などの観点に沿って、 その必要性について、 に行います。

受託研究等の獲得を実 施しつつ、自己収入の 確保・拡大を図った。

保有資産について は、その利用度等に照 らして、現時点におい ては当機構の業務上必 要不可欠なものである ことから、その有効利 用の可能性については 不断に検討しつつ、現 有資産の活用により本 来業務の質の確保を図 った。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198
易度		レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要
		度値等)						情報

3. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に	係る自己評価及び主	務大臣による評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	予見し難い事故	予見し難い事故	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 — —		
	等の事由の他、年	等の事由の他、年		実績無し	_	<評定に至った理由>		
	度当初の運営資	度当初の運営資						
	金、収入不足への	金、収入不足への	<その他の指標>	<課題と対応>		<今後の課題>		
	対応のための経費	対応のための経費			特になし。	※実績に対する課題及び改善方策など		
	が必要となる可能	が必要となる可能						
	性があるため、短	性があるため、短	<評価の視点>					
	期借入金の限度額	期借入金の限度額				<その他事項>		
	を 3,000 百万円と	を 3,000 百万円と				※有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど		
	します。	します。						

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報									
V. (1) (2) (3)	自動車の設計から使用段階までの総合的な対応									
(4) (5)	施設及び設備に関する計画									
	人材確保、育成及び職員の意欲向上									
	広報の充実強化を通じた国民理解の醸成									
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198							
易度		レビュー								

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な		
			度値等)						情報		

3	各事業年度の業務に係る目標、	計画、業務実績、年度評価に係る自	自己評価及び主務大臣による評価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣に	よる評価
					業務実績	自己評価		
	自動運転システム、燃料電池	自動運転システム、燃料電池	自動運転システム、燃料電池	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 I	В
	自動車等の最新技術を搭載した	自動車等の最新技術を搭載した	自動車等の最新技術を搭載した	特になし。	(1)シナジー効果を最大限発	В	<評定に至った理	理由>
	自動車に、迅速かつ適切に対応	自動車に、迅速かつ適切に対応	自動車に、迅速かつ適切に対応		揮できるよう理事長及び全理事	業務実績のと	令和元年度に発生	生した判定値
	するためには、自動車メーカー	するためには、自動車メーカー	するためには、自動車メーカー	<その他の指標>	からなる技術戦略本部において	おり着実な実	事案では、職員な	
	の研究開発動向、国際標準化に	の研究開発動向、国際標準化に	の研究開発動向、国際標準化に	特になし。	技術戦略に特化して各部門が保	施状況にある	値で検査を実施し	
	向けた国際会議での議論状況、	向けた国際会議での議論状況、	向けた国際会議での議論状況、		有する情報を当機構全体で共有	と認められ	い様に偽装を行った。	
	型式認証及び使用段階での評価	型式認証及び使用段階での評価	型式認証及び使用段階での評価	<評価の視点>	し、当機構内の技術に関する企	る。	を受けて、自動車 務改善指示がなる	
	手法の改善の必要性、不具合発	手法の改善の必要性、不具合発	手法の改善の必要性、不具合発	計画通り着実に実行	画・立案を行っている。令和元		構において、原	
	生状況等に関して、詳細かつ俯	生状況等に関して、詳細かつ俯	生状況等に関して、詳細かつ俯	できているか。	年度においては、技術戦略本部		関係規程等の見過	
	瞰的に各部門が共通の問題意識	瞰的に各部門が共通の問題意識	瞰的に各部門が共通の問題意識		を3回開催した。シナジー効果	<課題と対応>	再発防止策の策策	
	を持ちつつ、対応する必要があ	を持ちつつ、対応する必要があ	を持ちつつ、対応する必要があ		を発揮する具体的な施策として	特になし。	速に実施しており	り、その旨の
	る。旧自動車検査独立行政法人	ります。旧自動車検査独立行政	ります。		は、以下の取組みを実施した。		機構からの報告の	
	と旧独立行政法人交通安全環境	法人と旧独立行政法人交通安全	旧自動車検査独立行政法人と		① 道路運送車両法の改正		ないと認められる	- 0
	研究所が統合され自動車機構と	環境研究所が統合され自動車機	旧独立行政法人交通安全環境研		(平成31年3月8日閣議決定、		本事案については	
	なった今、シナジー効果を効率	構となった今、シナジー効果を	究所が統合された自動車機構で		令和元年5月24日公布)及び		おり判定値事案の係る内部統制の	
	的に創出することが期待され	効率的に創出することが期待さ	は、シナジー効果を効果的に創		「車載式故障診断装置を活用し		徐る四部統制の位 ていること、また	
	る。	れます。	出することが期待されます。そ		た自動車検査手法のあり方検討		に掲げた課題に	, , , , , ,
	その効果が最大限発揮される	その効果が最大限発揮される	の効果が最大限発揮されるよ		会」の最終報告書(平成 31 年 3		実績を上げている	

よう、理事長及び全理事からなしよう、理事長及び全理事からなしう、理事長及び理事からなる技 る技術戦略本部を設置し、技術 | る技術戦略本部を設置し、技術 | 術戦略本部において、技術戦略 戦略に特化して各部門が保有す る情報を自動車機構全体で共有│る情報を自動車機構全体で共有│情報を自動車機構全体で共有 し、自動車機構内の技術に関す る企画・立案を一手に担う場と│る企画・立案を一手に担う場と しての機能を持たせること。

【重要度:高】

自動車検査独立行政法人と独 立行政法人交通安全環境研究 所の統合の最大の目的は、自 動車の設計から使用段階まで を総合的に対応することによ るシナジー効果の創出を通 じ、自動車に係る国民の安 全・安心の確保及び環境の保 全を図ることであり、そのシ ナジー効果の最大化に向けた 措置は、統合の目的達成のた めに重要である。

【指標】

●技術戦略本部の開催状況(モ ニタリング指標)

業務の確実な遂行のため、施 努めること。

戦略に特化して各部門が保有す し、自動車機構内の技術に関す しての機能を持たせます。

【重要度:高】

旧自動車検査独立行政法人と 旧独立行政法人交通安全環境 研究所の統合の最大の目的 は、自動車の設計から使用段 階までを総合的に対応するこ とによるシナジー効果の創出 を通じ、自動車に係る国民の 安全・安心の確保及び環境の 保全を図ることであり、その シナジー効果の最大化に向け た措置は、統合の目的達成の ために重要である。

【指標】

● 技術戦略本部の開催状況 (モニタリング指標)

業務の確実な遂行のため、施 努めます。

• > 5 > 6			1	J1 0 5 7 6		
施設・設備の 内容	予額百万円	財源		施設・設備の内容	予額百万円	
(一般勘定)	1 3/			(一般勘定)	1 1/	
自動車等研究		独立行		自動車等研究		3
施設整備費		政法人		施設整備費		Į
新交通シス	430	自動車		新交通システ	0	
テム車両の		技術総		ム車両の安全		1
安全性評価		合機構		性評価試験施		ĺ
試験施設の		施設整		設の整備		ţ

に特化して各部門間が保有する し、自動車機構内の技術に関す る企画・立案を一手に担う場と しての機能を引き続き持たせま

業務の確実な遂行のため、施 設の計画的な整備・更新を進め | 設の計画的な整備・更新を進め | 設の計画的な整備・更新を進め るとともに、適切な維持管理に るとともに、適切な維持管理に るとともに、適切な維持管理に 努めます。

> 財源 独立行 政法人 自動車 技術総 合機構 施設整

月13日公表)に基づき、車載式 故障診断装置 (On-Board Diagnostics: OBD) を活用し た検査(OBD検査)の実施に向 けた準備を進めるため、4月に OBD検査業務準備室を本部に設 置し、システム構築及び運用面 の検討を本格的に開始した。

また、OBD を活用した検査の 実施に向けて必要となるシステ ム・機器の技術的要件等を調 査・検討するため、OBD 検査業 務準備室及び交通安全環境研究 所が連携・協力し、機構、軽自 動車検査協会、コンサルティン グ会社、システムメーカー及び ツールメーカーからなるプロジ エクトチームを立ち上げ、合計 89 回に及ぶ関係各者との打ち合 わせを実施し、システム構成や 主要課題について検討を行った 上で、OBD検査で使用する照会 アプリの試作版を作成し、実際 の車両を用いた実証実験による 検証を行うとともに、OBD検査 を加えた業務フローについても 検討を行い、システムの基本的 な要件及び次年度の基礎設計等 に向けた課題についてとりまと めた。(再掲)

② 上記①の OBD 検査の更 なる高度化を目指し、研究部門 において、OBDポートを利用し た電子制御装置(Electronic Control Unit: ECU) のソフト ウェアに予め設定されている特 定の値を読み取ることで、ソフ トウェアのバージョンや改ざん の有無を検出する手法の研究が 進められていることから、米国 の OBD 検査における不正防止

- え、自己評価書の「B」との 評価結果が妥当であると確認 できた。
- ・2つの事務所において、そ れぞれ設定不備及び校正不備 による誤判定事案が発覚し た。前者については、職員が 検査機器の判定値の設定方法 の確認を行った際に異なる判 定値に変更した後、判定値を 戻すことを失念していたこと が原因であり、当該検査機器 は年式が古く、判定値設定等 に係るパスワード設定ができ ない仕様であったため、職員 自らが判定値の変更ができる 状況にあった。また本件で は、誤った判定値で検査を実 施した事実はない様に職員が 偽装を行っていたことも確認 された。後者については、校 正機関が校正作業の終了後に 作動確認を実施するために設 定を変更し、元の状態に戻す ことを失念したことが原因で あった。
- ・両者の誤判定に対しては、 整備業界との調整のうえ、自 動車ユーザーにダイレクトメ ールを発送し、誤判定を行っ た検査項目に係る確認検査等 を実施した。
- ・再発防止に向けては、関係 管理職に対し理事長からの注 意喚起を実施するとともに、 これまでの対策に加え、パス ワード設定ができない仕様の 検査機器については、判定値 の変更禁止規定を遵守させる ため制御卓に視覚的な警告表 示を行ったほか、同検査機器

整備 (P)		備費補			0	備費補
実走行環境	210	助金		実走行環境性		助金
性能評価試				能評価試験施		
験施設の整				設の整備		
備						
						独立行
(審査勘定)				(審査勘定)	0	政法人
審査施設整備		独立行		審查施設整備		自動車
費		政法人		費	690	技術総
審査場の建	1,242	自動車		審査場の建替		合機構
替等		技術総		等	846	施設整
審査機器の	5,120	合機構		審査機器の更		備費補
更新等		施設整		新等	282	助金
審査上屋の	8,188	備費補		審査上屋の改		
改修等		助金		修等		
基準策定•	4,480			基準策定・改		
改正等に伴				正等に伴う試		
う試験設備				験設備の導		
の導入・改				入・改造		
造						
(*/ 十 六7 4夕ま*) ァ	田上フヶ	+÷\ / : H	1	ツ → ☆7 4夕ま 1ァ 1	ヨローファ	+ =∧. / ± H

る場合がある。

※本部移転に関する結論(現 | ※本部移転に関する結論(現 在は賃貸)によっては、本一在は賃貸)によっては、本部の 部の施設整備費が追加され | 施設整備費が追加される場合が ある。

> ※実走行環境性能評価試験施 設の整備については平成30年度 補正予算で実施。

> ※基準策定・改正等に伴う試 験設備の導入・改造については 国庫債務負担行為施設整備とし て 1.704 百万円。

人材の確保に努めること。ま | 人材の確保に努めます。また、 た、国や関係機関、各部門間の | 国や関係機関、各部門間の人事 | 国や関係機関、各部門間の人事 | 交流、適正な業務を行うことが | 交流、適正な業務を行うことが | とが出来るような研修プログラ | 出来るような研修プログラムの | 出来るような研修プログラムの ムの整備・実施、基準策定・国│整備・実施、基準策定・国際相│整備・実施、基準策定・国際相 際相互承認の推進のための国際 | 互承認の推進のための国際会議 | 互承認の推進のための国際会議 参加や研究発表等を通じて、人 材育成に取り組みます。

自動車機構の役割に合致した 自動車機構の役割に合致した 人材の確保に努めます。また、 参加や研究発表、交通安全環境 研究所の所内セミナー(10 テー

対策の調査を実施するととも に、汎用のスキャンツールを用 いて、ECUを始めとする自動車 に搭載されているソフトウェア バージョン番号及び改ざん検出 のための番号の取得調査を実施 し、検査に手法を取り入れるた めの課題等についてとりまとめ

③ 平成28年度のシナジー施 策として導入した検査用の前照 灯試験機の測定精度を向上した 判定ロジックについて、近年の 前照灯技術の多様化に伴い、人 の目で見た予想エルボー点と異 なる位置にエルボー点があるも のと判定する事象が出てきてい るところ。

安定した自動判定を行うため には、さらなる機能向上が必要 であり、エルボー点検出不具合 解消のための解析手法について 検討し、追加ロジックの構築手 法を策定し、構築に必要となる データ収集のための要件につい て整理した。

④既存の検査の効率化のた め、ガソリン車の排出ガス検査 について、平成23年度の交通安 全環境研究所調査結果による と、OBDⅡの閾値はアイドル排 出ガスの閾値よりも感度が高い ことが分かっており、既に米国 及び一部の欧州の国では、アイ ドル検査から OBD 検査に置き 換えられていることから OBD を活用したアイドル排出ガス検 査の代替手法の要件について検 討を行った。また、ディーゼル 車の排出ガス検査についても、 検査の効率化及び事故防止の観

- の判定値変更について、事務 所、地方検査部及び本部が連 携し、複層的なチェック体制 の強化を行った。
- ・校正機関に対しても、校正 終了時における引き渡し前の 確認等の再発防止策を徹底し
- ・関連規程等については、11 月 29 日付で検査機器の適正 の確保に係る通達を改正し、 パスワードが設定できない検 査機器については確認頻度を 短くし、さらに、検査開始時 には検査モードを確認する等 の強化を行った。
- ・検査機器の維持及び管理を 確実に行うため、3月27日 付で検査機器の管理に係る規 程を改正し、機器責任者及び 補助者それぞれの担務を明確 化した。

自動車機構の役割に合致した 人事交流、適正な業務を行うこ 会議参加や研究発表等を通じ て、人材育成に取り組むこと。

さらに職員の業務への取組意 | 欲の向上を図ること。

自動車機構の活動について、 に、情報提供を積極的に進める を図ります。 こと。

「「独立行政法人の業務の適し 28 日総務省行政管理局長通知) 事項を確実に実施すること。

なる内部統制委員会及び同委員 なる内部統制委員会及び同委員 なる内部統制委員会及び同委員 |会に設置しているリスク管理委 | 会に設置しているリスク管理委 | 会に設置しているリスク管理委 員会の取組を強化するととも 員会の取組を強化するととも 員会の取組を強化するととも に、検査業務の適正化について┃に、検査業務の適正化について┃に、検査業務の適正化について も同じく理事長及び全理事からしも同じく理事長及び全理事からしも同じく理事長及び全理事から なる検査業務適正化推進本部をしなる検査業務適正化推進本部をしなる検査業務適正化推進本部を 設置するなどにより、自動車機 | 設置するなどにより、自動車機 | 平成28年度に設置、自動車機構 構の長のリーダーシップのも | 構の長のリーダーシップのも | の長のリーダーシップのもと、 と、内部統制の取組について実しと、内部統制の取組について実力の部統制の取組について実態把 態把握、継続的な分析、必要な | 態把握、継続的な分析、必要な | 握、継続的な分析、必要な見直 見直しを行うこと。

さらに業務改善の提案等の実 | 績や緊急時の対応状況等を評価 │ 績や緊急時の対応状況等を評価 し、表彰することなどにより、 広報の充実強化を図るととも│職員の業務への取組意欲の向上│職員の業務への取組意欲の向上

> 自動車機構の活動について、 に紹介する交通安全環境研究所 年 1 回程度開催するとともに、 般公開を毎年1回程度実施しま 1回実施します。

28 日総務省行政管理局長通知) 事項を確実に実施します。

また、理事長及び全理事から また、理事長及び全理事から また、理事長及び全理事から 見直しを行います。

マ程度)等を通じて、人材育成 に取り組みます。

さらに業務改善の提案等の実 し、表彰することなどにより、 を図ります。

自動車機構の活動について、 広報の充実強化を図るととも「広報の充実強化を図るととも に、情報提供を積極的に進めま に、情報提供を積極的に進めま す。交通安全環境研究所についす。交通安全環境研究所につい ては、対外的プレゼンス向上等 ては、対外的プレゼンス向上等 の取組の一つとして、研究所の一の取組の一つとして、研究所の 業務・成果を広く国民に網羅的|業務・成果を広く国民に網羅的 に紹介する交通安全環境研究所 フォーラム及びタイムリーな特しフォーラム及びタイムリーな特 定のテーマにかかる研究成果等 | 定のテーマにかかる研究成果等 を紹介する講演会をそれぞれ毎 | を紹介する講演会をそれぞれ 1 回開催するとともに、研究所の 研究所の活動について広く国民 活動について広く国民の理解を の理解を得るため、研究所の一十得るため、研究所の一般公開を

「「独立行政法人の業務の適」「「独立行政法人の業務の適正 正を確保するための体制等の整 | 正を確保するための体制等の整 | を確保するための体制等の整 備」について」(平成26年11月 | 備」について」(平成26年11月 | 備」について」(平成26年11月 28 日総務省行政管理局長通知) に基づき、業務方法書に定めた | に基づき、業務方法書に定めた | に基づき、業務方法書に定めた 事項を確実に実施します。

しを行います。

点から現行のオパシメータより も測定感度が高い PN 測定器を 用いた検査を導入するため、欧 州の PN 測定器を用いた検査導 入に向けた動向の調査を実施す るとともに、欧州で導入される 予定の PN 測定器を用いて、検 比較実験を実施し、測定精度、 相関性、検査場環境への影響等 を検証した。

(2) 令和元年度は、老朽化し た審査上屋の改修及び、乗用車 の 4WD 車など多種多様な車種 に対して、検査を効率的かつ安 全・確実に実施できる機能を搭 載した審査機器を導入した。

令和元年度の施設及び整備に関 しては次のとおり

	は次のとおり。	
審	マルチテスタ	678,503
查	の機器更新等	千円
機	(山形事務所	
器	他計 10 基)	
0)		
更		
新		
等		
審	審査上屋屋根	848,033
查	等改修	千円
上	(静岡事務所	
屋	他3箇所)	
0)	審査上屋控室	
改	改修	
修	(八戸事務所	
等	他1箇所)	
	審査上屋床面	
	改修	
	(釧路事務所	
	他 25 箇所)	

部統制のモニタリングが実施さ | 部統制のモニタリングが実施さ | 部統制のモニタリングが実施さ れる等、監査が適切に実施され | れる等、監査が適切に実施され | れる等、引き続き監査が適切に るよう、体制を整えること。

切に取り組むこと。

ィの強化を図ること。

るよう、体制を整えます。

研究不正の防止に向けた取組 研究不正の防止に向けた取組 研究不正の防止に向けた取組 て、適切に取り組みます。

リティについては、「サイバー | リティについては、「サイバー | リティについては、「サイバー セキュリティ戦略 | 等の政府の | セキュリティ戦略 | (平成 27 年 | セキュリティ戦略 | (平成 27 年 方針を踏まえ、情報セキュリテ | 9 月 4 日閣議決定) 等の政府の | 9 月 4 日閣議決定) 等の政府の 方針を踏まえ、情報セキュリテ│方針を踏まえ、情報セキュリテ ィの強化を図ります。

充当します。

また、監事監査において、内 また、監事監査において、内 また、監事監査において、内 実施される体制とします。

については、「研究活動におけ」については、「研究活動におけ」については、「研究活動におけ る不正行為への対応等に関する | る不正行為への対応等に関する | る不正行為への対応等に関する ガイドライン」(平成 26 年8月 | ガイドライン」(平成 26 年8月 | ガイドライン」(平成 26 年8月 26 日文部科学省)に従って、適 26 日文部科学大臣決定)に従っ 26 日文部科学大臣決定)に従っ て、適切に取り組みます。

個人情報の保護、情報セキュー 個人情報の保護、情報セキュー 個人情報の保護、情報セキュー ィの強化を図ります。

> 前中期目標期間中からの繰越 前中期目標期間中からの繰越 積立金は、中期目標期間中に自し積立金は、中期目標期間中に自 己収入財源で取得し、本中期目 | 己収入財源で取得し、本中期目 標期間へ繰り越した有形固定資 標期間へ繰り越した有形固定資 産の減価償却に要する費用等に│産の減価償却に要する費用等に 充当します。

審査上屋シャ ッター等改修 (室蘭事務 所) 空調設備改修 (熊谷事務所 他1箇所) 審查機器更新 に伴う床面等 改修事前設計 (帯広事務所 他 2 箇所) 高度化施設改 修等 耐震補強工事 (北陸信越検 杳部) 審查上屋照明 設備改修 (茨城事務所 他1箇所) 油水分離槽設 置工事 (大分事務 所) 基 ポール側面衝 215,435 準 突試験設備の 千円 第 導入 定高度運転支 ● 接装置安全 改性評価設備 正の導入

箬

う 試 験 設 備 \mathcal{O}

1,74	
改	
(3) 交通安全環境研究所の所	
内セミナーについては、各部門	
からの話題提供により各職員の	
機構全体業務の理解促進や、若	
手研究者による学会発表内容を	
共有する場として活用する等、	
<u>15 テーマを実施</u> し人材育成に取	
り組んだ。	
また、業務への取組意欲の向	
上を図るため多様な業務を取り	
上げ、以下のとおり業務表彰を	
行った。	
▶ 連続無事故を長期間達成し	
た13事務所	
→ 街頭検査において優れた取 (4) 大京 (5) よる (5) 大京 (7) という	
組を行った6検査部	
▶ 自動車審査を確実に遂行	
し、不正受検を見逃さない	
責任観念に徹した職員7名	
▶ 優れた業務改善提案を行っ	
た2事務所	
▶ 特に優れた功績をあげた 2	
名、5チーム	
▶ 技術指導教官として研修受	
講者から最も高い評価を得	
た教官1グループ	
(4)機構の活動については、	
ホームページを利用して積極的	
に情報提供するとともに、令和	
元年度に多発した台風等の自然	
災害による検査コースの閉鎖が	
あった場合には、その情報をホー	
ームページに掲載することによ	
98	

り、利用者に迅速に周知した。
また、 4 月に開催された $CITA$
総会において、新技術への対応
に関するパネルディスカッショ
ンに参加し、OBD検査等の制度
改正や当機構の取組みについて
情報発信するとともに、5月に
開催された自動車の検査・整備
関係業界や学生等が多数来訪す
るオートサービスショー2019 に
おいて、当機構の業務や採用案
内について広報するとともに、
最重要課題である OBD 検査の
導入に向けた取組みについて、
前年度までの調査結果や令和元
年度以降の取組みを紹介し、当
機構の役割、取組みの意義の周
知を図った。さらに、1月に
は、令和元年度の OBD 検査プ
ロジェクトの成果を披露するた
め、関係機関・団体向けに実証
実験の見学会を開催した。ま
た、交通安全環境研究所につい
ては研究所の業務・成果を広く
国民に網羅的に紹介する交通安
全環境研究所フォーラム及びタ
イムリーな特定のテーマにかか
る研究成果等を紹介する講演会
をそれぞれ1回開催した。ま
た、交通安全環境研究所の活動
について広く国民の理解を得る
ため、研究所の一般公開を行っ
た。
(5) 内部統制委員会を2回、
リスク管理委員会を2回、検査
業務適正化推進本部会合を3回
開催し、理事長及び地方検査部
長の巡回等による内部統制の状
況を確認し、令和元年度に取り
組む機構のリスクを選定し対策
組む機構のサイクを選定し対象 99



4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画							
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198					
易度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	

主務大臣による評価
_
(至った理由>
)課題>
二対する課題及び改善方策など
1事項>
からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど
でのでは、

4. その他参考情報

1.当事務及び事業に関する基本情報								
VII	重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画							
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198					
易度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な		
			度値等)						情報		

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
		なし	なし	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_				
					実績無し	_	<評定に至った理由>					
				<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>					
							※実績に対する課題及び改善方策など					
				<評価の視点>								
							<その他事項>					
							※有識者からの意見聴取等を行った場合	合には意見を記載するなど				

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VⅢ.	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198					
易度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
								-		

3. 各事業	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中	期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
		施設・設備の整	施設・設備の整	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 –				
		備、広報活動、	備、広報活動、		経営努力に係る認定取	_	<評定に至った理由>				
		研究費への繰り	研究費への繰り		得により、前年度の特						
		入れ、海外交流	入れ、海外交流	<その他の指標>	許収入である 350,281	<課題と対応>	<今後の課題>				
		事業(招聘、ワ	事業(招聘、ワ		円について目的積立金		※実績に対する課題及び改善方策など				
		ークショップ、	ークショップ、		とすることが認められ						
		国際会議等) に	国際会議等) に	<評価の視点>	た。この目的積立金を						
		使用します。	使用します。		活用し、「2018 交通安		<その他事項>				
					全環境研究所フォーラ		※有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど				
					ム」の開催 経費とし						
					て充当した。						

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
IX.(1)	一定の事業等のまとまり(道路運送車両法に基づく執行業務等(保安基準適合性の	この審査、登録に係る確認調査、リ	コールに係る技術的検証等) (I.1. (1) ~ (3)、I. 2. (2) ~ (3)、4.))								
当該項目の重要度、難	関連	連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198								
易度	レヒ	ビュー									

② 主要なアワ	ウトプット (7	アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令 和 元 年度	令和2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
審査方法等の 改善	10件	10 件 (繁忙期を除いて毎 月実施)	10 件	10 件	10 件	10 件		予算額(百万円)	15,429	15,360	15,148	15,200	
検査コース 閉鎖時間	2,000 時間 以下		1,450 時 間 30 分	1,485 時間 39 分	1,444 時間 33 分	947 時間 28 分		決算額(百万円)	15,548	15,194	15,706	14,345	
重大事故の 発生にかか る度数率	1.15以下		1.12	0.23	0.68	0.69		経常費用(百万円)	11,871	11,889	11,984	12,186	
街頭検査実 施台数	110,000 台		121,077 台	131,300 台	129,424 台	130,054 台		経常利益(百万円)	1,180	$\triangle 32$	237	28	
不具合情報の 分析	4,000 件	4,000 件 (国土交通省に寄せら れた不具合情報の件数 の実績)	5,076 件	4,964 件	5,010 件	4,787 件		行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454	5,615	6,077	15,284	
車両不具合の 有無等の詳細 検討	46 件程度	46 件程度 (前五カ年の実績値 より設定)	65 件	69 件	76 件	63 件		従事人員数	949	949	992	992	
検査員研修 等への講師 派遣回数	1,000 回程 度	1,000 回程度	1,149 回	1,197 回	1,222 回	1,202 回							

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価													
					業務実績 自己評価									
	<主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠> 評定 A													

<その他の指標>	A <	<評定に至った理由> 細分化した評価項目の評定の算術平均の結果を踏まえて「A」評定とした。
<評価の視点>		

4. その他参考情報

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均に最も近い評定が「A評定」であること、また、下記事項を踏まえ「A評定」とした。

【項目別評定の算術平均】

(A4点×5項目+B3点×3項目)÷(8項目)=3.63

※なお、算術にあたっては、評定毎の点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については、加重を2倍としている。

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
IX.(2)	一定の事業等のまとまり(自動車及び鉄道等の研究業務等(I.2.(1)、	3.))											
当該項目の重要度、難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 197、198										
易度		レビュー											

①主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員は	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 年度
共同研究の実 施	18 件	18 件 (別紙1における研 究分野毎に 2 件程 度)	19件	21 件	19 件	18件		予算額(百万円)	1,211	1,242	1,200	1,197	
基準の策定等 に資する調 査、研究等を 実施	25 件	25 件 (研究員1人あたり 2年に1件程度)	27件	25 件	27件	26 件		決算額(百万円)	1,640	1,561	1,354	1,625	
国内外の学会 等で研究成果 を発表	一人平均3件	一人平均 3件 (研究員1人あたり 年に3件程度)	一人平均 3.29 件	一人平均 3.51 件	一人平均 3.40 件	一人平均 3.07 件		経常費用(百万円)	1,508	1,450	1,331	1,495	
査読付き論文 の 発表	一人平均 0.5 件	一人平均 0.5 件 (研究員1人あたり 2年に1件程度)	一人平均 0.68 件	一人平均 0.68 件	一人平均 0.62 件	一人平均 0.52 件		経常利益(百万円)	153	126	51	34	
受託研究等の 実施	60 件	60 件 (前五カ年の実 績値より設定)	62 件	59 件	72 件	85 件		行政サービス実施コ スト(百万円)	729	864	814	1,924	
寺許等の産業 財産権の出願	4件	4件 (目安として研究 員3名1組で5年 に2件)	4件	5件	5件	5件		従事人員数	43	43	43	43	
WP29 専門家 会合に参加	12 回程度	12 回程度 (国連で開催される WP29 専門家会議に 100%出席)	12回 (100%)	13 回 (100%)	12 回 (100%)	16 回 (133%)							

国内での	14 回程度	14 回程度	15 回	15 回	22 回	18 回					
ISO、IEC 等		(国内で開催さ									
の専門家会議		れる専門家会議									
〜参加		の実績)									
認証審査及び	100%	100%	100%	100%	100%	100%					
規格適合性評		(受託契約について									
価に係る受託		は全て完遂する。)									
契約の完遂率											
を 100%											

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	禁徒・自己評価	主務大臣による評価							
					業務実績	自己評価								
				<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A							
						A	<評定に至った理由>							
							細分化した評価項目の評定の算術平均の結果を踏まえて「A」評定							
				<その他の指標>		<課題と対応>	とした。							
				<評価の視点>										

4. その他参考情報

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均に最も近い評定が「A評定」であること、また、下記事項を踏まえ「A評定」とした。

【項目別評定の算術平均】

 $(S5 点 \times 1 項目 + A4 点 \times 3 項目 \times 2 + B3 点 \times 2 項目) ÷ (6 項目 + 3 項目) = 3.89$

※なお、算術にあたっては、評定毎の点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については、加重を2倍としている。

また、予算と決算の差額の乖離は、研究の受託収入増によるものである。